

0-1 文章の解析力をつけよう<基礎編>

説明的な文章はどのように読むのか？

読解力こそ 大切

これから現代社会を学ぶにあたって、皆さんにまず身につけてもらいたいものは、文章の読解力である。

なぜなら、現代社会におけるさまざまな制度や日々起こる事件は、すべて言葉によって伝えられ文章という形で示されるので、文章を読んで情報を読み取る力がないと、現代社会を十分理解することができないからである。そのため【①】には、知っている言葉（熟語などの語彙）を増やすことも必要であるが、それとともに文章を論理的に解析する力が必要となる。その訓練を少しやってみよう。

①「そのため」が指している内容は何だろうか？

文章の解析

例えば次の文を読んでみよう。主語と述語はどれだろうか。「天皇とその家族は『皇室』と呼ばれ、『皇室典範』という法律によって規制を受ける」。主語は「天皇とその家族は」であるが、述語は「呼ばれる」と「受ける」の2つある。

つまりこの文は、主語を同じくする2つの文をまとめたものなのである。数学の公式「 $a b + a c = a (b + c)$ 」とよく似ていることがわかる。

「天皇とその家族は「皇室」と呼ばれる。」

+ 「天皇とその家族は「皇室典範」という法律によって規制を受ける」

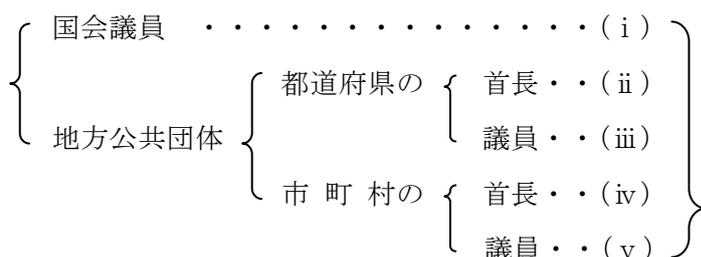
「天皇とその家族は「皇室」と呼ばれ、

「皇室典範」という法律によって規制を受ける」

複雑な構造をもっている文章は図解することができる。例えば「20歳以上の日本国民は、国会議員、地方公共団体（都道府県・市町村）の首長と議会議員の選挙で投票できる」【②】は、次のように構造解析できる。

②この一文から、「20歳以上の国民は5種類（i～v）の選挙で投票できる」ことが、すぐに読み取れるだろうか。

20歳以上の日本国民は、



の選挙で投票できる。

1-1 近代社会の誕生と民主主義の原理 <基礎編>

現代社会はいつごろどのような考え方の上に成立したのだろうか？

前近代と、 王権神授説

いま私たちが生きている日本の社会は、17～18世紀に欧米で成立した近代市民社会を手本にして作られた社会である。

近代以前【①】のヨーロッパ社会は身分制社会であり、王族・貴族など支配する身分に属する者と、庶民・奴隷など支配される身分に属する者とははっきり分かれていた。身分を越えた結婚は禁じられ、原則として生まれついた身分が変わることもなかった。支配者は被支配者に対して絶対的な権力をふるうことが認められていて、支配者が下した命令や決定に対して、被支配者が反対したり不満を言うことは禁じられ、場合によっては犯罪とされることもあった【①】。

支配者が被支配者に対してもつ絶対的な権力は、「王の権力は神から与えられたものだ」という政治思想(王権神授説)によって正当化されていた。被支配者が支配者に反抗することは神に対する反抗と同じとされたからこそ、被支配者は支配者に反抗できなかったのである。

市民革命と 社会契約説

このような社会に対して、ヨーロッパでは「すべての人間は生まれながらにして自由で平等」【②】と考える政治思想が生まれ、その考え方に合うように政治のしくみを根本的に変えようとする動きが起こった。これが市民革命である。

17～18世紀のイギリスで起きたピューリタン革命(清教徒革命)と名誉革命、アメリカ独立革命、フランス革命は、いずれも「人間は自由で平等である(基本的人権をもっている)」という考えを基本に、民主政治を実現しようとした市民革命だった。そしてこの市民革命によって成立した近代社会を理論的に説明し正当化した政治思想が「社会契約説」である。ホッブズ、ロック、ルソーがその理論家として知られている。

3つのRと 産業革命

市民革命 Revolution で近代市民社会が成立した背景には、14世紀ごろイタリアで起こったルネサンス Renaissance と、16世紀ごろドイツに起こった宗教改革 Reformation がある。これらの変革の成果として前近代社会を批判する精神が生まれ、それが市民革命につながったわけである。そして18世紀にイギリスで起こった産業革命によって資本主義経済が成立し、現代社会の経済的基礎が形成された。

① 人類の歴史は、大ざっぱに古代→中世→近代→現代と区分し、古代と中世を合わせて前近代と呼ぶ。

欧米史では市民革命以後を近代と呼ぶ。日本史では明治維新以後を近代としている。

したがって江戸時代までの日本社会と前近代のヨーロッパ社会とはよく似ていることになる。

コメント [n1]: 2007年度教科書『現代社会』(東書・現社001)
p 110

② 「生まれながらにもっている」とは、「人間として生まれたときに既にもっている」という意味である。

生まれたあとで何らかの手続きに基づいて誰かが与えるのではなく、人間として生まれた瞬間に人間として生まれたというだけの理由で備わっているということである。

コメント [n2]: 2007年度教科書『現代社会』(東書・現社001)
p 110

コメント [n3]: 2007年度教科書『現代社会』(東書・現社001)
p 110

1-1 近代社会の誕生と民主主義の原理 <標準編>

社会契約説

社会契約説は、支配者と人民との間の契約（支配服従契約）によって国家・政府の成立を説明する政治思想であり、それまでの考え方（王権神授説）を克服して民主主義を基礎づけた理論であった。

ホブズの世界契約説は、「王の権力は人民の世界契約に基づく」として、清教徒革命後の王政復古を理論的に説明（正当化）したものである。王政を正当化したとはいえ、王権神授説によらず社会契約という概念を用いた点で近代的な政治思想だといえる。

社会契約説の中心論家はロックである。ロックは「人間は生まれながら生命・自由・財産を維持する権利をもっており、国家（政府）は人民がもつこれらの権利を保障するために個人が互いに契約を結ぶことによって作られたものである。それゆえ政府が人民の権利を侵害するような場合には、人民はそれに抵抗する権利（抵抗権）がある」【①】として、名誉革命を理論的に説明した。ロックの思想はのちにアメリカ独立宣言に採用され、さらに日本国憲法の基本思想にもなっている。

フランス革命を正当化したルソーは、「個人の間での契約によって一つの共同体（国家）を作り、公共の利益の実現をめざす一般意思によって人民が導かれ、人民がそれを担うことによって自由と平等が実現する社会が可能となる」とした。

民主政治の基本原理

市民革命によって成立した近代市民社会の政治が民主政治である。その基本原理としては、第一に**基本的**人権の保障が挙げられる。社会契約説の考え方立てば、政治の最も重要な課題は、人間が人間として生まれながらにしてもっている基本的権利（はじめは「自然権」と呼ばれた）を守り実現することだからである。

前近代社会では、支配者は自分の勝手な判断で権力を行使していた（このような権力行使を「人の支配」という）。しかし基本的人権を守るためには「人の支配」は危険である。人間は権力をもつとそれを乱用するものだからである【②】。そこで近代社会においては、基本的人権を保障するために、支配者が行使できる権力と行使の手続きを法として明確に定め、その法に従って権力が行使されるようにしている（このような権力行使を「法の支配」という【③】）。「法の支配」は基本的人権の保障にとって不可欠な

①このような考え方は、中国の古代思想家である孟子にも見られる。孟子は、人民の信頼を失った支配者は天によって廃されるとした（「易姓革命」）。

英語の revolution を「革命」と訳す理由もそこにある。

コメント [n1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p 110

②このことから推測できるように、近代民主政治においては「権力者は人民の敵である」という価値観が根底にある。

手段である。

第二は**人民主権の原理**である。「政治の最も重要な課題が基本的人権を守り実現することだ」ということは、すなわち「政府や王よりも人民のほうが高い地位にある」ことを意味している。このことを政治学的・法学的には「人民が唯一最高の権力である主権をもつ」と表現する【④】。

人民は、まず「憲法を制定する」という形で主権を行使する（この場合の主権を「憲法制定権力」と呼ぶ）。憲法は、人民の基本的人権を列挙し、それを守る責任を担う政府をどのように組織するかを定めた、国家において最も重要な法だからである。そして次に人民は「憲法の規定に従って人民が政府を作る」という形で主権を行使する。具体的には政権を担う公務員を選挙することである。

第三の原理は、**権力分立の原理**である。これは「基本的人権の保障」と「人民主権」とを橋渡しするものとして大事な役割をもっている。既に述べたように、主権をもつ人民にとって最も大切なことは自分たちの基本的人権を守ることであり、そのためには悪政が生じないように「法の支配」を徹底し、権力者が暴走しないようにする必要がある。

そのための工夫として、近代民主政治においては、権力の担い手を立法・司法・行政などの役割や、中央と地方といった領域に従って分け、それぞれが暴走しないように互いに監視しあい、抑制し均衡するようなくみが作られた。権力分立の原理が重要であることを説いたのは主著『**法の精神**』を著したフランスの**モンテスキュー**であった。

世界人権宣言

このような民主主義の考え方は、現在まで脈々と受け継がれてきた。例えば世界人権宣言の第1条に「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と表現されているのも、その背景には社会契約説に始まる民主主義の考え方がある。それゆえ現代社会を正しく学ぶためには、まず民主主義の考え方をしっかり身につける必要がある。

③「法の支配」に対して「**法治主義**」という概念もある。「法治主義」は、議会で制定された法律によって政治を行うべきとする考え方である。

基本的人権を侵害する内容の法律が議会で成立した場合、議会制定法という点では「法治主義」には反しないが、基本的人権を侵害する法という点では「法の支配」に反することになる。

④「主権」という用語には様々な意味がある。ここで使われている「最高の権力」以外に、たとえば「外国からの独立性」という意味で使われることもある（例「主権国家として国際社会から承認された」など）。

◆権威と権力

他人をその意志に反して行動させる力を**権力**という。暴力も権力の一種である（ただし現代においては警察がもつ武力だけが「正しい暴力」とされている）。**権威**とは、権力の正当性の根拠（人民が権力に従う理由）となる存在のことである。例えば王権神授説の考え方においては、王の権力は神の権威によって正当化されていた。社会契約説の考え方に基づいた近代社会においては、主権者である人民の権威が政府の権力を正当化していることになる。

1-2 基本的人権の概要 <基礎編>

基本的人権とは何だろうか？

基本的人権 と憲法

基本的人権は「権利」の一種である。英語では「権利」のことを **right** というが、この言葉は同時に「正しい」という意味でも使われている。このことから容易に理解できるように「権利」とはもともと「正当性」ということである。

「私たちにはこのように活動する権利がある」と言う場合、それは「私たちのこの活動は正しいこととして認められている」ということである。

ところで、例えば商品の売買において「代金を受け取る権利」は売買対象となっている商品の売り手にしか認められない権利である。このように世の中のすべての権利がすべての人間に等しく認められているわけではない。しかし権利の中でも特に、自由や平等などすべての人間に等しく認められている権利がある。そのような万人に共通の、それゆえ社会の基礎にあるべき権利のことを現代では「基本的人権」と呼ぶ。

近代社会においては、権利は**法**によって与えられる。法が「〇〇の権利を有する」とか「〇〇することができる」と定められることによって権利が与えられるわけである。基本的人権は**憲法**に定められているが、本来、基本的人権は、人間（が作った法）によって与えられたものではなく、人間がもともと有しているものだと言われる。それゆえ正確に言うと、基本的人権は憲法が与えたものではなく、憲法ができる以前からある基本的人権の中身を確認し保障しているにすぎないと考えられる【①】。

基本的人権 の背景

では、なぜ基本的人権は万人に等しく認められるのだろうか。それは、すべての人間は**かけがえのない存在**＝**尊厳をもつ存在**だからである。「かけがえのない存在」とは、「他と取り替えることができない存在」という意味である。人間は、たいへん神秘的な出会いの結晶として生まれ、それぞれ異なる個性をもっている。誰一人として機械で安価に大量生産されたものではないし、同じ個性をもつ人間は存在しない。このことは、「人間は誰でも機械の部品のように取り替えることはできない」ということを意味している。それゆえ一人ひとりの人間は、たいへん貴重な存在である。ここから、すべての人間を大切な存在として尊重する精神が生まれてくる。「基本的人権をすべての人間に認める」という考え方は、そのような精神に由来しているのである。

①17～18世紀にヨーロッパで市民革命が起きたときには、まだ憲法が作られていなかったが、当時は基本的人権は「自然権」と呼ばれ、理性によって発見される「自然法」によって与えられると考えられていた。

1-2 基本的人権の概要 <標準編>

自他を愛する心

私たちが人間らしく生きていけるのは、お互いに相手をかけがえのない存在として認め扱う場合においてである。「人間は社会的動物である」(アリストテレス)

がゆえに、私たちはお互いの尊厳を認めあう社会の中でしか、満足な人生を送ることはできないのである。

言い換えれば、私たちの幸福は基本的人権を尊重する社会でこそ実現するということである。つまり「基本的人権の保障」という近代社会の原理は、深い人間理解に裏打ちされている。その深い人間理解は、古代から多くの先達たちが考えぬいてきた成果であると同時に、私たちが誰でも経験する「自他を愛する心」と重なっているのである。

基本的人権と青年期

基本的人権は、「人間は皆、かけがえのない個性をもった存在である」という考え方に支えられているが、私たちの人生においては、このことに気づき自分と他人

の存在を大切に思えるようになる年代がある。それが**青年期**である。

10代から20代前半にかけての時代を青年期という。中学生から高校生くらいの時期は青年期の盛りの時期である。この時期には、まず**第二次性徴**が始まって、性的に男性・女性の区別がはっきりしてきて、子どもを生み育てる準備が整う。さらに精神的な発達も飛躍的に進む。知的にも情緒的にもかなり複雑な働きが身についてくるので、抽象的なこと、複合的なことなどを考えたり、微妙な情感を感じ取ったり表現したりすることができるようになる。一方で興味や関心が多様になり、**個性**が具体的な行動にあらわれてくる。得意・不得意が自覚され、趣味や進路が意識されるようになる。こうしたことを通じて「**自分らしさ**」(アイデンティティ・**自我同一性**)を確立するのである。青年期が「**第二の誕生**」【①】と呼ばれるのも、そのためである。

私たちは、青年期に自分のアイデンティティに目覚め、「自分はかけがえのない存在である」ことを認識する。そのとき同時に私たちは、「自分だけでなく他人もまたかけがえのない存在である」ことをも認識する。このとき私たちは、「自分と同じように他人をも大切にしよう」という心をもつに至る。この心は、実は**宗教**に通じる心でもある。なぜなら自他の大切さを認識するとき、私たちは自他を包み込む大きな存在(神的な存在)を感じることもできるからである。

①「われわれはいわば二度生まれる。一度は生存するために、二度目は生活するために。一度は人類の一員として、二度目は性をもった人間として。」
(ルソー『エミール』より)

人間の尊厳

さて思想史の中で、「人間の尊厳」という考え方を確立したのはドイツの哲学者カントである。

カントによれば、人間は動物とは異なり理性をもっている。この理性は「欲望に流されることなく、人間ならばだれでもこうしなさい」という道徳的な命令を発する。たとえばウソをつくことが自分にとって明らかに有利な場合でも、わたしたちは心の奥底で「ウソをついてはいけない」という声を聞くが、これこそ理性が発する道徳的な命令なのである。

私たちは「自由」というと、とすれば「欲望や衝動のままに勝手きままに行動すること」と考えがちである。しかしそのようなあり方は動物の行動と根本的に同じであり、結局は自然の欲求に従っているにすぎない。これに対して、道徳的な命令に従うとき、私たちは自分の理性が立てた法則（規則）に自ら従っている。カントはこのように、理性が立てた法則（規則）に自ら従うことを自律とよび、ここに人間の真の自由があると考えた。そして人間はこのように自律できる存在だからこそ、一人ひとりかけがえのない存在であり、尊厳のある存在であるとした。

基本的人権と競争社会

しかし、基本的人権の基礎にある「人間は皆、かけがえのない個性をもった存在である」という考え方は、厳しい競争社会にあってはなかなか理解しづらいものである。なぜなら「競争」は、最終的には相手を打ち負かそうとする行為であり、「かけがえのない存在として自他を愛する」態度とは相容れない性質をもっているからである。それゆえ厳しい競争社会の面をもつ現代社会の中で基本的人権の大切さを理解し守ることは決して容易なことではないかもしれない。

しかし、競争は最終的には決してすべての人間を幸福にはしない。競争に敗北した者はもちろんであるが、競争に勝利した者といえどもその地位を永遠に維持することはできず、「次は敗北するかもしれない」という恐怖と常に闘っていかなければならないのである。

それでも、例えばスポーツのように、限られた範囲において一定のルールの下で行われる競争は人間を鍛える場合もある。しかし現実の社会のあらゆる場面がすべて競争によって秩序づけられ、力をもつ者だけが有利になるようになってはならない。私たちは競争のもつ意味・性質（競争原理）の長所・短所をよくわきまえ、あくまでも基本的人権の保障と両立する限りにおいて、健全なルールの下でおこなわれる競争だけを許容するのになければならない。

コメント [n1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）
p 70

1-3 民主政治のしくみと現状 <基礎編>

民主政治のしくみにはどのような種類があるだろうか？

政治と法

政治とは、人間社会における多種多様な利害対立を調整し解決する営みのことである。その意味では、人間が複数いるところでは常に政治がおこなわれていることになる。しかし通常「政治」という場合には、国や地方自治体の運営をさすことが多い。政治の営みを通して問題解決のために生み出された決定が法である。民主政治とは、王の独断（人の支配）ではなく人民の話し合いで法を決め、法に基づいて社会を運営していく営み（法の支配）だと言い換えることもできる。

直接民主制 間接民主制

民主政治は、リンカーンの言葉にもあるように「人民の人民による人民のための政治」である。この「人民による政治」には、大きく分けて直接民主制と間接民主制とがある。

主権者である国民が直接政治をおこなうのが直接民主制であり、これに対して国民の代表者をとおして政治をおこなうのが間接民主制（議会制民主主義）である。現代では間接民主制が主流であるが、それを補うために国民投票のような直接民主制的な制度を導入することもある。日本国憲法も間接民主制を基本にしつつ、憲法改正の際の国民投票などを定めている。

【①】

直接民主制は、民意を直接に政治に反映することができる点で優れているが、規模の大きな社会で多数の人々が実質のある議論をおこなうことは困難である。他方、間接民主制は少数の代表者によって実質的な議論ができるという点は優れているが、政治が民意と離れる危険性もある。

議院内閣制 と大統領制

間接民主制をとる場合、大きく分けて議院内閣制と大統領制という二つのしくみがある。議院内閣制は国民の代表者からなる議会が内閣を選び、基本的に議会

と内閣が一体となって政治が運営されるしくみである。これに対して大統領制は元来、国民が行政の長である大統領と議会議員の両方を選び、大統領と議会が互いに監視しながらそれぞれが権力を行使するしくみである。

両者を比べると、三権分立制と大統領制とはきわめて明確な関係があった。これに対して議院内閣制では議会と内閣との関係が密接であり、権力融合の側面をもつ。【②】

①ヨーロッパ諸国では、欧州連合（EU）に加盟するかどうかを国民投票で決めている場合もある。

コメント [n1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001） p 112

②ただし大統領が常に行政の長であるとは限らない。例えばドイツでは大統領は行政の長ではなく国家の象徴的存在であり、大統領とは別に置かれる首相が行政の長となっている。

コメント [n2]: 2008 年度教科書『現代社会』（東書・現社 017） p 124

コメント [n3]: 2008 年度教科書『現代社会』（東書・現社 017） p 124

コメント [n4]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001） p 112。

1-3 民主政治のしくみ <標準編>

憲法を補う ルール

市民革命を起こした人々は、「法の支配」を行うため
まず最初に、主権者が制定する法として**憲法**を制定し
た。憲法は、①人民が有する基本的人権を列挙し、②
その基本的人権を保障する責任を負う政府をどのように構成するか（統治
機構）について定めた法であり【①】、近代国家における最高位の法（最も
重要な法）である。しかし他方で憲法は一般的・概括的な規定が多くなる
ため、憲法だけでは複雑な現代国家を運営していくことはできない。

そこで、憲法の規定をさらに具体化した**法律**を制定する必要がある。また
地方自治体を運営していくため、それぞれの自治体は必要に応じて**条例**
を定めていく。現実には、法律や条例でもまだ抽象的なルールにとどまる
ことが多い。そこで法律をさらに具体化するため、たとえば日本国憲法は
内閣に**命令（政令）**を制定する権限を与えている。【②】

①近代的な意味で「憲法」という場合は、この2つの条件を満たさなければならない。したがって、例えば聖徳太子が定めた「十七条憲法」は大和朝廷の施政方針を記したものであるため、近代的な意味での憲法ではない。

②内閣が制定する命令を**政令**、省庁が制定する命令を**省令**という。

政党と 政党政治

政党は、政治や政策について同じ考えをもち政権を
獲得することによってそれを実現しようとする人々
の集まりである。そして間接民主制において、選挙で
多数の議員を当選させた政党に政治の主導権を与える手法を**政党政治**とい
う。

間接民主制においては、代表者（国会議員）は、国民全体を代表するの
か、それとも選挙区や特定の業界に属する有権者の意見を代表するの
か、しばしば問題になる。日本国憲法は前者の立場に立っているが（43条）、

コメント [Tt1]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p 113

■法の分類

分類	説明	例
公法	政府と人民との関係を規律する法	憲法、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法など
私法	人民相互間の関係を規律する法	民法、商法、労働基準法など

分類	説明	例
実体法	権利や義務の内容について定める法	憲法、刑法、民法、商法など
手続法	実体法を執行する方法について定める法	刑事訴訟法、民事訴訟法など

実際の政治家の活動は自分の選挙区や支援者の利益を中心に考えられることも珍しくない。現在の選挙制度が地域単位で代表を選ぶ限り、そのような傾向を根絶することは困難である。このように代表者が何を代表すべきかという問題は複雑であり、投票する側にとっても何を基準に判断すべきかは、そう単純ではない。

コメント [Tt2]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 113

政党は、こうした複雑な代表をめぐる問題を整理して、「何をどう代表するか」を国民に示す存在である。政党は国民各層の意向をくみあげ、政権の獲得を通して政策に反映させる装置として、民主政治になくてはならない組織である。このような政党が複数存在し、互いに競争することによって、民主政治はよりよい選択の余地を国民に提供することができる。

コメント [Tt3]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 113

少数派を守るしくみ

民主政治では、意見の対立がある場合には原則として多数決によって決定がおこなわれる。しかし多数者の意思であっても、その決定が基本的人権を侵害するものであれば、それは「法の支配」に違反するから、その決定を押し通すことは許されない。他方で、特定の立場にある人々の意思を結集した利益集団【②】などの活発な運動によって、選挙で示された国民多数の意思が修正されることも珍しくない。

コメント [Tt4]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 113

多数決を絶対化しないためには、「今日の少数派が明日の多数派」になれる可能性が保障されているような工夫をすることが大切である。たとえば人種・宗教・言語などを根拠にした深刻な対立がある場合には、多数派と少数派が入れ替わる可能性は少なく(固定化する恐れがあり)、したがって多数派の一方的支配が深刻な内紛を生むことにもなりかねない。そうした場合には、少数派に一定の自治権を与える連邦制【③】の導入や一定範囲で少数派に拒否権を与えるといった工夫が必要である。

②たとえば経営者の団体(経団連・日経連など)、医師や弁護士の団体(日本医師会、日本弁護士連合会)、労働組合(連合・全労連など)などがある。

コメント [Tt5]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 112~113

また、少数派を守るためには、司法の役割も重要である。議会は選挙によって議員が選ばれるため、一般的に少数派の意見が議会には届きにくい性質がある。また議会や行政府は、社会全体に向かって法律を制定したり、一律に法律を実行することには長じているが、個別の事件を解決する仕事にはあまり向いていない。議会や行政府が制定した法律や命令に不備があるために少数派の利益が損なわれるような場合は、裁判所が違憲法令審査権を活用して、法令の不備を指摘しなければならない。

③複数の国家によって構成される国家をいう。スイスやアメリカ合衆国などの例がある。スイスは23の州から成り、各州がそれぞれ独自の憲法をもち、立法・司法・行政機関をもつなど、州の自治権は大きい。合衆国の州は憲法はもたないが、それぞれ法律の制定など幅広い権限をもっている。

コメント [Tt6]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 113

1-4 資本主義経済の発展と民主主義の展開 <基礎編>

資本主義経済とは何だろうか？

資本主義経済とは

人間社会において、生活に必要な財（物品）やサービス（労務）【①】を生産し流通し消費する営みを**経済**という。その意味では、私たち一人ひとりの生活が**経済**そのものである。しかし通常「**経済**」という場合には、国や地方自治体や国際社会における**経済活動**を意味することが多い。

現代の日本社会における**経済**は「**資本主義経済**」とよばれる仕方で営まれている。「**資本**」とは**利潤**を生む**財産**のことで、**土地・建物・巨額の資金**などをいう。また**多額の資本**をもち**会社**を**経営**する人々を「**資本家**」という。いっぽう**資本**をもたず、**資本家**に雇われて働き、その**賃金**で生活する人々を「**労働者**」という。経済学的な言い方をすれば「**労働者は労働力を商品として売って生活している**」存在である。

資本主義経済においては、生活に必要な物やサービスの**生産・流通**は、「より多くの**利潤の獲得**」を究極の目的とする**民間企業（会社）**が担う。そのために**民間企業**は、他の**同業の企業**と競争して、より良い商品をより安価に**大量生産し大量販売**しようと努める（逆に、**利潤の見込みのない商売**からは**撤退**する）。このような**自由競争**の結果、**資本家**は多くの**利潤**を獲得すると同時に、その**副産物**として**社会**も豊かになっていく。これが**資本主義経済**の**プラス**の面である。

資本主義経済の修正

しかし**利潤の獲得**を最優先にする**企業活動**は、**経費削減**のために**労働者**をなるべく**安価な賃金**で長時間働かせることにつながる。また「**利潤獲得のためにはどんな悪徳な手法を使ってもよい**」という風潮を生みやすい。このようなことが**社会**にはびこると、人々は**人間らしい生活**を安心して営むことができなくなる。これが**資本主義経済**の**マイナス**の面である。

この**マイナス面**を克服するために、19世紀には**社会主義**や**共産主義**の考え方が生まれた【②】。また**資本主義経済**をとる国でも、現代においては、**政府**が**経済活動**に介入して、**民間企業**の競争に一定の**規制**を加えたり、**政府自身**が**経済活動**をおこなうことによって、**民間企業**だけに任せておけない部分を補っている。このような現代型の**資本主義経済**を「**修正資本主義経済**」と呼ぶ。

①サービスとは、例えば旅客や貨物の運搬、医療・美容・芸能・金融サービスなどのことである。

②広義の社会主義のうち、マルクスが確立した社会主義思想を特に共産主義と呼ぶ。

共産主義は、労働者の革命によって、利潤追求を目的とする民間企業を否定し、生産手段（土地・建物・資本など）を社会の共有として、国営企業や公営企業の公共サービスを中心とする経済体制をめざす。

その他の社会主義思想は、社会改良運動や議会政治による漸進的変革をめざす。

1-4 資本主義経済の発展と民主主義の展開 <標準編>

資本主義の 歴史的背景

市民革命によって絶対王政を倒し政治的自由を獲得した人々の中核にいたのは「ブルジョワ」と呼ばれる資本家たちであった。彼らは、18世紀半ばにイギリスで起こった産業革命がもたらした蒸気機関などの新しい技術を活かして、各地に機械化された工場をつくるようになった。また蒸気を動力とする新技術は、それまでの動力の主流であった水力や風力に恵まれない地域での工場建設を可能にし都市化がうながされた。さらに農村から都市へ多数の人々が移動し、資本家が多数の工場労働者（「プロレタリアート」）を安く雇用できるようになったので、機械化された工場での大量生産はますます活発におこなわれるようになった。こうして「資本主義経済」は19世紀に確立したのである【①】。

資本主義経済では、より多くの利潤獲得を目標として資本家が企業（会社）を経営し、自由に労働者を雇って働かせながらさまざまな商品を大量に生産し販売する。その結果、資本家は多くの利潤を獲得すると同時に、社会も豊かになっていく。この資本主義経済の長所に注目してこれを正当化した人物がイギリスの経済学者アダム・スミスである。彼は主著『国富論』で「人々が自分の利益をもとめて自由に行動しているにもかかわらず、神の見えざる手によって社会も豊かになる」と述べて、資本主義経済における経済活動の自由を最大限に尊重した。

階層格差の 拡大

資本主義経済の中心となる企業は、さまざまな商品を生産するが、その究極の目的は利潤獲得である。そのため、たとえば利益が見込める事業には巨額の資金が投じられる一方で、赤字ローカル線のように利潤獲得が見込めない事業は早々に中止・撤退するという傾向をもつことになる。

企業は、生産にかかる費用（コスト）を下げ、他方で生産品の売上額を伸ばすことによって、費用と売上の差額である利潤を最大限にしようと努力する。そのため企業は、労働者をなるべく安い賃金で長時間働かせようとする傾向をもつことになる。こうして19～20世紀の資本主義国では、資本家と労働者という2つの階層の格差はますます広がっていった。しかし当時の社会は、人間らしい生活ができないほど貧しくなった労働者に対して根本的な対策をほとんどとらなかった。

コメント [Tt1]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p 76

①株式会社の制度もこのころ成立した（株式会社のしくみについては「7-7標準編」を参照）。

帝国主義と 世界大戦

また 19～20 世紀の欧米各国は、利潤を獲得するために**植民地**を大いに利用した。植民地にされた地域は経済的には発展途上であったため、価格の安い原料・資源や安い賃金で働く労働者を大量に確保できただけでなく、機械化された工場で大量に生産された商品を高く売りさばくうえでも重要な市場となり、各国は競って植民地の獲得に乗り出した。このように経済発展のために植民地を不可欠とするようになった 19 世紀ごろの資本主義国の行動を特に「**帝国主義**」と呼ぶ【②】。

20 世紀前半に相次いで起こった第一次世界大戦と第二次世界大戦は、帝国主義諸国の植民地獲得競争をもたらした世界戦争だった。

社会主義の 成立

アダム・スミスが言うように、資本主義経済には優れた面もあるが、他方で資本家が自由に経済活動を行う結果、労働者が人間として尊重されず、資本を持つ者とそうでない者の格差を広げるといった短所をもっている。この短所に注目して資本主義経済を批判し、労働者の生活を重視する社会を作ろうと考える政治思想が 19 世紀に生まれた。これが**社会主義**である。

なかでもドイツの**カール・マルクス**は、1848 年に従来**社会主義**をさらに発展させた科学的**社会主義** (**共産主義**) を提唱し、世界中の労働者に向かって、「革命を起こして労働者が中心となる国家を樹立し、共産主義経済の社会を建設する」よう呼びかけた。この運動に呼応して、1917 年にロシアで革命が起こり、**ソ連** (ソビエト社会主義共和国連邦) が成立した。

社会主義の広がりに対して、資本主義国の資本家たちは、社会主義・共産主義の思想が国内に広がることを恐れ、社会主義・共産主義に関心をもつ労働者たちを敵視するようになった。そして政府もまた、資本家たちの意向に沿って、労働者たちの運動を犯罪として取り締まった【③】。

資本主義経済の 修正

第二次世界大戦の勃発は、資本主義国自身にとっても憂慮すべきことだった。アメリカの経済学者**ケインズ**は、第二次世界大戦の原因となった大規模な不景気 (世界恐慌) を克服するために、政府が積極的に民間経済に介入し、公共事業を実施することによって失業者を雇用する政策【④】を提案し、資本主義経済のあり方を修正する考えを発表した。ケインズの考えに基づいて生まれた、企業活動の自由を規制する新しいタイプの資本主義経済を「**修正資本主義経済**」と呼ぶ。

②明治維新以後の日本の外交が帝国主義である。日本は日清戦争・日露戦争によって台湾・朝鮮・樺太などを植民地にした。

③例えば日本では、治安警察法の制定 (1910 年) や治安維持法の制定 (1925 年) がそれに当たる。

④その実例としてテネシー溪谷の開発事業が有名である。

1-5 国際社会の成り立ち <基礎編>

国家は万能なのだろうか？

主権国家

国際社会は、国家（主権国家）を基本的な単位として成立している。国家とは、**領域・国民・主権（国家の三要素）**を有する団体のことである。ここで主権とは、内政と外交について他国の指図を受けずに独自に判断して政策を立てたり問題に対処してものごとを決定できる権限のことである【①】。国際社会においては、国家は、人口の多さや領土の広さや経済的な豊かさ等にかかわらず、主権をもつ独立した存在として平等に扱われる。

それぞれの国家は国益を追求して行動するが、しばしば国家間の利害は衝突する。国家間には、領土紛争から政治や経済・文化での対立、また核戦争の回避といった課題まで、実に幅広い問題が存在する。こうした問題について調整したり、相互の譲歩によって解決を図るのが**外交**である。

国際法

国家間の関係を規律するルールを**国際法**という。国際法は、大きく**条約【②】**と**国際慣習法【③】**に分けられる。

国際法の国内法との最大の相違はその拘束力にある。国際社会は国内社会と違って統一された政府がなく、法が実質的な強制力をもたないために拘束性が低いとされる。国連決議や国際会議で提唱された条約などについては、各国の批准を待って発効するものもある。

日本国憲法は第98条2項で「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と定めており、国際法は法律よりも上位のルールとして取り扱われている（ただし条約が憲法より上位にあるかどうかについては専門家の間でも意見が分かれている）。

コメント [n1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001） p 160

コメント [n2]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001） p 160

コメント [n3]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001） p 160

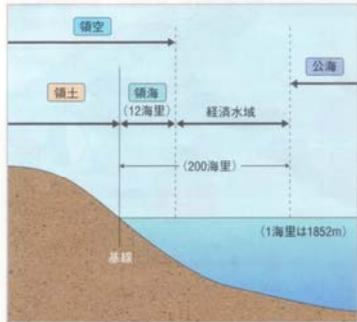
コメント [n4]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001） p 161

コメント [Tt5]: 図：2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001） p 160

①主権が機能せず治安が崩壊状態にある国家を「失敗国家」・「破綻国家」・「崩壊国家」と呼び、ソマリアなどが挙げられる。

②明文化された国家間の合意。締結は国家の元首などの代表者によっておこなわれ、一般に当該国の議会の承認を必要とする。

③国家間の慣行が法として認められたもの。例えば、公海ではどの国の船の航行・漁業も自由とする「公海自由の原則」や、どの国の領域にも属していない土地は最初に支配した国が領有できる「無主地先占」などがある。



条約	協定、協約、規約、宣言など国家間の文書による合意
条約	国連憲章、国際人権規約、日米安全保障条約など
国際慣習法	国家間で反復され、拘束力のあるものと認められた慣行
国際慣習法	公海自由の原則、外交特権など
戦時国際法	戦争の被害を少なくするために交戦国の行動を規制する法
戦時国際法	窒素性ガスなどの禁止に関する議定書（1925）、戦争犠牲者保護条約・赤十字諸条約（1949）、中立法規など
平時国際法	交戦時以外の場合に適用される法
平時国際法	国際民間航空条約（1944）、難民条約（1951）、国際人権規約など

領土・領空・領海

国際法の種類

1-5 国際社会の成り立ち <標準編>

主権国家の 歴史的背景

主権国家からなる国際社会が誕生したのは、1648年に三十年戦争が終わり、ウエストファリア条約が結ばれたとき以後である。この条約の中でヨーロッパでは複数の主権国家が等しく存在することが確認された。このしくみは、西欧列強が各地を植民地化したり、交易していく過程で世界に拡大された。植民地は、特に第二次世界大戦後に、ナショナリズムの高揚とともに相次いで独立を果たし、主権国家として国際社会の構成員となった。現在ある主権国家の半数以上が戦後の独立国である。

国際法の歴 史的背景

オランダのグロティウスは「国際法の父」と呼ばれる。三十年戦争の惨禍を見たグロティウスは、『戦争と平和の法』を著し、国家間の関係にも自然法（人間の本性に根ざした法）を適用して、理性にもとづいた秩序を築くことを提唱したのである。

国際法の起源は西欧にある。そのため国際法は、「公海自由の原則」や「無主地の先占」など、西欧諸国が各地を植民地化していくうえで有利にできていた面もある。しかし第二次世界大戦後、植民地が次々と独立し、多国間条約締結の中心となった国際連合への加盟が実現すると、こうした国々を中心に「植民地独立付与宣言」や「天然資源に対する恒久主権」の決議などが採択されて、植民地に不利な面は是正されてきた。

国際法の歴史をたどると、初期には、戦争を認め、戦争を開始・終了させる手続きなどについて研究された時期もある。そのためにかつては戦時国際法と平時国際法という分け方がなされた【①】。その後、毒ガスなどの非人道的な兵器の使用を禁止する規則が考えられ、施行された。さらに二度にわたる世界戦争をへた今日では、戦争それ自体が違法な行為として禁止されている（戦争の違法化）。国際連合憲章【②】はその代表例である。

外交のしく み

各国の日常的な外交活動は、外交官によっておこなわれている。外交官は、政府を代表する外交使節である大使・公使と、自国民保護やビザ（外国人に対する渡航許可証）発行などの領事事務にあたる領事・総領事とに大別され、それぞれ大使館（公使館）・領事館（総領事館）で執務する。大使館は外交関係をもつ国の首都に1つ置かれ、領事館（総領事館）は自国民が多数居住する都市などに必要に応じて置かれる。そのほか、国連へも大使が派遣さ

コメント [Tt1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p 160

①戦時国際法では、戦争を始める際には宣戦布告が必要だった。満州事変は宣戦布告をしないまま始まったので、事実上は戦争だったが「事変」と呼ばれた。

②国際連合の最も基礎にある規約（条約）。

コメント [Tt2]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p 161

れている。

外交使節団および外交官には**外交特権**が認められている。たとえば外国公館（大使館・領事館）の敷地は**治外法権**である（つまり所在地国の主権が及ばない）。外国への亡命を望む人々が自国にある外国公館に駆け込むことがあるのもそのためである。また外交官は**不逮捕特権**をもち、任地国による**課税が免除**される。

条約締結のしくみ

条約は複数の国家間の約束であり、関係する国家数によって二国間条約と多国間条約に大別できる。

二国間条約は、政府間の交渉において条約案を作成し、それをそれぞれの国内で議会の**承認**を得、そのうち「**批准書**」を交換することによって成立する。

いっぽう多国間条約は、新しい条約が必要と考える国々の代表者が集まって協議を重ねることから始まる。条約の内容が確定することを**採択**といい、協議に参加した国々の政府代表者は、条約案が採択されたことを確認するために**署名**をおこない、条約案を自国に持ち帰る。次にその条約案がそれぞれの国内で議会の**承認**を得る。議会の承認を得た国の政府は、「**批准書**」を作成して、国際機関（または条約案を管理している事務局国）に提出する。この時点で正式に条約の加盟国となる。そして通常、あらかじめ条約案に定められている数の国が批准したときに、条約は国際法として効力を発するようになる。

条約の中には様々の条項が定められる。例えば「**最恵国待遇**」と呼ばれる条項が定められることがある。これは、ある二国間の条約（仮にA条約とする）において最恵国待遇が規定された場合、その後他国との間に結ばれた条約（仮にB条約とする）で、もしA条約よりも有利な内容が定められたときは、その有利な内容が自動的にA条約にも適用されるという約束である。それゆえ最恵国待遇を相互に定めた国家同士は、常に最も有利な条件を認め合っていることになるから、強く結びつくことになる。

条約には柱となることだけを定めておき、細目については別の文書に規定することもある。例えばかつて日米安全保障条約に基づいて日米政府間で合意された事項を規定していた「日米行政協定」がある。

多国間条約においては、条約に加盟する国をなるべく多く確保するために、合意形成が難しい事項を別の文書としておき選択的に加盟できるようにする場合もある。例えば国際人権規約は、A規約・B規約・B規約の第一**選択議定書**・同第二選択議定書の4つから構成される。

1-6 世界経済のしくみと現状 <基礎編>

経済のグローバル化は何をもたらすのか？

自由貿易と 保護貿易

外国との間で行われる商品取引を貿易という。貿易のあり方には、外国から輸入される商品に税金（関税）をかけず（もしくはきわめて低い税率とし）輸入量にも制限を設けない自由貿易と、高い関税をかけたり輸入量に制限を設けたりする保護貿易がある。

この違いに応じて、資源や工業力に差のある多数の国々がそれぞれ自国に得意なものを自由に輸出しあうようにすれば資源や工業力を効率よく利用することができるという考え方を自由貿易主義といい、他方、自由貿易では外国の安い商品が流入してくるために国内における同種の産業が発展しないため国内産業を保護・育成できる貿易を求める考え方を保護貿易主義という。

第二次世界大戦は、1929年の世界恐慌を克服しようとする先進国が極端な保護貿易主義（ブロック経済）に走ったことも一因となって起きた戦争だった。第二次世界大戦後の世界では、アメリカを中心とする自由貿易主義が台頭した（グローバリズム）。しかしまたそのために、世界はアメリカ経済に依存する結果にもなってしまった。21世紀に入りアメリカ経済が混乱・衰退の兆しをみせるにつれて、グローバリズムもまた見直されるようになっていく。

外国為替と 国際通貨

貿易によって輸出入された商品の代金を決済する際には、自国通貨を外国通貨に交換する必要がある。その際の通貨の交換取引のことを外国為替取引といい、その際の交換比率を外国為替相場という。

第二次世界大戦までは、金（Gold）が世界共通の通貨とされ（金本位制）、貿易の決済は金を交換することによって行われていたが、第二次世界大戦後は、同じ価値の金（Gold）との交換（兌換という）が保証されていたアメリカ通貨ドルを中心とした固定相場制になった【①】。ところが1973年にアメリカがドルと金の交換を停止したために各国は変動相場制に移行し、為替相場は日々変化するようになった。

為替相場の変動によって円の価値が高くなる（円高になる）と、外国における日本製品の価格は高くなり、逆に日本における外国製品は安くなる。従って為替相場の変化は、商品の輸出入や人の動きに影響を及ぼす。

①このころ1ドルは360円とされていた。

2-1 明治憲法の時代 <基礎編>

明治憲法にはどのような欠陥があったのだろうか？

明治憲法の特徴

大日本帝国憲法（明治憲法）は、天皇が定めた形をとる欽定憲法である。自由民権運動を抑えるために制定された経緯をもち、君主に大きな権力を認めていた

プロイセン憲法を手本として、国民には内容が秘密にされたまま作られた。

この憲法の特徴は、第一に**天皇の大権**をうたった点にあった。天皇は立法・行政・司法・外交など国政のすべてにわたる統治権をもち、さらに陸海軍を直接指揮する権限（**統帥権**）をもっていた。いちおう内閣制をとってはいたが、各大臣相互の独立性が強い反面で内閣総理大臣の権限は弱く、軍は統帥権を根拠に内閣の意思とは関係なく動ける余地があった。また帝国議会は天皇が立法権を行使する場合に「協賛」する機関にすぎなかった。

第二の特徴は、この憲法で認められた権利は、“生まれながらにして有する権利”としての基本的人権ではなく、**天皇が「法律の範囲内」で与える「臣民の権利」**にすぎなかった点である【①】。そのため1925年に制定された治安維持法によって、国民の権利はほとんど制限されてしまい、例えば国民が戦争に反対することも非常に困難になった。

もっとも、明治憲法のもとでも国民の政治参加の範囲は徐々に広がっていった。**大正デモクラシー**期には国民によって選挙された議員からなる衆議院の地位が高まり、衆議院における多数党が内閣を組織する政党内閣制が慣例化し【②】、男子の普通選挙制度も実現した。

富国強兵と 対外膨張

明治維新以後、日本は資本主義経済を確立し欧米列強諸国に対抗できる「一等国」となることを目指して**富国強兵**につとめ、近隣アジア諸国の**植民地化**に乗り

出した。そして日清戦争と日露戦争によって台湾・朝鮮半島・樺太・遼東半島などを植民地化し、現地住民を厳しく支配しはじめた。

昭和に入ると、**世界恐慌**による**経済危機**と**社会不安の高まり**を背景に「現状打破」を唱える軍部やファシズム勢力が台頭するようになった。はじめ内閣は軍縮につとめたが、軍は「内閣や議会には統帥権がない」と主張して反発するとともに、中国大陸で勝手な行動をするようになった。さらに五・一五事件によって軍に批判的な犬養首相が暗殺されて政党内閣制が否定されるようになると、もはや内閣でさえ軍の行動を抑えることができなくなって【③】、やがて日本は**第二次世界大戦**へと突き進んでいった。

コメント [n1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）p116

コメント [n2]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）p116

コメント [Tt3]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）p116

コメント [n4]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）p116

コメント [n5]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）p116

①これは、“基本的人権は、法や権力者が出現する以前から存在する”という近代的な政治思想に明らかに反するものである。

②当時は「憲政の常道」とまで言われた

③犬養首相暗殺後は軍人が組閣を命じられるようになった。さらに廣田内閣が**軍部大臣現役武官制**を復活させた後は、軍は陸軍大臣・海軍大臣を推挙しないことによって、軍に批判的な内閣が成立しないようにすることができるようになった。

2-1 明治憲法の時代 <標準編>

植木枝盛の 憲法案

自由民権運動は、明治維新の諸改革で特権を奪われた士族が、社会契約説など欧米の民主主義思想を根拠にして、「政府は専制的である」と批判したところから始まった民衆運動である。当時の政府の要職は、江戸幕府を倒した旧薩摩藩・長州藩の出身者によってほぼ独占され、彼らの独断で政治が進められていた。このような藩閥政府に対して土佐藩出身の板垣退助らは1874年に「民撰議院設立建白書」を政府に提出して、国会の開設を要求し、これをきっかけに言論による政府批判運動が全国に広まった。

明治政府は、1881年の開拓使官有物払い下げ事件をきっかけに議会開設を約束し憲法の制定に着手したが、天皇主権の体制を維持するため、市民革命によって生まれた民主的な憲法ではなく、強大な皇帝権力を認めるプロイセン憲法を模範とし、民権派の攻撃を避けて秘密裏に作成を進めた。

そのころ自由民権運動の志士であった土佐藩出身の植木枝盛は、自ら憲法草案を作成し、「大日本国憲按」として発表した。この憲法案は、植木がフランスの憲法に学んで作成したたいへん民主的なものであり、現在の日本国憲法とも多くの点で共通している。しかし実際に制定された明治憲法は、植木ら自由民権派が求めていたものとは正反対の内容だった。

天皇への 絶対服従

明治憲法では「天皇は神聖」とされ、国民（臣民）は天皇へ絶対的に服従することが求められた。天皇に対する非礼な行為は「不敬罪」として厳しく処罰されただけでなく、日常生活においても天皇を尊崇する態度が求められた【①】。天皇を主権者とする国家体制（内閣総理大臣は天皇の政治を補助（輔弼）する存在に過ぎない）は「国体」と呼ばれ、これを否定したり変革しようとする行動や言論は国家に対する重大な犯罪とされ、1925年に制定された治安維持法でも死刑をはじめ厳しい罰が定められていた。

また全国の小学校には天皇・皇后の写真（御真影）が掲げられ【②】、儀式においては教育勅語が奉読された。授業では国が発行した教科書（国定教科書）が用いられて、国家のために身命を賭して尽くす人物が日本国民の理想として強調された。さらに軍隊においては、上官の兵士に対する命令は天皇の命令と同じである、兵士に貸与される武器は天皇から預かったものである、などと言われ、上官の命令に反する行動や武器の扱いに過失があると天皇に対する非礼として厳しい制裁を受けることもあった。

①たとえば天皇に言及する場合には、直立不動で姿勢を正し「畏れ多くも天皇陛下にあらせられては…」と表明しなければならなかった。

②校庭には御真影を奉納する奉安殿と呼ばれる建物があつた。

このように明治憲法は天皇と軍隊の利益を最大限に追求したものであったから、国民の基本的な人権を保障するという点では不十分であり、天皇（政府）や軍隊を批判することは、多くの国民にとって命がけだった。むしろ当時の日本人の多くは、天皇と戦争を賛美することしかできなかった。

軍の暴走

明治憲法が「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」と規定していたことにより、軍は政府（内閣）と対等の地位を与えられていた。さらに**軍部大臣現役武官制【③】**（1900年官制により設置・1913年廃止・1936年復活）が定められていたため、軍の意向に沿わない内閣を、軍は軍部大臣（陸軍大臣と海軍大臣）を推挙しないことによって倒すことができた。このように軍が優位にある政治体制により、軍はワシントン軍縮条約（1921年）やロンドン軍縮条約（1930年）を締結した政府に「**統帥権の干犯**」として激しく反発し、やがて天皇が任命した内閣が決めた政策をも無視して単独行動をとるようになった。

そのため政府は1931年に満州事件を起こして中国大陸への侵略行動を開始した軍の行動を抑制できず、また国民も（戦争は中国大陸で行われていて国内は戦争状態になっていなかったこともあって）重大な関心をもてなかった。やがて元陸軍大臣の**東条英機**が首相になり第二次世界大戦（**アジア太平洋戦争**）【④】が始まるが、昭和天皇は日本の敗色が濃くなった時期になっても早急に戦争を終わらせる決断をしなかった。【⑤】

命がけで抵抗した人々

軍が政治を支配するようになった時代にありながら、強い意思をもって政府や軍隊を批判し抵抗した人々が少数ながら存在したことを私たちは忘れてはならない。

例えば明治から昭和前期にかけて活躍したジャーナリストである**宮武外骨**は、生来のパロディ精神を発揮して自らが中心となって編集発行する『滑稽新聞』紙上などで、当時の腐敗した権力者を徹底的に批判しつづけた。また衆議院議員の**斉藤隆夫**は、1930年代後半ごろ政治に強く介入するようになった軍を批判する演説を帝国議会内で行い、そのために議員を辞職させられた。

宮城県出身の弁護士・**布施辰治**は、植民地統治に抵抗する朝鮮独立運動の志士たちを無償で弁護した（そのため弁護士資格を剥奪された）。また同じく弁護士の**正木ひろし**は戦前、警察官の暴力で容疑者が殺された事件を担当した経験や中国大陸での日本軍兵士の残虐行為を目にした体験をきっかけに個人誌『近きより』紙上で軍や政府に対する徹底的な批判を展開した（戦後は多数の冤罪事件に取り組んだ）。そのほかキリスト教系の宗教団体・**灯台社**に集う人々は、**明石順三**を中心に**兵役拒否**運動を行った。

③軍部の大臣（陸軍大臣と海軍大臣）に就任できる資格を、大將か中將の階級にある現役の軍人に限定した制度。

④第二次世界大戦の極東地域における戦争は、当時「大東亜戦争」と呼ばれた。現在では「太平洋戦争」あるいは「アジア太平洋戦争」と呼ぶ。

⑤1945年2月ごろ元首相の**近衛文麿**が昭和天皇に早期終戦を進言したところ（**近衛上奏**）、昭和天皇は「もう一度戦果を上げてからでなければ難しい」と答え、戦争を継続させた。もしこのとき決断をしていれば、沖繩戦・東京大空襲・広島長崎の原爆投下はなかった。

2-2 戦争中の被害と加害 <基礎編>

今も未解決のまま放置されている問題とはなんだろうか？

日本国民の被害

1931年に満州事変が勃発し1937年に日中戦争が始まったことにより、日本国内では1930年代末から40年代にかけて戦争最優先の政治が行われるようになった。1938年に「**国家総動員法**」が成立すると国民生活も多くの負担を強いられるようになり、市民が消費するための生活物資は著しく窮乏して**切符配給制**が実施された。また**治安維持法**により言論・出版活動は厳しく弾圧され、戦争に反対したために警察官に殺害される場合もあった。

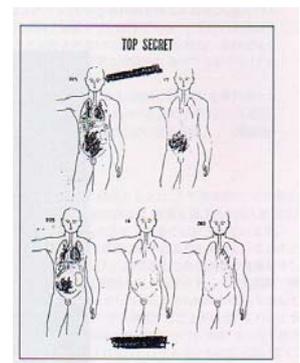
1942年頃から日本の主要都市はアメリカ軍の爆撃機による**空襲**を受けるようになり多くの損害が発生した（**東京大空襲**や、広島・長崎への**原子爆弾**投下が有名である）。**学徒動員・学徒出陣**によって学生も戦争に駆り出され、**学童疎開**【①】が行われた。また本土決戦のための「**捨石**」とされた沖縄では、住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が展開された。また1945年8月にソ連軍が中国東北部に侵攻するとソ連兵による日本人居留民への残虐行為が起り、**中国残留孤児**や**シベリア抑留**の悲劇の原因となった。

日本による加害

一方、これらの被害の背景には、日本の政府や軍隊の近隣諸国民に対する多大の加害行為・国際法違反行為・戦争犯罪行為があった。

例えば、軍司令部は戦地の部隊に対して食料などは現地で調達するよう命じていたため、日本軍占領地では兵士による現地住民への暴行や略奪が横行した。「殺しつくす・焼きつくす・奪いつくす」（**三光作戦**）はその典型である。炭鉱を守るために抵抗した中国人ゲリラに対する報復として関東軍が村民全滅を図った**平頂山事件**や、30万人とも言われる多数の一般住民・捕虜を虐殺・強姦したことで有名な**南京大虐殺**も重要である。関東軍**731部隊**による細菌兵器の開発や人体実験、広島県大久野島における毒ガスの製造、また戦後毒ガス砲弾を中国大陸各地へ遺棄したこと、また徴兵で不足した男性労働者の不足を補うために朝鮮人（約40万人）や中国人（約4万人）の男たちを**強制連行**（拉致）して国内の炭鉱や軍需工場などで強制労働させたこと、軍の関与によって多くの女性が「**慰安婦**」とされ性的暴行を受けたこと、主として朝鮮半島で創氏改名・日本語使用・神社参拝が強制されたこと、中国大陸などでアヘン（麻薬）を高価で買わせて作戦資金を調達したことなどが、日本の加害行為として挙げられる。

①空襲を避けるため都市部の小学生が親元を離れ担任教師と共に農山漁村の寺院などに避難して集団生活を行った。



731 部隊が行っていた人体実験の記録。

2-2 戦争中の被害と加害 <標準編>

治安維持法 と特高警察

治安維持法は、社会主義思想の普及を恐れる政府が1925年に制定した法律で、この法律を実行するために設置された組織が**特高警察（特別高等警察）**である。

治安維持法は1928年と1941年に最高刑が死刑にまで引き上げられ処罰範囲も拡大されたので、それに応じて特高警察も社会主義思想のみならず政府に対して批判的な言論活動をことごとく弾圧するようになり、自由主義思想や反戦思想をもつ人物までもが探索・監視された。中には正当な理由もなく逮捕され警察署で拷問を加えられて殺害された者もいた（プロレタリア作家の**小林多喜二**や、**横浜事件**【①】が知られている）。【②】

なお戦後1952年に類似目的で制定された**破壊活動防止法**、盗聴捜査を認めた**通信傍受法**や、政府が成立させようとしている「**共謀罪法案**」については、これを“治安維持法の復活”として批判する意見がある。

都市空襲と 原爆投下

アジア太平洋戦争は、1941年12月8日未明に日本軍がマレーシアに上陸するとともに米国ハワイの真珠湾にある海軍基地を爆撃したことによって始まった。

最初は日本が優勢であったが、**ミッドウェー海戦**での敗北を境に連合国軍（主力は米軍）が南太平洋を制するようになり、1942年以後**サイパン島**を拠点にした連合国軍のB-29爆撃機の編隊による主要都市への爆撃が頻発するようになった。特に、1945年3月10日未明の**東京大空襲**では一夜にして10万人の人々が犠牲になり、1945年8月6日広島と9日長崎に投下された**原子爆弾**では合計約20万人の人々が被爆死したと推定される。このような都市空襲は軍人と民間人の区別をしない**無差別爆撃・大虐殺**であり、連合国軍の責任は重大である。

沖縄における 地上戦

アジア太平洋戦争で唯一、住民を巻き込んで地上戦が展開されたのが沖縄である。当時の日本軍は、やがて連合国軍が日本列島に上陸してくることを想定し、それまでの時間稼ぎの意味で沖縄を利用した（**捨石作戦**）。しかし軍司令部が沖縄に投入した兵力はわずかで、住民を軍役に駆り立てたうえ（例：**ひめゆり部隊**、**鉄血勤王隊**など）、住民を連合国軍のスパイではないかと疑い、洞窟（**ガマ**）の中に押し込めた住民などにいわゆる「**集団自決**」をせまるなど、“国民を守る軍隊”とはいえない行為によって多くの住民が命を落とした。

①石川県の温泉に集まった出版社の編集者たちが「日本共産党の再建協議をした」との疑いをかけられて弾圧された事件

②治安維持法と特高警察による被害者とその遺族の一部は、現在でも政府に対し損害賠償を求めている。



沖縄の「平和の礎」

沖縄戦の全犠牲者約20万人の氏名を国籍や軍民の区別なく刻んでいる。

南京大虐殺

1937年に日本軍は上海に上陸し、当時の中華民国の首都であった南京をめざして侵攻した。この侵攻の途上【③】および到着後の南京市内で日本軍が行った中国の軍人・民間人に対する虐殺行為を**南京大虐殺**と呼ぶ（その犠牲者は中国側発表で30万人と言われている）。

南京市内で日本軍は、多くの人々を“民間人の服装をした兵士（便衣兵）”として市内数箇所を集め、その後長江の河岸などで銃殺し遺体を流すなどした。また逃げ遅れた多くの女性を**強姦**したのち殺害した。このような行為は、当時の国際法でも禁じられていた犯罪行為であり、日本軍の責任は重大である。

この虐殺の様子は、国際連盟の係官やジャーナリスト・宗教家などによって目撃されフィルムに記録されて欧米に伝えられたが、日本では極秘とされ、「南京陥落」の報道に接した人々が提灯行列で祝ったのみであった。

慰安婦と強制連行

日本軍は将兵の性的欲求を満たすため、多くの女性を「**慰安婦**」として軍に同行させ、強姦を繰り返した。慰安婦とされた女性の中には、朝鮮の女性が多く中国や東南アジア出身者もいた。「日本に行けば給料のよい仕事がある」などとブローカーにだまされて慰安婦にされた者が多く、中には強制的に連行された者もいた。将兵による強姦は古今東西よく見られる現象ではあるが、その規模・被害者数・軍の関与などの点で、日本軍の慰安婦制度における人権侵害は特筆されるべきものである。

また戦争が長期化し国内の男たちが不足してくると、鉱山や建設現場などの労働力として朝鮮（約40万人）や中国（約4万人）の男たちを**強制連行**し働かせるようになった。特に中国人の強制連行は、建設会社からの要求を背景に閣議決定に基づく**国策**として行われた。働かされた男たちは粗末な宿舎や食事のために数千人が栄養失調などで死亡した。【④】

細菌兵器と毒ガス砲弾

731部隊は中国東北部のハルピン郊外に本部を置く「関東軍防疫給水部」と称される衛生部隊で、軍医が多く所属していた。1940年に部隊長となった石井四郎（軍医中将）は極秘に**細菌兵器**の開発に乗り出し、その過程で中国人や朝鮮人らを使った人体実験や生体解剖を繰り返した。また広島県大久野島では**毒ガス**が製造された。これらの細菌や毒ガスはいずれも実戦で使用されたほか、敗戦時には大量の毒ガス砲弾が中国大陸や国内に遺棄された【⑤】。細菌兵器や毒ガス砲弾の実戦使用は当時の国際法で禁じられており、明白な戦争犯罪であった。

③進軍途上、日本軍の2人の将官が「どちらが先に100人を斬り殺せるか」を競ったという（**百人斬り競争**）。

④秋田県の花岡では、強制連行され土木工事に従事させられていた約900人の中国人たちが、過酷な労働と劣悪な生活条件に反発して蜂起する事件も起きた（**花岡事件**）。

また北海道では、労働現場から逃走し戦後13年間も山野に隠れていた人がいた（**劉連仁**の逃避行）。

⑤中国では最近、建設工事現場などで不意に旧日本軍の遺棄毒ガス砲弾が掘り出される事故が多発している。

2-3 日本国憲法の成立と基本原理 <基礎編>

日本国憲法はどのようにしてできたのだろうか？

日本国憲法の成立過程

1945年、日本はポツダム宣言を受け入れ、連合国に降伏した。ポツダム宣言は日本軍国主義の根絶、基本的人権の尊重、民主主義の実現などをうたっており、連合国軍総司令部（GHQ）はこの宣言に従った憲法改正を指示した。

しかしこれに応じて作成された日本政府の改正案（松本案）は、明治憲法と大差のないものであったため、総司令部は自ら草案（マッカーサー草案）を作成し、日本政府に手渡した。これをもとにした政府案が帝国議会で審議・修正されたうえで可決されたのが日本国憲法であり、1946年11月3日に公布され、翌1947年5月3日から施行された。

日本国憲法の三大原理

日本国憲法は明治憲法と異なり、民主政治の原理に忠実な内容をもっている。

第一の原則は、**基本的人権の尊重**である。それは「法律の範囲内」で認められた「臣民の権利」とは異なり、すべての人が生まれながらに有する「侵すことのできない永久の権利」として立法をはじめ国政において最大限度尊重されるべきものとされた。そして、それを維持するために国民は継続的に努力することが必要であると力説されている。

第二は、**国民主権の原理**である。憲法前文はこのことをはっきりと述べ、それとの関係で明治憲法の天皇の大権は否定された。天皇は日本国および国民統合の象徴とされ、「この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」ものとなった（**象徴天皇制**）。天皇は憲法を尊重する義務を負い、内閣の助言と承認に従って、憲法に定められた国事行為のみをおこなうことになった。

第三の原則は**平和主義**である。この憲法は戦争の悲惨な体験から生まれたこともあって、前文ですべての国民が「平和のうちに生存する権利」をもつとし、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と述べている。戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認を定めた第9条は、この精神を具体化したものである。

このほか日本国憲法には、明治憲法にはなかった地方自治に関する規定も設けられた。これは、明治憲法時代の中央集権的な政治に対する反省に基づくものである。

コメント [Tt1]: このページほぼ全部：2007年度教科書『現代社会』（東書・現社001）、p117

2-3 日本国憲法の成立と基本原理 <標準編>

GHQから 改憲の指示

敗戦後日本を占領した連合軍の総司令部（GHQ）は、日本の民主化をうたったポツダム宣言に基づき、1945年10月に日本政府（幣原内閣）に大日本帝国憲法の改正を指令した。政府は松本蒸治・国務大臣を委員長とする憲法問題調査委員会（松本委員会）を設置して憲法改正の調査（準備作業）を始めた。そして翌1946年2月ごろに最初の改正案（松本案）をまとめ、GHQに提出した。しかしこの改正案の内容は、例えば明治憲法第1条の「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」との規定を「天皇ハ至尊ニシテ侵スヘカラス」に、また「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」とある規定を「天皇ハ軍ヲ統帥ス」に変えた程度で、明治憲法と大差のないものだった。

民間草案と 女性の意見

政府の作業が進むにつれて、政党や知識人のグループが独自の憲法改正案を提案する動きが活発になった。このようなことから、最初GHQは憲法改正作業を静観するつもりであった。しかし政府から提出された松本案の中身があまりにも保守的であることに危機感をもち、GHQは方針を転換して、みずから草案を作成する作業に着手した。

GHQは、多くの民間草案の中から「憲法研究会」という日本の憲法学者やジャーナリストたちのグループが作成した草案を「民主主義的である」として高く評価した。そしてこれを基礎にしながら、当時の世界各国の憲法も参考に、さらにGHQ 民生局の女性係官の意見により男女同権などの規定や、また違憲立法審査権の規定などを追加して、最終的にGHQ案（マッカーサー草案）としてまとめ、日本政府に示した【①】。

日本政府はマッカーサー草案を日本語に翻訳して政府案とし【②】、帝国議会に明治憲法の改正案として提出。帝国議会ですらに若干の修正が加えられたのち現在の内容に確定した【③】。そして1946年11月3日（明治天皇の誕生日）に公布され、半年後の翌年5月3日から施行された。

こうして日本国憲法は、ポツダム宣言の精神を取り入れ、ワイマール憲法の社会権の条項をも取り込んだ、世界最先端の憲法として成立したのである。

象徴として の天皇

日本国憲法は第1章で天皇および皇室について定めている。それによれば、天皇は日本国および国民統合の象徴であり、日本国民の総意に基くものとされている。

①憲法研究会には、戦前から植木枝盛の憲法草案などを研究していた鈴木安蔵や、社会運動家の高野岩三郎らが参加していた。

また男女同権の規定は、戦前日本に滞在した経験があるGHQ 民生局員ベアテ・シロタ・ゴードンの意見によって盛り込まれた。

②政府は英文を翻訳するに際して少しでも民主的な要素を弱めようとしたが、GHQの日本語に堪能な職員がそれを阻止した。

③たとえば25条の生存権の規定は、上記「憲法研究会」のメンバーの一人であった森戸辰男の意見で加えられたものである。

る（第1条）。これは、天皇はもはや絶対的存在ではなく、国民が認める限りにおいて天皇であるに過ぎないということである。

皇位（天皇の地位）は、**世襲**（親から子へ受け継がれること）であり、**皇室典範**（法律）の定める手続きによって継承される（第2条）。皇室典範は、天皇は「男系の男子が継承する」ことを定めており、男系すなわち過去の天皇が父親の血統に属している男性しか天皇にはなれないことになるため、女性天皇の是非、あるいは女性天皇の子孫が天皇になることの是非をめぐる、論議が起こっている。なお天皇には必要に応じて摂政が置かれる場合がある（第5条）。【④】

天皇は、**内閣の助言と承認**に従って、**国事行為**と呼ばれる儀式的な行為や、内閣総理大臣および最高裁判所長官の任命のみを行い、実際の政治に関わることはできない（第3・4・6・7条）。天皇が戦前と比較してほとんどの政治的権能を失ったのは、明治憲法時代に天皇が絶対的権力者（神）として国民を支配したことに対する反省に基づいている。なお、日本国憲法には規定がないが、実際には天皇は国事行為のほかに、国民体育大会開会式などへ来賓として出席し「お言葉」を述べるなどの公的行為をおこなうことがある。

皇室財産はすべて国に属し、皇室の費用はすべて予算に計上して国会の議決を得なければならない（第88条）。また皇室財産の授受は、国会の議決に基づかなければならない（第8条）。このように皇室の財産の透明化が図られているのも、明治憲法の時代に天皇が絶対的権力を握っていたことへの反省によるものである。なお、皇室の予算は、宮廷費と内廷費に大別され、宮廷費は皇室の公的な費用にあてられ、内廷費は天皇および皇族の私生活をまかなう費用にあてられる。

天皇および皇族は、現実には豪華な住宅（皇居あるいは宮邸）に住み、万全の警護を受けているので、あたかも日本で最も高い地位にあるように見えるが、法的・政治的・経済的には、国会および内閣の管理下に置かれており、主権者たる国民の「上」に立つ存在ではない。それゆえ、テレビや新聞などで天皇や皇族に対して最上級の敬語が用いられている【⑤】ことは、本来は日本国憲法の本質とは相容れないことであり、現在でも明治憲法時代の感覚が残っているといえる。例えば英国王室の人々が気軽に一般市民と交流しているように、日本の皇室ももっと開かれた存在になるべきである。

④なお昭和天皇が晩年体調を崩したときには、皇太子（現天皇）が臨時代行を務めた。

⑤「天皇陛下」の「陛下」は最上級の敬称であり、皇太子などにつける「殿下」や「閣下」も敬称であるが、日常生活で使用することはほとんどない。

2-4 戦争被害者への謝罪と補償、責任者の処罰 <基礎編>

歴史は教訓として生かされるのだろうか？

戦争責任者の処罰

第二次世界大戦は、戦後に責任者に対する**国際軍事裁判**が行われた点で、それ以前の戦争と大きく

異なっている。

日本の同盟国であったドイツでは、1945年から翌年にかけて「**ニュルンベルク裁判**」という国際軍事裁判がひらかれ、侵略戦争の計画や加担あるいは戦争犯罪や非人道的な犯罪を犯したことを理由にして、元ナチス党の幹部や政府高官など24人が裁判にかけられ、半数の12人が死刑に処せられた。

日本では、ポツダム宣言（第10項）に基づいて、1946年から48年にかけて東京でA級戦犯に対する「**極東国際軍事裁判（東京裁判）**」【写真】が、またアジア各地で「**B C級戦犯裁判**」がひらかれた。東京裁判では「平和に対する罪（侵略戦争の計画など）」・「通例の戦争犯罪（捕虜の虐待など）」および「人道に対する罪（大量虐殺など）」で、東条英機元首相をはじめとする軍や政府の高官など28人が裁かれ、うち7人が死刑に処せられた。

被害者への謝罪と補償

ドイツは戦後、被害国に対して「永遠に謝り続ける」との決意で、真剣な**謝罪**を繰り返している【①】。また「連邦援護法」や「連邦補償法」などの法律や「記憶・

責任・未来」基金（総額100億マルク）の創設により被害者への**補償**にも積極的に取り組んでいる。さらに戦争犯罪人の捜索・裁判・処罰を現在でも続けている【②】。

この点で日本はドイツと対照的である。たとえば日本の首相が中国や韓国で謝罪の言葉を述べることはあるが、他の政治家が中国や韓国を侮辱する発言を繰り返したり、歴史を歪曲する言論が放置されていること等が原因で「本心からの謝罪」とは理解されていない。また日本政府は、在外資産の放棄や経済援助などの形での事実上の賠償のほかには、1951年のサンフランシスコ平和条約で「政府や国民の賠償請求権は相互に放棄する」趣旨の規定があることを理由に、被害国民への個人補償には応じない態度を続けている。また軍人恩給や被爆者援護などを除き日本人の戦争被害者にも補償をしていない。



①1970年ブランド首相のユダヤ人居住区跡での献花【写真】や、1985年ヴァイツゼッカー大統領の演説が有名。また2004年には首都ベルリン中心部の2万㎡の広大な敷地に、2711基におよぶ巨大な慰霊碑群を建設した。

②ドイツでは計画的殺人には時効がない。またユダヤ人虐殺の事実を否定する言論は禁止されている。



2-4 戦争被害者への謝罪と補償、責任者の処罰 <標準編>

東京裁判の 評価

「東京裁判」においては、アメリカの方針で戦前日本における最高権力者であった昭和天皇は**免責**されたほか、関東軍 731 部隊の戦争犯罪や「慰安婦」に対する暴行の罪も裁かれなかった【①】。また「BC級戦犯裁判」では、本来ならば日本の**植民地**支配の犠牲者でもある朝鮮人や台湾人が理不尽にも日本軍人として裁かれるという悲劇も起こった。

なお東京裁判については、「勝者による報復裁判だ」という意見や、インド出身のパール判事が示した無罪判決論（パール判事の意見書）を評価する意見などがある。しかし、日本は戦争犯罪人を処罰することを明記したポツダム宣言を受諾し、またサンフランシスコ平和条約でも東京裁判を受諾する旨を約しており、現在これらに異議を唱えることは無意味である。またパール判事が主張したのは、第二次世界大戦中には犯罪行為として確立していなかった「人道に対する罪」の責任を戦後になって問うことはできないということであり、日本が犯した加害行為の事実は認めている。

被害国への 謝罪と補償

日本政府は、ビルマ・フィリピン・ベトナム・インドネシアの4ヶ国には賠償金を支払ったが、その他の国々については個別の条約を締結し、在外資産（現地の土地・建物や預貯金など）の放棄や、**経済援助**という形で資金を提供したのみであった。

被害国民へ の対応

日本が第二次世界大戦中に近隣諸国の国民（個人）に対して多大の被害を与えた事実については、戦後の長い期間、日本人の間であまり認識されていなかった。また、実際に被害を受けた国民に対する損害賠償（**戦後補償**）もほとんど行われてこなかった。

1982年に、高校用日本史の**教科書検定**で、当時の文部省が、アジアへの日本の「侵略」という原稿本の記述を「進出」と書き換えさせた事実が報道されると、韓国や中国で日本の加害行為に対する謝罪と補償を求める運動が湧き起こり、その影響で多くの日本人が「加害の事実について具体的に知ろう」とするようになった。

韓国や中国の戦争被害者たちは、1980年代から90年代にかけて、日本の政府や、強制連行で働かされた企業に対して損害賠償（戦後補償）を求める裁判を次々と起こした。これらの裁判のいくつかは現在でも続いている。

①ただし731部隊の戦争犯罪は、戦後シベリアに抑留された軍人に対してソ連が実施した**ハバロフスク裁判**や中国が実施した**撫順戦犯裁判**で裁かれた。

なおドイツでは、ニュルンベルク裁判で裁かれなかったナチス犯罪をドイツ人みずから裁く「**フランクフルト・アウシュビッツ裁判**」が1963年に開かれている。

る。しかしこれまでのところ日本の裁判所は、日本による加害行為があった事実は認めるものの、損害賠償の請求についてはいっさい退ける判決を出し続けており、韓国や中国では怒りが広がっている。【②③】

もとより被害者に対する補償がまったく行われていないわけではない。いわゆる「慰安婦」被害者たちに対しては、1995年に自民党と社会党の連立内閣である村山内閣の提案で「**女性のためのアジア平和国民基金**」が設立され、2007年に解散するまで12年間、一般国民からの寄付金によって一人あたり約200万円の見舞金が支払われ、首相名の謝罪文が手渡された。しかし政府が資金を拠出していなかったこともあり、日本国政府としての公式の謝罪とみなすべきかどうか論議をよんだ。

現在、強制連行被害者による裁判を支えている弁護士たちは、強制連行の被害者に対する補償をまかなうために企業と政府の共同出資によって基金を設立すべきとする提案をしている。これは2000年に設立されたドイツでの同様の基金（「記憶・責任・未来基金」）を参考にしたものである。これについて中国での営業活動を円滑にしたいという思惑から前向きな企業がある一方、政府はこの提案を拒否しつづけている。

日本国民への対応

いっぽう、第二次世界大戦中に被害を受けた多くの日本国民に対して日本政府が取り組んできたことは、**軍人軍属**だった人々とその遺族への補償（**軍人恩給**）、**原子爆弾**の被害者の一部に対する援護、**中国残留孤児**に対する援護だけである。

それゆえ例えば、**治安維持法**違反で逮捕・拘禁された人々とその遺族は現在でも治安維持法違反で有罪とされた裁判の再審や、あるいは治安維持法によって受けた被害の賠償を政府に求めている。また**原子爆弾**の被害者でありながら厳しい「認定基準」のために補償を受けられない人たちが裁判で争っている。さらに2006年には**東京大空襲**（1945年3月10日未明の大空襲）の被害者・遺族も損害賠償を求めて裁判を起こした。

国際刑事裁判所の設置

ナチス犯罪を裁いた**ニュルンベルグ裁判**や日本の**東京裁判**で戦争犯罪を戦後の国際裁判で裁いた経験がもとになって、2003年、国際連合に「**国際刑事裁判所**」が設置された。これは、戦争の過程で起きた**集団虐殺**（**ジェノサイド**）など**国際人道法**に反する重大な犯罪行為を裁く法廷で、国家ではなく個人が裁かれるものである。日本は2007年に加盟した。

②日本の多くの裁判所は時効を理由に請求を棄却しているが、その背景には、1970年に成立した「戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適用条約」を日本は現在でも批准していないという事情がある。

③1972年の日中共同声明で、中国は「日本に対する賠償請求権を放棄する」と宣言した。しかし中国国民の請求権を放棄したとは書かれていないため、日中で解釈が分かれている。

3-1 国際紛争を避けるしくみ <基礎編>

国際連合はどのような活動をしているのだろうか？

集団安全保障のしくみ

国際社会には国内とは異なり中央政府が存在しない。そのため国家間の紛争は軍事力の行使にいたる例が多く、戦争を防ぐさまざまな方策がとられてきた。

古典的なしくみは、対立する国家間の力を均衡させ、おたがいに戦争をしかけられない体制を築くことで戦争の勃発を防ぐという**勢力均衡**の考え方である。複数の国にわたる場合は、同盟を形成して勢力の均衡を図ろうとする。しかし、各国とも自国に有利な状況を可能な限り追い求めたし、そもそも勢力を明確にはかる基準がなかった。そのため勢力均衡政策をとると際限のない**軍拡競争**に陥り、しかもその多くは戦争にまで至った。

こうした勢力均衡の欠陥を乗り越えようとしたのが、**集団安全保障**というしくみである。複数の国家が条約などによって、その締約国からなる国際体制をつくる。ある国が条約を破って武力で他国を侵略した場合に、条約に加入した残りのすべての国への攻撃とみなし、侵略国を制裁するしくみである。これによって、いずれの国も勝利の見込みのない戦争を開始するはずはなく平和が維持されるというのが集団安全保障の考え方である。

国際連盟と国際連合

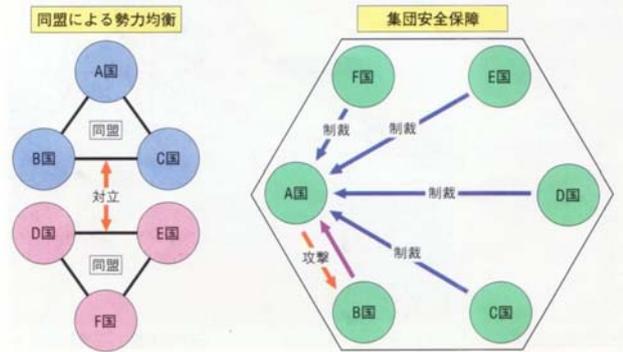
集団安全保障のしくみは、第一次世界大戦の**国際連盟**によって実現された【①】。しかし国際連盟は第二次世界大戦を防ぐことができなかった。国際連盟が創設された時点では米ソが参加しておらず、また後にはドイツ・日本・イタリアなどの有力なメンバーが脱退したことで、事実上、指導力を発揮できる加盟国がなかったこと、また決定方式が**全会一致**であったために迅速有効な対応がとれず、仮に何らかの決定をしても経済制裁などの勧告しか出せなかったことが背景にある。

これに対して、第二次世界大戦中の1945年に成立した**国際連合**では、安全保障理事会においては米ソを含む5大国が一致しなければ意思決定できないしくみや、総会においては1国1票の**多数決**のしくみが入れている。

コメント [Tt1]: このページ全部 : 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p162

①国際連盟は、平和 14ヶ条を唱えた当時のアメリカ大統領ウィルソンによって提唱された、平和の維持をめざす歴史上初の国際機構であった。

④勢力均衡と集団安全保障



3-1 国際紛争を避けるしくみ <標準編>

国際連合のしくみ

歴史上未曾有の惨禍をもたらした第二次世界大戦は、約 5600 万人の命を犠牲にして、連合側勝利で終結した。二度にわたる大戦の悲劇を経験した各国はこうした悲劇をくりかえすまいと、51 ヶ国が**国際連合憲章**に署名し、1945 年 10 月 24 日、**国際連合（国連）**が成立した【①】。

国際連合の目的は、国際平和の維持や緊張の緩和である。そのために、総会・安全保障理事会・経済社会理事会・信託統治理事会【②】・事務局・国際司法裁判所【③】の 6 つの主要機関と、多数の補助機関が設置された。さらに、**国際労働機関（ILO）**や**国連教育科学文化機関（UNESCO）**などの専門機関が国連と提携している。こうした諸機関を総称して**国連システム（国連ファミリー）**と呼ぶ。

総会は全加盟国で構成され、総会の意思は原則として一国 1 票の多数決で決められる。総会では新規加盟問題や国連予算を含め、幅広い問題が討議され、各理事会などに勧告などがなされる【④】。

安全保障理事会は五つの**常任理事国**と、地理的配分によって選挙される 10 の**非常任理事国**から構成され【⑤】、世界の平和と安全の問題については総会に優越する権限を有し、国連の対応を決定する。安全保障理事会がなんらかの決定をするときには、国際連盟のときのように全会一致ではなく、5 常任理事国をすべて含む合計 9 理事国が賛成すればよい【⑥】。

国連は、冷戦時代には、米ソの対立などにより紛争を未然に防ぐことができず、当初期待された機能を果たさなかったという批判もあった。しか

①第二次世界大戦の終結前にアメリカ・イギリス・ソ連・中国を中心とした大国によって憲章の検討が進められた。国連発足時の 51 かが第二次世界大戦の戦勝国（連合側）である。

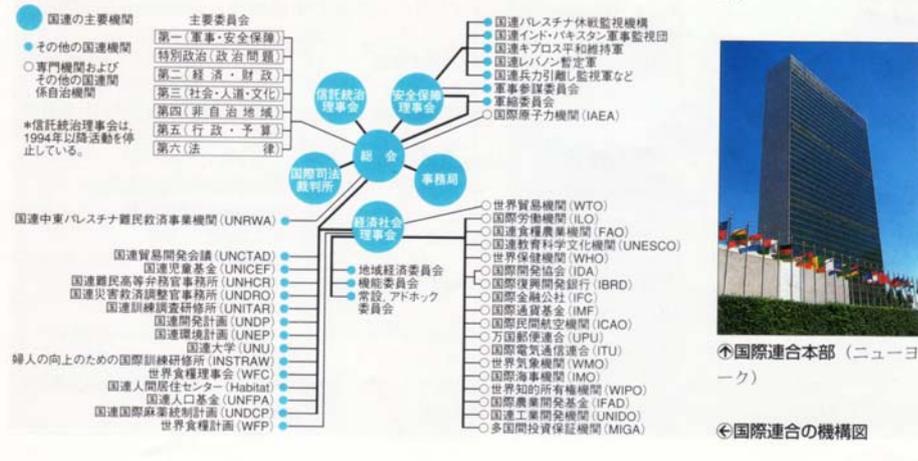
②信託統治理事会は、最後の信託統治地であったパラオが 1994 年に独立したことにより現在は活動を休止している。

なお、2000 年に経済社会理事会の下位にあった人権委員会の改組発展により人権理事会が設立された。

③国家間の紛争を裁判によって解決する機関で、裁判をおこなうためには、(国内裁判と違って) 紛争両当事国の同意が必要である。本部はオランダのハーグにある。

④総会は毎年 9 月に開かれる通常総会と、請求によって開かれる特別総会とがある。

コメント [n1]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 163



し外交問題を多国間で公開で議論する場を提供した意義は大きい。また独立して日が浅く、経済力がともなわない第三世界の国々にも発言の場を確保してきた。

国際連合の役割

国連憲章は、武力紛争が発生した場合には、安全保障理事会の指揮によって国連軍がその解決にあたることを規定し(憲章第7章)、各国は安全保障理事会が必要な措置をとるまでの間は自衛権に基づいて対処することが認められた(憲章第51条)。しかし大国間の不一致などで、常設の国連軍は現在も実現していない。依然として国際社会の平和は、自衛権にもとづいて軍隊を保有する国々の勢力均衡のうえに成り立っている不安定なものである。

安全保障理事会が拒否権の応酬で機能しない場合に備え、総会は1950年に「平和のための結集決議」を採択した。これに基づいて、安全保障理事会が平和維持の機能を果たせない場合に、総会の3分の2の賛成で軍事的な強制措置の勧告ができることになった。

これまで、安全保障理事会の決議に基づいて、紛争拡大の防止、停戦監視などをおこなう国連の平和維持活動(PKO)【7】が世界各地で展開された。兵力引き離し、停戦監視、紛争地域の治安維持などにあたる国連平和維持軍(PKF)が派遣されるケースも多い。選挙監視や民生(人々の生活)支援、独立支援、暫定統治などにも活動分野を広げている。

自然災害や紛争時には、初期救援に国連児童基金(UNICEF)、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)などの専門機関も活躍している。国連開発計画(UNDP)は貧困解消のために人間開発指標(HDI)を作成し、国連環境計画(UNEP)は環境条約の立案作成や地球環境モニタリングシステムなどの活動をおこなっている。「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和の砦を築かなければならない」と憲章でうたったユネスコは、教育や文化、表現の自由など人権の分野で世界中に設置された国内委員会と共同して活躍している。

国際連合の課題

国連の通常経費は加盟国が過去の国民所得に応じて収める分担金に依拠しているが、組織の肥大化や分担金の滞納などのために恒常的な財政難に陥っている。また中国のように人口の多い国、日本・アメリカのように巨額の分担金を納めている国、人口数万人の小国などが、すべて一国一票の原則でよいのかという議論もある。さらには日本やドイツの安全保障理事会の常任理事国入りの問題をはじめとする国連改革の議論も活発になっている。世界平和のための主導権を国連がいかに発揮できるかが、今後の課題である。

⑤現在の常任理事国はアメリカ・イギリス・フランス・ロシア・中国の5か国。非常任理事国の任期は2年。

⑥それゆえ5大国には拒否権があるといわれる。

⑦PKOは、力の引き離しなどをおこなう平和維持軍の活動と、停戦や休戦の確保にあたる監視団の活動の2つに大別される。国連軍と異なり、強制的な武力行使はできない。

コメント [n2]: 2007年度教科書『現代社会』(東書・現社001)、p 164

コメント [n3]: 2007年度教科書『現代社会』(東書・現社001)、p 164

コメント [n4]: 2007年度教科書『現代社会』(東書・現社001)、p 164

コメント [n5]: 2007年度教科書『現代社会』(東書・現社001)、p 164~165

コメント [n6]: 2007年度教科書『現代社会』(東書・現社001)、p 165

3-2 東西対立と民族紛争 <基礎編>

世界にはなぜ紛争が絶えないのだろうか？

冷たい戦争

両大戦への反省から国際連合が設立されたにもかかわらず、第二次世界大戦後から1989年まで、国際社会には東西対立（冷戦）【①】の時代が続いた。第二次世界大戦中米ソ両国は協力関係にあったが、戦後もなくソ連の影響を受けた社会主義勢力が東ヨーロッパで拡大するなかで、両国の関係は協力から対立へと変化し、アメリカはソ連の勢力拡大を阻止し封じ込める政策をおこなったのである。資本主義のアメリカ陣営（西側）と社会主義のソ連陣営（東側）は、イデオロギー（物事の考え方）とその勢力圏をめぐる激しく対立し、西側の諸国は北大西洋条約機構（NATO）、東側の諸国はワルシャワ条約機構などを結んで互いに結束し、世界は東西に二分された。またドイツ・朝鮮半島・ベトナムでは、国家が二つに分裂した。

デタントから多極化へ

しかし1962年に発生したキューバ危機【②】をきっかけに、米ソ首脳は平和安定をめざすようになった。（この動きをデタント（緊張緩和）と呼ぶ）。また1960年代から東側陣営の内部では中国とソ連の対立が表面化したり、ド・ゴール大統領時代のフランスが独自性を求めてアメリカ離れを始め、さらにドイツや日本が経済復興してくるようになった。

さらに1950年代のごろから60年代にかけて、新たに植民地支配から独立した諸国は、冷戦下で米ソのどちらにも加わらないことを主張するようになった（これらの諸国を第三世界と呼ぶ）。こうして、世界は多極化の時代を迎えた。

冷戦終結と民族紛争

1985年にソ連でゴルバチョフが実権を握ると、米ソ首脳は1989年、マルタ会談で冷戦の終結を宣言した。同年にベルリンの壁【③】は崩壊し、1990年には東西ドイツが統一され、翌91年にはソ連が解体した。東欧諸国でもそれまでの政権が倒れ、体制が変革される東欧革命が進行した。

しかし冷戦崩壊以後、世界各地で民族紛争が頻発するようになった。紛争が相次いだ旧ユーゴスラビアではNATO軍が人道的介入を試み、また国連は平和執行部隊を派遣したが、対応の遅れなどでじゅうぶんな成果を得ることはできなかった。

①戦火を交えない戦争という意味で「冷たい戦争」と呼ばれたことに由来する。

②ソ連がアメリカの近くにあるキューバに核ミサイル基地を建設しようとした事件。アメリカはミサイル配備を中止させるため強い態度に出たため、米ソ核戦争の危機となった。

③ドイツは戦後東西に分裂したが、東ドイツの領域にあった首都ベルリンもまた東西に分裂し、戦後ソ連が東西の境界線上に壁を建設していた。これを「ベルリンの壁」と呼んだ。

コメント [n1]: 第一学習社「新政治経済」p42

コメント [Tt2]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社001）、p167

コメント [Tt3]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社001）、p167

コメント [Tt4]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社001）、p167

3-2 東西対立とその後の世界 <標準編>

民族と国家

歴史・言語・習慣・宗教など一定の文化的きずなによって結ばれ、同一集団の成員という意識をもつ人々を**民族**とよぶ。民族と国家の複雑な関係が、しばしば武力紛争を引き起こしてきた。第二次世界大戦後の武力紛争も、その多くが**民族問題**に関連している。その原因となったのは植民地からの独立、少数民族の分離、複数の国家にまたがる民族の統合などである。

一国の中に複数の民族が居住する国家を**多民族国家**という。世界の国家の大多数は他民族国家である。インドのようにどの民族も過半数を占めない国家や、中国のように圧倒的多数が漢民族である他民族国家もある。カナダ、アメリカ、オーストラリアのように、少数の先住民と多様な移民から構成される国もある。経済的な困難や社会的問題が生ずると、国民としての一体感よりも民族としてのきずなが優先され、あつれきが生ずることもしばしばみられる。コソボのように、一定の地域から特定の民族を根絶やしにしようとする民族浄化に発展するケースもあった。シンガポールのように意図的な民族間の融合政策が積極的に進められる国もある。

増大する民族紛争

冷戦期には武力紛争は圧倒的に南の世界に偏っていた。独立のための紛争や、反植民地主義闘争などが優先されて独立後に一国内の民族の境界をめぐる紛争が火を噴いたものである。

植民地では宗主国の都合で境界が引かれ、複数の民族が一つの植民地に押し込まれた例が多い。植民地の境界を引き継いで独立した後、それが紛争の原因になり、さらに資源や勢力伸長をはかる大国の思惑と結びつくと大規模な地域紛争へと発展する。1967年のナイジェリア戦争が典型的である。現在でも、ウガンダ、アチェ、チベットなどはこの範疇に属する。

逆に、複数の国に引き裂かれたクルド人のように、2500万人の民族が国家をもたないことが紛争の原因となる場合もある。またパレスチナのように、ユダヤ人のイスラエル国家形成のために居住地を追われた民族が数十年にわたって抵抗する紛争もある。

冷戦後に、共産主義によって抑えられてきた民族の自立や民族の境界をめぐる紛争が一気に噴き出した地域がある。旧ユーゴや旧ソ連内部の民族紛争である。そのほかフランス、スペイン、イギリスなどで「二流の市民」とされた少数民族に属する人々が自治や独立を要求している例もある。

コメント [n1]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 172

コメント [n2]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 172~173

難民問題

「**難民の地位に関する条約**」によると**難民**とは「人種・宗教・国籍・政治的意見または特定の社会集団に属するなどの理由で、自国にいと迫害を受けるかあるいは迫害を受ける恐れがあるために他国に逃れた」人々と定義されている。【②】

「**難民の地位に関する条約**」に加盟している国には、難民を保護する義務があり、追放したり送還したりすることはできない。また社会福祉などの面で自国民と同等の待遇をする義務がある。難民問題の解決にあたる機関として、**国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)** や、国連パレスチナ難民救済事業機関などが設けられ、活動をおこなっている。

② 難民を生み出す原因には、地域紛争や民族・宗教の対立、経済的貧困、自然環境の悪化などがある。

コメント [n3]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 173

人権の抑圧

人権は法的に確立された概念であるが、人権の抑圧は世界中で発生している。南アフリカでは**アパルトヘイト** (人種隔離政策) と呼ばれる**人種差別**が法によって制度化されていた。国連での度重なる制裁決議や国内闘争の結果、1991年にはアパルトヘイト廃止が宣言され、1994年には公平な選挙で黒人のマンデラが大統領に選出された。

このように法制度による明示的な人種・民族差別は消滅しつつあるが、実態面では差別が残っている。アメリカでも有色人種差別とりわけ黒人差別は根強い。ヨーロッパでは、トルコ系やアルジェリア系移民などの排斥を公然と訴えて行動する団体もある。宗教上のカースト制度が根強く残る国もある。世界のほとんどの国では、憲法などで男女の平等を認めている。しかし人類の半数を占める女性に対しては社会慣習のうえで、雇用、教育、社会参加などでの性差別がまだ残っている。

コメント [n4]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 174

抑圧的な政権

人権を無視する政権が登場し、さまざまな社会的抑圧が存在する国もある。とくに第三世界では、軍部の支配下にある政権も多く、**戒厳令**が発令されたり選挙結果が無視されたりする国もある。国家が、主導する早急な工業化や開発を進めるため、補償のない立ち退きや労働争議の弾圧など反対勢力に対してむきだしの暴力を加える例もある。【③】

アフリカなどの内戦が続く国では、少年・少女を駆り出して戦闘や軍事物資の輸送にあたらせている政治勢力もある。ユニセフは、約 50 ケ国 30 万人の子どもが従軍しているという数字を発表した (1998 年)。**国際刑事裁判所**は 15 歳未満の子どもを戦闘集団に加えることを戦争犯罪とした。また、こうした事態を改善しようと**チャイルド・ソルジャー**をなくす国際 NGO 連合なども結成された。

③ こうした事態に**アムネスティ・インターナショナル**などが「良心の囚人」と呼ばれる政治犯の救出などで活躍している。

コメント [n5]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 174~175

3-3 日本国憲法の平和主義 <基礎編>

どうすれば非武装で国を守ることができるだろうか？

あたらしい 憲法の話

戦争の爪あとがまだ生々しく残っていた昭和 22 年に、文部省が発行し全国の小学校で使われた副読本『あたらしい憲法のはなし』には、憲法 9 条が定める戦争放棄について次のように書かれている。

「いまやつと戦争はおわりました。二度とこんなおそろしい、かなしい思いをしたくないと思いませんか。こんな戦争をして、日本の国はどんな利益があったでしょうか。何もありません。ただ、おそろしい、かなしいことが、たくさんおこっただけではありませんか。戦争は人間をほろぼすことです。世の中のよいものをこわすことです。だから、こんどの戦争をしかけた国には、大きな責任があるといわなければなりません。このまえの世界戦争のあとでも、もう戦争は二度とやるまいと、多くの国々ではいろいろ考えましたが、またこんな大戦争をおこしてしまったのは、まことに残念なことではありませんか。

そこでこんどの憲法では、日本の国が、けっして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄といいます。「放棄」とはすててしまうということです。しかしみなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。

もう一つは、よその国と争いごとがおこったとき、けっして戦争によって、相手をまかして、じぶんのいいぶんをとおそうとしないということをきめたのです。おだやかにそうだんをして、きまりをつけようということです。なぜならば、いくさをしかけることは、けっきょく、じぶんの国をほろぼすようなはめになるからです。また、戦争とまでゆかずとも、国の力で、相手をおどすようなことは、いっさいしないことにきめたのです。これを戦争の放棄というのです。そうしてよその国となかよくして、世界中の国が、よい友だちになってくれるようにすれば、日本の国は、さかえてゆけるのです。」

3-3 日本国憲法の平和主義 <標準編>

国際協調主義

憲法9条は、国際社会に対して信頼を置き、どの国々とも友好関係を保とうという**国際協調主義**の考え方に立っている。戦争を防止するためには軍備を放棄することが最も効果的であり、国際社会が「公正と正義を基調とする」ものであることを自ら率先して実現しようというわけである。

それゆえ、憲法9条は「外国から攻めて来られたらどうするか」という発想ではなく、「攻めてこられないようにするにはどうしたらよいか」という発想に立っている、と言うこともできる。「国際社会における問題を解決できるのは、武力ではなく、まして戦争でもなく、平和外交である」という考えが背景にあることを忘れてはいけない。

平和思想の結実

「戦争放棄と戦力不保持こそ、平和を実現するための最善の方法である」とする考え方は、実は古くから受け継がれている思想である。

例えば**旧約聖書**には、「ヤハウェ（ユダヤ教の神）は、国々の間をつまびらき、多くの民の仲裁に立たれる。かくて彼らはその剣を鋤に打ち変え、その楯を鎌に変える。国は国に向かって剣を上げず、戦争のことを再び学ばない」（イザヤ書Ⅱ第2章5節）とある。兵器を生産用具に変えて戦争をなくすことを唱えたこの一節は、ニューヨークの国連本部前にある、剣を鋤に鍛えなおすためにハンマーを振り上げる人物の銅像の台座にも刻まれている。

また近代哲学の祖である18世紀ドイツの思想家**カント**は、著書『永遠平和のために』の中で、「常備軍は時とともに全廃されなければならない」、「いかなる国家も、他の国家の体制や統治に暴力をもって干渉してはならない」と述べている。

さらに1928年に締結された**パリ不戦条約**は、「締約国ハ国際紛争解決ノ為戦争ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互関係ニ於テ国家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ放棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ厳肅ニ宣言スル」（第1条）と規定しており、国際法において人類史上初めて戦争そのものを違法行為とした画期的な条約であった。しかし当時の列強諸国は愚かなことに「この条約は自衛戦争まで禁じたものではない」と自国に都合よく解釈して軍事行動を続け、第二次世界大戦に突入したのである。

また**国際連合憲章**は、第二次世界大戦の反省に立って、このような平和

思想の一部を受け継ぎ、「共同の利益の場合を除く外は武力を用いない」（前文）と宣言して、国連軍による紛争解決を原則とする（第7章）とともに、**国際司法裁判所（ICJ）**を設置して、国際紛争を法と裁判によって解決しようとしている（第14章）。【①】

さらに1999年に開催された**ハーグ世界市民平和会議**は、そのアピールで「各国議会は、日本国憲法第9条のような、政府が戦争をすることを禁止する決議を採択すべきである」とし、「武力に訴える前にあらゆる外交的な手段が尽くされるべきであり、仮に武力に訴えるとしても国連の權威のもとでなされるべきである」と宣言した。

戦争・軍隊を 放棄した国

実際に、現在の世界には、日本と同じように戦争放棄や戦力不保持を宣言している国々が少なくない。また軍隊をもたない国は27ヶ国にのぼる。

例えば、ドイツ憲法は「諸国民の平和的共存を阻害するおそれがあり、かつこのような意図でなされた行為は違憲である」（第26条）として侵略戦争の準備を禁止している。イタリア憲法も「国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄する」（第11条）と明記している。

また韓国の憲法は侵略戦争を禁止（第5条）している。フィリピン憲法は戦争放棄（第2条2節）のみならず核兵器の禁止（第2条8節）や外国軍隊の駐留も禁止（第18条25節）し、その結果1991年にはフィリピン国内の米軍基地はすべて撤去されている。

さらに、ヨーロッパのリヒテンシュタイン侯国の憲法や、南米のコスタリカ憲法・パナマ憲法・キリバス共和国憲法は、憲法で常備軍の廃止を規定している。もっともリヒテンシュタイン侯国やパナマは、国民に祖国防衛の義務（武器の保有を含む）を課している。

一方、憲法で「戦力の不保持」を明記しているにもかかわらず、実際には軍隊（自衛隊）を保有している国は、世界で日本だけである。

アメリカ合衆国は宣戦布告を議会の権限とし、大統領が軍隊の指揮権をもつことを規定しており、戦争を否定する規定はない。また中華人民共和国は、国防のための武装は認めている。

このように、世界全体ではまだ完全ではないとしても、戦争放棄あるいは戦力不保持によって平和を実現しようとする考え方は、決して「幻想」でも「実現不可能な理想」でもなく、少しずつ世界に広がりつつある。私たちは、日本国憲法第9条こそ平和を実現するための正しい考え方に立っていること、未来を切り開く存在であることを理解し、誇りをもつべきである。

①もっとも現在の国際司法裁判所は、国内裁判所と違って**義務的・強制的裁判管轄権**がない。それゆえ紛争当事国がすべて裁判による解決に同意しなければ、裁判を始めることができない。強い権限をもった国際裁判所の設置が望まれる。

3-4 憲法9条と自衛隊・日米同盟 <基礎編>

9条の精神は生かされているのだろうか？

憲法9条と自衛隊

日本国憲法は徹底した平和主義をかかげて出発したが、戦後まもなくアメリカとソ連が深く対立するようになり（いわゆる冷戦）、1950年の朝鮮戦争をきっかけに、日本の平和主義は大きな曲がり角に立つことになった。

コメント [Tt1]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p139

朝鮮戦争が勃発すると、連合国軍総司令部（GHQ）は日本に警察予備隊をつくることを命じ、警察予備隊は保安隊をへて、1954年には自衛隊となった。しかし軍隊なみに武装した自衛隊が創設されたため、「自衛隊は戦力の不保持を定める憲法9条に違反しないのか」が問題となり、激しい論争が始まり、裁判も起こされた【①】。現在、憲法学者の多くは「自衛隊は憲法が保持しないとしている「戦力」に相当して違憲だ」とする見解だが、政府は「憲法は国家の自衛権まで否定するものではなく、自衛のために必要最小限の武力を持つことは憲法に違反しない」という立場である。

①憲法9条に関する裁判には、砂川事件(1957年)、恵庭事件(1962年)、長沼ナイキ訴訟(1969年)、百里基地訴訟(1958年)などがある。(-)は発生年。

コメント [Tt2]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p139

コメント [Tt3]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p139

サ条約と日米安保条約

朝鮮戦争の勃発によって、アメリカは「日本を資本主義陣営に属する国として独立させよう」と考えるようになった。この考えに沿って日本は1951年に、ソ連・中国などを除く国々とサンフランシスコ平和条約を結んで独立を回復すると同時に、アメリカ軍が日本に駐留し基地を使用することを認める日米安全保障条約を結んだ。この条約は、自衛隊創設後の1960年に、日本に対する武力攻撃に対して共同防衛の義務を負うことなど双務性を強めた日米相互協力及び安全保障条約（新安保条約）へと改定された【②】。

②この改定に対しては強い反対運動が繰り広げられたが（いわゆる「安保闘争」）、1970年以降は自動延長されている。

コメント [Tt4]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p139

湾岸戦争後の日米関係

1991年に勃発した湾岸戦争で、日本はアメリカなどに約130億ドルの資金を提供したが、自衛隊を派遣しなかったことが日米間で問題となると、日本政府は「国際貢献」の必要性を唱えるようになった。激しい論争を経て、1992年に国連の平和維持活動(PKO)への自衛隊の参加を認めるPKO協力が成立すると、自衛隊の一部の部隊がカンボジアなどに派遣された。その後1990年代を通して日米の同盟関係は強化されていった。

③政府与党は、2010年以後に憲法を改正して、日本が自衛軍を保持し集団的自衛権をも行使できるようにする考えである。

2001年にアメリカで起きた同時多発テロをきっかけに、日本はアメリカが主導する「テロとの戦い」に協力して、自衛隊を海外に派遣し、インド洋上の艦船に対する燃料補給やイラクでの復興支援活動を始めた。【③】

3-4 憲法9条と自衛隊・日米同盟 <標準編>

憲法9条と 自衛隊

憲法9条が「自衛のための最小限の武力」をもつことを許しているかどうかの解釈をめぐっては、これまでにさまざまな議論がなされてきた。1954年に自衛隊が創設されて以後、政府の立場も時代によって変化してきている。

これまで政府は「侵略戦争は否定するが、外国が日本を攻撃してきたときに自衛するのは当然だ」という立場に立って、政府は**専守防衛と非核三原則【①】**を政策としてきた。しかし自衛隊は着実に増強され、現在では日本の防衛費は世界有数の額に達している。それゆえ政府が主張するように、自衛隊が「自衛のための必要最小限の武力」であって「戦力にはあたらない」というのであれば、論理的には「諸外国の軍隊のほとんどは軍隊ではない」という結論が導かれることになる。また1992年以後自衛隊がPKO参加のために海外に派遣され、2001年以後自衛隊が「テロ対策」のために海外に派遣されたことで、「専守防衛」政策も揺らいでいる。非核三原則がある一方で、アメリカ軍の艦船に核兵器が積載されていることはほぼ確実である。政府の立場や主張は多くの矛盾を抱えている。

このような事情を背景に、戦後長期間にわたって政権を担ってきた自由民主党は、「憲法9条を改めて、自衛隊を正式の軍隊として認め、集団的自衛権も認めよう」と考えるようになっていく。

地位協定と 米軍基地

これまで日本は日米安保条約に基づいてアメリカ軍の駐留を認め、同時に自衛隊を充実させることによって安全保障政策を展開してきているが、その背景には多くの負担・犠牲も伴っていることをよく考える必要がある。

日米地位協定は、日米安保条約の内容を詳しく具体的に定めた協定である。この協定では、日本に駐留するアメリカ軍にはさまざまな特権が認められている。たとえば、アメリカ軍は日本の法律を守らなくてもよいことになっているので、赤信号を無視して交差点を走り抜けたアメリカ軍車両によって事故が発生したり、飛行高度の制限を設けている航空法を無視して**低空飛行訓練**をするアメリカ軍戦闘機の騒音で安全が脅かされているなどの問題が起きている。またアメリカ軍の兵士が日本国内で犯罪を犯した場合でも、日本の警察はアメリカ軍の許可を得なければ容疑者を逮捕することができない。そのため事件を起こした兵士が基地に逃げ込み、そのまま軍用機でアメリカ本国に帰国してしまったために責任を問えなかったケ

①「核兵器を作らない、持たない、持ち込ませない」を国是としている。

コメント [n1]: 2007年度教科書『現代社会』(東書・現社001)、p 139

②ただし1995年に起きた少女暴行事件で米軍兵に対する批判が強まったことが背景となって、それ以後、米軍の態度には若干の改善も見られる。

ースがたくさんある。【②】

さらに財政的な面では、近年アメリカ軍駐留経費のかなりの部分を日本側が負担するようになってきている（そのための費用は日本では「思いやり予算」と呼ばれている）。沖縄のアメリカ軍海兵隊をグアム諸島に移転させることが日米間で合意されたときも、その費用（7000億円と言われている）の全額を日本が負担することが明らかになり、政治問題となった。

また沖縄のアメリカ軍基地が立地している土地は、第二次大戦末期に上陸した米軍が銃剣とブルドーザーで沖縄住民から奪った土地である。現在では形式的に借地契約が結ばれたり、法律に基づいて強制的に土地収用が行われているため、率直に「土地返還」を求めている地主も多い。【③】

このような負担・犠牲に対して、「アメリカ軍の基地が存在することで、食料などの生活物資に対する需要や雇用が増え、地域経済が活性化する」という意見もある。しかし軍事基地がなくても地域経済が保たれるように政治をおこなうのが、日本政府の本来の仕事ではないだろうか。

有事関連法の整備

皮肉なことに冷戦後、日米の軍事同盟はますます強化されてきている。1997年日米両政府は日本の「周辺事態」における日米協力について新「ガイドライン」

を作成し、これを実現するために日本政府は1999年に一連のガイドライン関連法【④】を成立させた。これをめぐって「周辺」とはどこをさすか、集団的自衛権の行使ではないか、地方公共団体などの協力義務の妥当性などといった点が議論になった。さらに2001年にテロ対策特別措置法【⑤】、2003年に有事法制関連3法【⑥】およびイラク復興支援特別措置法【⑦】、2004年には有事法制関連7法【⑧】が相次いで成立し、自衛隊がアメリカ軍と共に国内外で活動できる領域は大幅に拡大された。

このような動きに対して、憲法9条の立場から政府を批判する動きも活発になっている。イラク復興支援特別措置法に基づいてイラクに派遣された自衛隊が米軍を主力とする多国籍軍の兵士を事実上戦闘が行われているバグダッドに輸送したことについては、これが武力行使と一体化しているとして違憲とする判決（2008年4月17日名古屋高裁）が確定した。

あるべき安全保障政策

もちろん日本の周辺に安全保障上の懸念がまったくないわけではない。朝鮮半島の情勢はもちろん、ロシア・韓国・中国との国境問題もある。しかし日本は、憲法9条の精神に則りあくまでも話し合いで問題を解決する道を進むべきである。またシビリアン・コントロールを堅持し、アメリカよりも、まず国際連合との協調が第一とされなければならない。

③1995年に少女暴行事件が起きた直後、沖縄の大田県知事は土地収容のために必要な代理署名を拒否し、そのため一部の米軍基地が不法占拠状態に陥ったことがある。政府はその後法律を改正して知事による代理署名制度を廃止した。

現在の沖縄では、米軍改編の一環として普天間基地の県内移転が検討されているが、環境保護などの点からも問題が多い。

④アメリカ軍への後方支援や捜索、救助活動を定めた周辺事態法、日本人救出に自衛隊の艦船を用いるための自衛隊法改正、日米物品役務相互提供協定（ACSA）の周辺事態への適用（改正）の2法1協定からなる。

⑤2001年にアメリカで起きた同時多発テロを契機にアメリカ軍などの軍事行動を支援するために成立し、「戦時」において初めて自衛隊が海外派遣された。

⑥武力攻撃事態対処法、改正自衛隊法、改正安全保障会議設置法の3法。

自衛隊の行動範囲が拡大し、有事における自治体の責務や国民の協力などが規定されているため、戦争を前提とした法体系への移行と人権侵害を危惧する声もある。

⑦同法に基づき、2004年に自衛隊がイラクへ派遣された。

⑧国民保護法、米軍行動円滑化法、改正自衛隊法、外国軍用品等会場輸送規制法、交通通信利用法など7法。

コメント [n2]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社001）、p 140

コメント [n3]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社001）、p 140

コメント [n4]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社001）、p 139

3-5 軍縮と貧困撲滅のための国際貢献 <基礎編>

日本の国際貢献はどうあるべきだろうか？

軍備をなくす努力

21世紀に入っても、世界では30以上の地域で武力紛争が続いている。世界全体の軍事費は冷戦時には世界のGNPの4～5%に達したこともあった。核兵器をはじめとする近代兵器は、もし使われれば地球上の環境を破壊し、人類を絶滅の危機に追いやるほど蓄積されている。そうならないためには、兵器自体を削減することや、兵器を使おうとする原因や意志を取り除くことが必要である。

日本は、人類で唯一の被爆体験をもつ国として、まず第一に核兵器の恐ろしさを伝え、核兵器の削減にむけて国際社会においてリーダーシップをとることが期待されている。また平和国家として、あらゆる軍備の縮小に向けた努力をうながす責務を負っているともしえるだろう。

コメント [n1]: 2007年度教科書『現代社会』(東書・現社 001) p 168

貧困をなくす努力

今日、発展途上国の中には、工業化の立ち遅れや貧困・疾病に悩み、人口の増加や食料不足などの問題をかかえている国々が多い。一方、先進国では、出生率の低下と高齢化、食料の過剰摂取という矛盾した状況が生まれている。このような先進国と発展途上国の経済格差は、確かに資本主義経済における自由競争の結果ではある。しかし人間らしい生活ができなくなるほど深刻な貧困がもたらされるようになってはならない。また特に発展途上国においては、軍部の支配下にある政権も多く、早急な経済発展を優先するあまり、国民の基本的人権の保障が不十分な国もある。

日本は、基本的人権の大切さを知る先進国として、このような南北格差や国際人権保障の分野における諸問題を解決するためにリーダーシップをとることが求められている。

コメント [n2]: 2007年度教科書『新政治経済』(第一・政経 014) p 55

近隣諸国の信頼を得る

日本が国際社会においてリーダーシップをとれるようになるためには、単に資金や技術をもっているだけでは不十分である。まず第一に、日本が諸外国から信頼される国になることが必要であり、そのためにはとりわけ近隣諸国と友好的な関係を結べる国家になることが重要な条件となる。

しかし日本は、戦後60年以上が経過しているにもかかわらず、近隣アジア諸国と必ずしも友好的な関係が築けているわけではない。それらの国々から信頼されるような国になるには、どうすればよいのだろうか。

3-5 軍縮と貧困の課題 <標準編>

軍備をなくす努力

軍備に一定の量的・質的な制限を設けることを軍備管理と言い、軍備を減らすことを**軍縮**という。国連では、成立後まもなく国連軍縮委員会（UNDC）が設置されたが、冷戦の影響を受けて大きな成果をあげていない。これに代わってジュネーブの国連欧州本部で開催されてきた**軍縮会議（CD）**では、化学兵器・放射性兵器などの禁止について作業が続けられている。非同盟諸国などの要請で、3回にわたって**国連軍縮特別総会（SSD）**が開催され、これにはNGO（非政府組織）の代表も参加し、軍縮に向けて大いに国際世論を呼び起こした。

これまで国連では、部分的核実験停止条約、核拡散防止条約、生物毒素兵器廃棄条約、非人道兵器禁止条約などの条約が結ばれてきた。また、米ソ間の緊張が緩和され、対話が重なるにつれて、両国間では**戦略兵器制限交渉（SALT）**に続いて**戦略兵器削減交渉（START）**がおこなわれ、史上初の核軍縮条約である**中距離核戦力（INF）全廃条約**も締結された。1996年には包括的核実験禁止条約（CTBT）が国連総会で採択されたが、反対国もあって発効にはいたっていない。

軍縮を阻む動き

軍縮にはさまざまな取り組みがある。コスタリカのように軍隊を持たない国やフィリピンのように非核政策を憲法に明記する国、非核宣言を発する自治体もある。中南米や太平洋諸国のように数カ国にまたがり非核地帯を設置する動きもある。

しかし一方で、核兵器の保有が自国の防衛上必要であるという考え方も根強く残っている。たとえば世界中の反対を押し切って、1998年にインドとパキスタンが相次いで核実験を強行した。他方、兵器の調達や販売で利益を売る人々（**死の商人**）によって、しばしば対立する紛争当事者双方に兵器が売りつけられている。冷戦後の民族紛争が多発している背後には、死の商人の暗躍もある。さらに**軍産複合体**といわれる軍と兵器産業の結びつきも指摘される。

信頼感を育てる

異なる文化や考え方の間の絶え間ない話し合いの努力が今ほど必要な時代はない。科学技術の発達で人や情報の移動は容易になった。それだけ摩擦が起こる可能性も高くなったが、相互理解のチャンスも増えた。対立する勢力間では、

コメント [n1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p 168～169

コメント [n2]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p 169

お互いに相手に対する疑いの念を取り除くことが大切である。1975年に開催された**全欧安保協力会議**（CSCE）の宣言で、軍事演習の事前通告や実地調査を含む「信頼醸成措置」がうたわれたのも、そうした努力の政府間レベルでの具体的表現である。

また政府間ばかりでなく、友好都市や留学生交換など、複数の太い交流のパイプを通じて、ゆるぎない信頼関係を広く国民の間で築き上げる努力が求められている。各国内での民主主義の強化によってこうした努力を支えなければならない。

軍縮における指導性

いま世界で規制の必要性が叫ばれている主な兵器として、次のようなものがある。日本はこれらの兵器の削減と廃絶においてリーダーシップをとることが期待されている。

○核兵器：日本は非核三原則を国是としているが、「持ち込ませず」については疑問が指摘されている。**○生物化学兵器**：細菌や毒ガスを使った兵器。日本は中国に遺棄してきた毒ガス兵器の処理に時間がかかっている。

○劣化ウラン弾：天然ウランを濃縮したあとの残滓（低レベル放射性物質）を焼き固めた銃弾。戦車の装甲をも貫く。粉末が空气中に拡散すると、放射性被害を巻き起こす。**【①】○地雷**：地上または地中に設置され、人や車両の接近や接触により爆発する兵器。日本は地雷処理には積極的に取り組んでいる。**○クラスター爆弾**：親爆弾から多数の子爆弾（約200発）が散乱し、広範囲無差別に殺傷する。子爆弾が不発弾となるケースが多く、長期間にわたって一般住民に被害を及ぼす。日本は航空自衛隊が1987～2002年度の16年間で総額約148億円分を購入し、現在でも数千個保有しているといわれている。2008年にクラスター爆弾の全面禁止条約が採択され日本も賛成したが**【②】**、アメリカ・中国・ロシアは加盟していない。

貧困の克服の指導性

また日本は、その高度な科学技術を活用して、次のような分野でもリーダーシップを発揮することが期待されている。

○貧困の克服：識字率向上・基礎教育普及。保健医療体制整備。地場産業の育成指導。民主的な法制度の確立。**○自然環境保護**：CO₂排出問題における後れ。クリーンエネルギー（太陽・風力・波力など）利用技術の開発と促進。砂漠化の防止と緑地の拡大。**○防災および災害時の人命救助**：国際救助隊（昔の英国アニメ「サンダーバード」にヒントを得た組織）創設論。食料・衣料・医療の緊急援助、住居や社会資本の復旧整備事業。地震津波警報システムの整備。

コメント [n3]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社001）、p 169

①アメリカでは湾岸戦争やイラク戦争に従軍した兵士たちの間に劣化ウラン弾が原因と思われる健康異常が頻発している。米軍は否定しているが、2008年に国連は影響調査を求める決議を採択した。

②クラスター爆弾の全面禁止を討議したオスロ会議（2007年2月開催。2008年全廃を決議）の席上、日本は全廃決議に賛成しなかったが、2008年5月のダブリン会議で「一部を除いて禁止する」条約案に賛成した。

4-1 個人の尊重と、幸福追求権の概要 <基礎編>

「基本的人権」には、どのような権利があるのだろうか？

基本的人権 の分類

基本的人権は、その内容によって複数のカテゴリーに分類することができる。基本的人権が「自然権」という呼び名で主張されるようになった市民革命の時代においては、基本的人権とは「自由権・平等権」のことであった。強大な王権によって束縛され身分制の抑圧に苦しんでいた市民革命当時の人々にとっては、国家権力からの解放という意味での自由の獲得と、身分を越えた平等の実現こそが最も重要な課題だったのである。

しかしながら、18世紀から始まった産業革命と資本主義経済の発展の結果、資本家と労働者との格差は広がり、労働者の生活環境は劣悪となった。そして自由権の主張だけでは人間の尊厳は守れないことが明らかになってきた。このような状況を背景に、20世紀になると、国家が経済社会に積極的に介入して、すべての人々の生活を保障する役割を果たさなければならないという考え方が強まった。ここから政府にそのあめの施策を要求する権利として「社会権」と呼ばれる新しい人権のカテゴリーが生まれた。この考え方を取り入れて、「すべての人に人間に値する生活を保障すること」を経済活動の自由に優先させ、社会的弱者の保護をうたった憲法が1919年にドイツで成立した。これが有名なワイマール憲法である。

20世紀後半になると、従来の自由権・平等権・社会権に加えて、さらに新しい人権がとらえられるようになった。環境権、プライバシー権、知る権利の3つで、これらを「新しい人権」と呼ぶことがある。新しい人権は、日本国憲法には明記されていないが、基本的人権の一般原則としての「幸福追求権」や、既存の自由権・社会権と関係の深い権利として、理論的にも実務的にも基本的人権として認められるに至っている。

■基本的人権の標準的な分類

一般的原則としての	……………	個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利
実体的権利としての	……………	平等権
		自由権 精神的自由権、身体的自由権、経済的自由権
		社会権 生存権、教育を受ける権利、労働基本権
		新しい人権 プライバシー権、知る権利、環境権
基本的人権を守るための権利としての	……………	参政権、請求権

4-1 個人の尊重と、幸福追求権の概要 <標準編>

個人としての尊重

日本国憲法は、第 11 条から第 13 条で基本的人権の一般原則について定めており、その中で「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である」(第 11 条) こと、「国民の不断の努力によって保持されなければならない」(第 12 条) こと、「すべて国民は個人として尊重される」こと、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、(中略) 国政の上で最大の尊重を必要とする」(第 13 条) ことが宣言されている。【①】

これらの一般原則の中で最も重要なことは、国民は「個人として尊重される」ということである。かつて明治憲法の時代においては、国民は「臣民」であり、天皇の家臣としての位置づけであったから、個人として尊重されるということにはなかった。それゆえ「国家」という集団が「個人」よりも重んじられ、国民の権利は実質的には基本的人権としては扱われず、国民は国家元首である天皇の命令には絶対に服従しなければならなかった。このような状態は江戸時代までほとんど同様であった。それゆえ日本国憲法において国民が「個人として尊重される」ようになり、基本的人権が認められたことは、日本史上では画期的な出来事である。

公共の福祉による制限

しかし基本的人権といえどもまったく無制限であるわけではない。たとえば誰かが権利を行使するとき、それが他人の権利と衝突する場合には、権利の行使が禁じられたり制限されることがある。たとえば授業中に私語をしていると他の生徒の学習を妨げることになるから、いくら“表現の自由”があっても、授業の妨げになるような表現活動は制限されるべきである。このように、私たちの基本的人権は、「公共の福祉」に反しない限度で保障されていることを忘れてはならない。日本国憲法はこのことを第 12 条と第 13 条で規定している。

もっとも、何が「公共の福祉」なのかについては必ずしも一致した定義があるわけではない【②】。また自分と他人の人権が衝突した場合にどのように解決すればよいかについて、双方の意見が対立し争いが収まらない場合もある。それゆえ最終的には裁判で決着をつけることになる。

公共の福祉の維持

「生命・自由および幸福追求に対する国民の権利」を保障するために、「公共の福祉」を一般的に維持しようとしている政府の活動が、警察官（海上保安官を含

①日本国憲法第 3 章は「国民の権利および義務」となっているが、外国人に対しても原則として日本国民と同じように基本的人権が認められる。

②「公共の福祉」が政府に都合よく解釈されると国民の権利は不当に侵害される危険が生じる。国連自由権規約委員会もこの点を憂慮する見解を発表している。

む)による治安維持活動であるということが出来る【③】。たとえば道路を使用して表現活動(例えば行進をする)や販売活動(例えば屋台を出す)などをおこなう場合には、交通の妨げにならないよう、事前に警察に申請して、道路使用許可証を得る必要がある(道路交通法第77条)。

警察官が武器を所持していることも、それが犯罪を抑止し、公共の福祉を維持するために許された唯一合法的な武力だからである【④⑤】。もちろん警察官といえども武器の使用には慎重でなければならない。もし警察官が許されている限度(正当防衛や逮捕の必要性など)をこえて武器を使用し、その結果国民に損害を与えた場合には、政府は賠償責任を負うだけでなく(国家賠償法)、その警察官自身が犯罪に問われることもある(刑法が定める傷害罪や特別公務員暴行陵虐罪など)。つまり警察官の活動は、あくまでも国民の基本的な人権を守るための活動であって、必要最小限度のものでなければならないのである。

なお、犯罪の容疑者が刑事裁判にかけられ、有罪の場合に処罰されるのは、その犯罪が「公共の福祉」を破壊したことに對して制裁をする必要があるからである。それゆえ刑罰は公共社会が制裁として与えるものであって、事件の被害者による復讐とは異なる。

家族と暮らす権利

「私たち一人ひとりが個人として尊重される」という場合、それは単に個人が一人で生きるための権利であるだけでなく、「人間らしく成長できるように家族と共に暮らせる権利」も含まれている(国連子どもの権利条約)。たとえば最近、国籍は外国人であっても日本で生まれ育ち日本語しか理解できない子がいる男女(父母)を、特別在留許可を与えず不法滞在を理由に強制的に本国に送還した事件についても議論が起きた。【⑥】

尊厳死

さらに、「私たち一人ひとりが個人として尊重される」という場合、それは生きるための権利であるとともに「人間として尊厳ある死を選択できる」ことも含まれている、と考えるべきである。

現代の、特に先進国においては、たとえ重い病気に冒されても、高度な医療技術の進歩で、さまざまな医療機器を使って生命を維持することが可能になってきている。そして現在の日本の法律では、たとえ本人が希望した場合であっても、医療スタッフが患者の生命を絶った場合には犯罪となる。しかしそれゆえにこそ、「医療機器の助けを借りて単に命を永らえるよりは、むしろ死を選びたい」と願う人々も少なくない。そのような人々について、家族や医療スタッフの間でいま静かな議論が始まっている。

③警察法第2条には、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、(中略)公共の安全と秩序の維持に当たることをもってその責務とする」と明記されている。

④警察官の武器使用は、警察法第67条や、警察官職務執行法第7条で認められている。

⑤「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と規定している憲法9条は、国内紛争に対して警察が武力を用いることを正当化する根拠として読むこともできるのではないだろうか。

⑥偽造パスポートで入国し結婚したフィリピン人父母の間に生まれたカルデロンの子さんの家族について、2009年4月に法務省は父母のみを強制送還したが、国連人権理事会はこの問題に重大な関心を示し日本政府に説明を求めた。また国際NGOのアムネスティも人権侵害とする声明を出した。

4-2 平等権と、関連の問題 <基礎編>

差別は克服されているのだろうか？

法の下 の平等

基本的人権は人間が人間として生まれながらにしてもっている権利であり【①】、人間が互いに平等であるということを含んでいる。従って、すべての人間は平等に尊重されなければならない。

但し、ここに言う「法の下での平等」は、人間として人権が平等に保障されるという意味である。現実には生きていたちは外的にも内的にも決して同じではない。能力や素質に恵まれている者もそうでない者もいる。

「法の下での平等」は、それら現実の違い（個性）を否定するものではない。たとえどんなに個性の違いがあっても、人間として基本的人権を保障される存在としては同一に扱われなければならないという意味である。

しかし明治憲法では「法の下での平等」は十分には認められていなかった。例えば女性は成人しても半人前とされ、選挙権も与えられていなかった。

これに対して日本国憲法第14条は、人種・信条・性別・社会的身分などによる差別を否定した。この条項は、政治や経済、社会などにみられる差別を基本的人権の尊重の原則から改めていくうえで非常に大切な役割を果たしている。また両性の平等（24条）や選挙権に関する定め（15条）は、平等権をあらためて確認した規定で、明治憲法にはなかったものである。

平等を実現 する諸制度

戦後、「法の下での平等」を実現するため、戦前の法律が改正されたり、新しい法律が制定されたりした。たとえば男女平等を実現するため民法が全面的に改正された。また戦後つくられた教育基本法によって教育の機会均等、男女共学、家庭科の男女必修化が図られ、男女雇用機会の均等化・男女同一賃金の原則・育児休業の平等取得も少しずつではあったが認められていった。（男女雇用機会均等法・労基法・育児休業法）。さらには外国人との間に生まれた子どもの国籍について、父系優先血統主義から父母両系血統主義へ変更された（国籍法）。女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、障害者の権利に関する条約も締結された。

今も残る差別や不平等

このように平等の実現は少しずつ前進しているが、それでもなお私たちの周囲には、多くの差別問題が残っている（→標準編）。平等権の実現に向け、一人ひとりが積極的な努力を日常的に地道におこなっていくことが大切である。

①「生まれながらにもっている」とは、「人間として生まれたときに既にもっている」という意味である。生まれたあとで何らかの手続きに基づいて誰かが与えるのではなく、人間として生まれたというだけの理由で与えられるということである。

コメント [Tt1]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p118

コメント [Tt2]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p118

4-2 平等権と、関連の問題 <標準編>

現在の日本では次のような問題が平等権の侵害と主張されている。【①】

外国人や異民族の差別

○外国人登録制度（<参考>指紋押捺拒否運動）：連続 90 日以上日本に滞在する外国人は外国人登録を行い、外国人登録証を携帯しなければならない。1993 年

までは指紋押捺も義務付けていたため外交問題になった【②】。○不法滞在者の難民不認定・強制送還の問題：観光ビザなどで入国しそのまま住みついた外国人（不法滞在者）が日本で結婚し子どもが生まれた場合でも、日本政府は難民認定せず本国に強制送還する場合がある。○公務就任権の制限：東京都職員である在日韓国人が管理職登用試験を受験しようとしたところ、日本国籍がないことを理由に受験を拒否された事件がある。○外国人労働者の低賃金労働：労働ビザで入国し労働している外国人に対する賃金は、一般的に非常に低い。最近では「研修生制度」が問題になっている。

○在日朝鮮人や在日イスラム教徒に対する差別：かつて民族衣装チマチョゴリを着ている朝鮮学校の女子生徒に対する暴行事件が社会問題となったことがある。最近ではイスラム教徒に対する嫌がらせがある。【③】○アイヌ民族に対する差別も残存している。

信条による差別

○労働組合員・共産党員や、その支持者に対する差別：労働組合員や共産党員であることを理由に、昇進・昇給・転勤の際に差別した事件がある。○オウム真理教の一般信者に対する差別：オウム真理教の信者であること（＝偏見）を理由に、転入（住民登録）や入学を拒否する自治体や大学があり、裁判で争われたことがある。

女性に対する差別

日本は女性差別撤廃条約に加盟しているが、女性に対する差別はなくなっていない。○女性の賃金・昇進における事実上の格差：同じ仕事をしている男性よりも低賃金で昇進が遅いなどの問題がある。【④】○夫婦同姓の義務づけ：民法は、婚姻届をした夫婦の同姓を義務づけているが、現実には圧倒的に女性が改姓させられている【⑤】。○離婚時の原姓復帰制限：離婚したときは、結婚前の姓か離婚時の姓しか選択できないため離婚時の姓で再婚し再び離婚したときは初婚前の姓に戻れない。○再婚禁止期間：女性は離婚後 6 ヶ月間は再婚できない。○性的役割分業：家事・育児労働の女性への偏重。

○女性差別的な文化の残存：相撲や寺院の「女人禁制」、学校における男女

①ここには、裁判所の確定判決で平等権侵害が認められたもの以外にも、広く一般的に不平等が問題となっているものも含めている。

②「テロリストの入国防止」のために、2007 年から再び、日本に入国する外国人に対して指紋押捺が義務付けられるようになった。

③在日韓国人や在留外国人には納税の義務はあるが、選挙権は与えられていない。「せめて地方参政権だけでも与えてはどうか」という意見もあるが、実現していない。

④女性の働く権利をめぐる問題点については、第 7 章第 5 節も参照せよ。

⑤最近では、婚姻届をしない事実婚夫婦や、婚姻届をしても日常生活では旧姓を通称として使い続けるカップルが現れている。

別名簿など。○男女の結婚適齢の違い：男 18 歳に対して女 16 歳。

子どもに 対する差別

子どもに対する差別もなくなっていない。○非嫡出子差別：婚姻届をしない男女から生まれた子ども（非嫡出子）は、遺産相続における法定相続分が嫡出子の

半分である。【⑥】○離婚後 300 日以内に生まれた子供に対する差別：離婚後 300 日以内に生まれた子は、機械的に離婚前の夫の子とされる。最近「離婚後に妊娠したときには新しい夫の子とする」旨の通達があったが、「離婚前に妊娠していた場合は従来通り」で完全には解決していない。○代理出産で生まれた子供に対する差別：代理母の子としか認められない。【⑦】

社会的地位 による差別

○部落差別：古くから続いてきた差別が今なお残り、多くの人々が就職や結婚などにおいて差別的扱いを受けている。同和対策事業はそれを解消するための公の

活動である。○生活保護の支給制限：生活保護を申請に来た人に適切な保護が与えられていないという問題が大きくなっている。○残留孤児・残留婦人の問題：日本語が不十分なため帰国しても生活に困っている人々が放置されている問題。最近ようやく日本政府は待遇の改善に向けて動き出したが十分ではない。【⑧】

障害者に 対する差別

○不適格条項問題：「色覚異常の人には受験資格を認めない」などの差別。○学生無年金障害者問題：国民年金への加入が義務付けられていなかった時代だった

ために年金に加入していなかった学生が、障害を負ったにもかかわらず、年金未加入であることを理由にまったく障害年金が支給されていない問題がある。○障害者自立支援法と障害者の賃金：障害者は就労しても一般的に賃金が安い。そのうえ就労施設の利用料金まで負担させられている。○医療的ケアが必要な子供の保育園入園拒否事件。○病气感染者などに対する差別：特効薬の発明によって完治するようになった後もハンセン病患者を不合理的理由で隔離を続けた問題があった。○原爆症・公害病の患者などに対する差別：患者認定をしない、生活救済をしないなどの問題がある。

その他の差別

○選挙における一票の格差（議員定数不均衡の問題）：「国会議員の定数配分が、地方に多く大都市に少ない」状況になっているという問題がある。○受刑者

に対する差別：刑務員による虐待問題。新聞が自由に読めないなど生活環境における問題が指摘されている。○女性天皇問題、皇族の婚姻の問題：現在の制度では女性は天皇になれない（皇室典範 1 条）。また皇族男子が結婚するには皇室会議での審議が必要である（同 10 条）。

⑥子の続柄の記載は、住民票については 1995 年にすべて「子」に統一された。戸籍については 2004 年に非嫡出子も「長男（長女）」「二男（二女）」と記載されるようになったが、出生の順序を記載する必要性をめぐる議論がある。

⑦その他に、結婚していない日本人の父と外国人の母との間に出生した子は父母の婚姻と父による認知があった場合に限って日本国籍を取得できるとした国籍法の規定は、2008 年 6 月の最高裁判決で「法の下での平等に反し違憲」とされた。そのため同年 12 月に同法は改正され、婚姻要件が削除されて父親の認知だけでよいこととなった。

⑧尊属（父母や祖父母など）を殺害した場合に通常より重い刑罰を課すと規定した刑法は、1973 年の最高裁判決で違憲とされた。

コメント [n1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p 118

4-3 フライバシー権と、関連の問題 <基礎編>

フライバシーは守られているのだろうか？

フライバシ ー権

国家権力やマスメディア、企業などが私たちの私生活に関する情報（フライバシー）をみだりに公開したり、自分に関する個人情報を勝手に利用しないよう求

めたり、自らコントロールする権利をフライバシー権という【①】。

フライバシーや個人情報の保護を権利として認めるべきだという考え方は最近になって生まれてきたので、1947年に施行された日本国憲法にはこの権利が具体的な条文としては保障されていない。しかし、憲法第13条が保障する「幸福追求権」（基本的人権の一般原理）から導き出すことができるため、具体的な条文がなくても不都合はない。

実際に、現在では国には行政機関個人情報保護法が、また各地方公共団体には個人情報保護条例がそれぞれ制定されていて、国や地方公共団体が市民の個人情報を収集する際にはその目的を明らかにすることが定められ、収集した個人情報の目的外使用などが禁じられている。また収集された個人情報の内容について本人が点検し修正を求めたり苦情を表したりすることも認められている。さらに、個人情報保護法により5000件以上の個人情報を取り扱う事業者にも同様の義務が課せられている。

このことから、最近では個人情報保護条例に基づいて高等学校の入試における内申書を開示させることができるようになってきている。

私たちもまた、他人の個人情報やフライバシーの取り扱いには十分注意しなければならない。例えばインターネットの掲示板のように他人が自由に閲覧できるところに、勝手に他人の顔写真などを掲載してはならない。

しかしながら、私たちの社会ではフライバシー権が侵害されるケースが後を絶たない。最近では、勝手に知人の私生活をモデルにした小説を書いた作家が、モデルとされた人物から「フライバシーを侵害された」と訴えられて、出版の差し止めを命じる判決を受けたケース（『石に泳ぐ魚』事件）や、解雇をめぐる争いの中で会社側の弁護士が相手側社員の犯罪歴を調査したことがフライバシー権侵害に当たるとされたケース（京都市中京区前科照会事件）などがある。

①フライバシーと個人情報は異なる概念である。

フライバシーは、特に①私生活上の事実で、②一般的に公開を望まず、③一般にも知られていない事柄をさす（「宴のあと」事件東京地裁判決）。

これに対して個人情報は、氏名・生年月日・連絡先・職歴・病歴・肖像など個人に関する情報で特定の個人を識別できる情報であり、広い概念である。

コメント [Tt1]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社001）p122

4-3 フライバシー権と、関連の問題 <標準編>

平穏な生活 の混乱

プライバシーが侵害されると、私たちの心は乱され、**平穏な生活に波風**が立つ。また現実には被害を受けることもある。

例えばコンピュータ・ウイルスに感染した電子メールを送りつけられて、うっかり開封してしまったために保存していた大切な情報が失われる事件が挙げられる。このようなメールや手紙が届くのは、メールアドレスや住所・氏名（場合によると性別や年齢まで）などの個人情報が誰かによって不正に入手されているからである。また、本人が離婚した事実を隠したいと思っていたのに、勤務先の会社が不用意に姓名が変わったことをもらしてしまったため、離婚した事実が明らかになってしまった、ということもある。クレジットカードの番号や銀行口座の暗証番号などが故意または過失によってインターネット上に流出したりすると、財産を侵害される危険も発生する。

犯罪報道の 問題点

日本では、犯罪事件が発生したり、その事件の容疑者が逮捕されたりすると、少年事件を除いて、被害者や容疑者の実名や経歴などが詳しく報道される。しかし、そのような「**実名報道**がプライバシー侵害である」という強い主張がある。他の先進国では、原則として実名報道はせず、事件が起きた場所や犯罪の方法などについても詳しく報道しない傾向にある（ただし公務員が職務上の権限を悪用した場合は実名報道となる）。

「犯罪の容疑者である」というだけの理由では、その人が犯人であると決まったわけではない。**推定無罪の原則**に照らしても、実名報道は抑制していく必要がある。

犯罪歴の公 開

間違いなく罪を犯した経歴のある者について、その犯罪歴を公開することは、犯罪歴のある者のプライバシーを侵害することになるのだろうか。「性犯罪や幼児を対象とした犯罪の経歴がある者は、刑期が終わり刑務所を出所したのちに再び同様の事件を起こす確率が高いので、このような犯罪歴をもつ者については、誰がどこに居住しているかを情報公開すべきではないか」との議論がある一方で、プライバシー侵害の危険から反対する意見もある。

差別の助長

技術の進歩によって、現在では微量の血液や皮膚細胞から遺伝子情報を読み取り、どのような病因をもっているか調べることができるようになっている。このようなことが行き過ぎるとプライバシーの侵害につながる恐れがある。例えば従来なら外見では判断できなかった難病の遺伝子をもっている人が明らかになり、そのデータが蓄積されていくことが可能になると、そのような難病の遺伝子をもっている人々に対する有形無形の**差別的取扱**が発生する危険がある。

自由の侵害

例えば「図書館でどのような本を借りて読んでいるか」という情報は個人情報だが、そのような個人情報がコンピューターに集積されれば、例えばあるテーマに関する書物を読んでいる人間を瞬時に検索することが可能になる。すると例えば「情報公開」など政府にとって都合の悪い情報に接している市民を探し出しリストアップして、日常的にその市民を監視したり、同様の情報に接することができないように操作する、といったことが起こりかねない。これでは市民生活に権力者が介入して、市民生活の**自由を侵害**することになる。

実際に戦前このようなことが起きた事実を反省し、「市民のプライバシーを扱っている」という自覚に基づいて、日本図書館協会は「**図書館の自由に関する宣言**」を制定し、1979年に内容をさらに充実させている。

名誉毀損の罪

プライバシー権に関連して、**名誉毀損**にも注意する必要がある。これは、公然と事実（多くの場合プライバシーにかかわる内容）を指摘して他人の社会的名誉を傷つける行為【①】をいい、被害者が告発することによって犯罪に問われるものである（刑法 230 条）。指摘された「事実」が真実でない場合はもちろん問題だが、仮に真実であったとしても名誉毀損罪は成立するので、他人のプライバシーに関わる事柄をみだりに明らかにする行為は慎むべきである。

但し、例えばマスメディアが公務員の不正行為を正すために取材・報道した場合のように、指摘された事実が公共の利害に関する内容で、もっぱら公共の利益を図る目的でなされた場合には、指摘された事実が真実であったときに限り、犯罪にはならない（刑法 230 条の 2）。なぜなら、仮に汚職事件などが起きたときに、マスメディアが名誉毀損罪に問われることを恐れて不正行為を報道しないようになってしまえば、民主政治の健全性を保つことができなくなるからである。

①インターネット上のブログなどに誹謗中傷の書き込みをする行為も名誉毀損に該当する場合がある。（例：2009年2月お笑い芸人スマイリーキクチのブログに書き込みをした19名の検挙）

5-1 精神的権利の概要と背景 <基礎編>

精神的権利とは何か？ 何の意味があるのか？

精神的権利とは

ここで「精神的権利」とは、基本的人権の分類において、①自由権に属する**精神的自由権**と、②社会権に属する「**教育を受ける権利**」と、③新しい人権に属する「**知る権利**」を包括したものである。

①の精神的自由権は、さらに「**内心の自由**」と「**表現の自由**」に分けられる。内心の自由には「**信教の自由**」・「**思想および良心の自由**」・「**学問の自由**」があり、また表現の自由には「**言論出版の自由**」や「**検閲の禁止・通信の秘密**」がある。(下図参照)

このように、精神的権利は、私たち人間がものを考えたり学んだりする行動、そして自分の考えや学んだ成果を他人や社会に向かって伝達しようとする行動にかかわる権利である。

精神的活動と個性

「人はパンのみにて生きるにあらず(神の言葉の一つひとつによって生きる)」(聖書)という格言があるように、私たちが人間として生きていくうえで精神的活動は不可欠である。なぜなら、動物とは違って私たち人間は、自分自身を「自己」として認識し社会の中で「他人」と調和しながら生きているが、自己と他人を分別するものは結局のところ私たち一人ひとりがもつ「心=精神」であり、私たちの「個性」の違いは、要するに私たち一人ひとりの精神的活動の違いだということができるからである。精神的活動なしで私たちが人間として生きていくことは不可能なのである。

それゆえ、私たちが社会の中で個性を発揮しながら自由に生きていこうとすればするほど、一人ひとりの精神的活動が原則として何の障害もなく自由自在に行えるような社会のしくみが必要になってくる。ここに精神的権利の存在意義がある。

■ 「精神的権利」としてまとめることができる諸権利

- 自由権に属する権利 … 内心の自由権 (信教の自由、思想および良心の自由、学問の自由)
… 表現の自由権 (言論出版の自由、検閲の禁止・通信の秘密)
- 社会権に属する権利 … 教育を受ける権利
- 新しい人権に属する権利 … 知る権利

5-1 精神的権利の概要と背景 <標準編>

精神的権利 の必要性

私たちがものを考えたり新しいことを学んだりするのはどういうときだろうか？ どっぷりと快樂に浸っているときには、私たちはあまりものを考えたり学ぼうとしたりはしない。むしろ自分の行動や生き方、あるいは他人との関係に課題が生じたときのほうが、私たちはものを考えたり新しいことを学ぼうとする。また、新しい考えや知識が重要なものであればあるほど、それを広く知らせることも必要になってくるのではないだろうか。

私たちは社会生活の中でどのような境遇におかれることになっても、自分の心だけは自分のものである。心の中にまで他人が入り込んだり、心そのものを他人に譲り渡したりすることは絶対にできない。精神生活は私たちの存在そのもの（個性・アイデンティティ）と密接に結びついている。

それゆえ、私たちが何かを思い・考え・信じ・知る行為（精神活動）に対して権力者が制限を加えるようなことはそもそも不可能であるし、またあってはならないことである。自分が正しいと信じる行動を実行し、正しいと信じる事柄を他人に伝え、あるいは自分たちの利益になる知識を他人に知らせようとする行動は自然なことであって禁じられてはならないし、また私たちは、自分の精神を高めることによって、より個性的な人生を生きることができるのである。

このようなときに大きな意味をもつことになる権利が精神的権利である。もし力をもつ者（政府など）が私たちの前に立ちふさがり、私たちが考えたり学んだり伝達したりすることを妨害・禁止するならば、私たちはそれを「権利の侵害」として、排除を求めることができる。

また精神的権利が主張されるようになった歴史を振り返ってみればわかるように、精神的権利はもともと政府に対する批判的精神によって裏打ちされている。言い換えれば、精神的権利は、政府がおこなう政治に対して主権者として意見を述べる根拠（道具）だということもできる。

「魂への配慮」

ところで「知を愛し求めることこそ人間として良く生きることだ」と早くから指摘していた人物がいる。古代ギリシアの思想家ソクラテスである。

彼は、もともと自分は知者ではないという自覚をもっていた。ところがあるとき、友人によって「ソクラテスにまさる賢者はいない」という神託がもたらされた。彼は神託が間違っていることを証明しようとして、世間

で「賢者」とされている人々のもとに赴き、話を聞いた。ところが、彼ら「賢者」はソクラテスが期待していたほどには物事をよく理解していないことがわかったのである。そこでソクラテスは、神は「自分の無知を自覚している点で(無知の知)、ソクラテスは優れている」と告げたのだと考え、また「世間の人々に無知の知を自覚させることが神から授かった自分の使命だ」と理解し、それを積極的に実践しはじめた。

ソクラテスがそのために用いた方法は問答法(あるいは産婆術)と呼ばれる。これは、相手が知っていることを述べさせ、それに対して質問を重ねていくうちに、実は物事をよく理解していないことを自覚させ、知的探究心を呼び起こす教育的手法である。これによってソクラテスは当時の多くの青年たちを教え導く存在となったが、同時に他方で多くの反発を受けることにもなり、アテネの市民たちから裁判に訴えられてしまった。【①】

ソクラテスは、法廷に集まった市民たちに向かって、「君はアテネという最も評判の高い都市の人でありながら、ただ金銭をできるだけ多く自分のものにしたいというようなことにばかり気をつけて恥ずかしくはないのか。評判や地位のことは気にしても、思慮や真実のことは気にかけず、魂をできるだけ優れたものにする(魂への配慮)ということには気もつかわず心配もしていないとは」と説いて自分の正しさを主張した。しかし彼はアテネ市民たちに理解されず死刑に処せられることとなり、周囲から脱獄を勧められても「たとえ悪法といえどもアテネ市民の決定には従わねばならない(悪法も法なり)」と言って、毒杯をあおいだのであった。【②】

①当時のアテネでは裁判は劇場のような場所で、市民全員が集まって審理する形式でおこなわれた。

②同じく古代ギリシアのプラトンやアリストテレスは、ソクラテスの思想を受け継いで、さらに深めていった。

理性の重視

ルネサンスと宗教改革の運動によってギリシア文化が復興し人間の価値が見直されるようになって以降、フランス合理主義、イギリス経験主義、ドイツ観念論と呼ばれる一連の思想家たちは、人間の理性に信頼を置きながら精神的活動の基礎を築いた。

フランスの思想家デカルトは、絶対に確実な真理とは何かを探求するためにあらゆるものを疑っていった結果(方法的懐疑)、考えている自分の精神の存在は絶対に否定できないことに気づいた【③】。そして理性を用いて自然法則を探求する科学的方法(演繹法)を確立した。

いっぽう同時代のイギリスの思想家ベーコンは、人間の心の中にある偏見(イドラ)を排除し、純粋な心で実験と観察を重ねることで真理に到達する科学的方法(帰納法)を確立した。

そしてドイツのカントは、この2つの学派を統一して、人間の理性について優れた考察を加えた。

③彼は、このことを「我思う、ゆえに我あり」という言葉で表現した。

5-2 世界の諸宗教 <基礎編>

宗教とは何だろうか？

宗教とは何 だろうか

宗教とは何だろうか。多くの日本人（特に最近の若い世代）にとって、宗教はよくわからないもののひとつではないだろうか。特に日本では年末になると、多くの人々が本来キリスト教の行事であるクリスマスを祝い、大晦日には仏教寺院から聞こえてくる除夜の鐘に耳をすませ、正月になれば神社に初詣に行く。日本人の多くは必ずしも特定の宗教を信仰せず、さまざまな宗教的行事を意味もよくわからないまま楽しんでいるだけで、むしろ真面目に宗教を信仰する人を「心の弱い人間だ」などと誤解している面がある。

その背景には、日本では宗教を装って詐欺まがいの行為をおこなう悪徳集団が目立つことや、世界中で宗教がからんだ紛争が頻発していることが影響しているのかもしれない。中には「宗教とは多数の厳格な戒律で人々を束縛するものだ」と思っている人もいる。

確かに古代においては、理解不可能な自然現象を説明するために「神」が用いられたが、現代では発達した科学で説明できるようになった。しかし現代においても、宗教は人間に希望と生きる力を与えるものとして世界の大多数の人々に信仰されている。なぜだろうか？ それは例えば、私たちがさまざまな人間関係の中で傷ついたり、希望を失うほどの悲しみや貧しさに直面したとき、誰ひとり自分を理解してくれる人がいなくても「神だけは理解してくださる」と信じることによって、悲しみの淵から救われ元気になれることが現実にあるからである。たとえ「神」が仮想であるとしても、「神」を信じることによって苦難から救われ、希望をもって再び社会に立ち向かっていくエネルギーが湧き出してくることがあるのだ。

世界の主な 宗教

古来から多くの人々を導いてきた伝統的な宗教として、**キリスト教・イスラム教・仏教・儒教**などを挙げることができる。キリスト教は、主に**隣人愛**で人々が結びつくことによって平和な社会が可能になることを教えてきた。いっぽうイスラム教は神の前での人間の徹底的な**平等**を実現しようとする姿勢に貫かれている。また仏教は、物事の因果関係（**縁起の理法**）を知ることによって心の平安（**涅槃**）を求めようとする。このように、ほんらい宗教は人々が心を鎮め、あるいは社会を正しい方向に導くために、人間が学ぶべき「**生き方**」について教えてきたものなのである。

5-2 世界の諸宗教 <標準編>

宗教の分類

世界に存在するさまざまな宗教は、**一神教**か**多神教**かに大別することができる。一神教は唯一全能の神を崇拝する宗教で、ユダヤ教・キリスト教・イスラム教が代表的なものである。これに対して多神教は複数の神を崇拝する宗教で、古代エジプトや古代ギリシアの宗教や仏教が代表的なものである。【①】

また**普遍宗教**と**民族宗教**という分け方もある。普遍宗教は時代や民族を越えてあらゆる人間が信仰できる性質をもつ宗教であり、いっぽう民族宗教は特定の民族の利益に深くむすびついている宗教をいう。代表的な普遍宗教にはキリスト教・イスラム教・仏教があり、ユダヤ教や日本の神道は民族宗教に分類される。

キリスト教

キリスト教は、ユダヤ民族の宗教であるユダヤ教から分離発展した一神教の普遍宗教である。紀元 30 年ごろ現在のパレスチナ地方（当時はローマ帝国の支配下にあった）にいた**イエス**という人物によって創始された。

イエスは、当時のユダヤ民族の貧しい人々が「**律法**」と呼ばれる厳しい戒律によって束縛され苦しめられていたことや【②】ユダヤ民族が他民族と激しく敵対していたことを悲しみ、厳しい束縛として律法を用いるのは誤りであり、ほんらい律法は人間の幸福のために存在すること、神はすべての人々を人間として愛しており（**神の愛**）、人間は神の愛を受け入れて敵味方の隔てなく互いに愛し合う（**隣人愛**）ことが大切だと説き、民衆の側に立って当時のユダヤ教の指導者の腐敗した態度を批判した。

しかしイエスは、ユダヤ教の指導者や保守的な人々によって危険人物として訴えられ、十字架で処刑されてしまった。これに対してイエスの弟子たちは、イエスこそ**救世主**（キリスト）【③】であったと信じ、イエスの言行を神聖なものとして崇拝するよう呼びかけ始めた。やがて皇帝の迫害にもかかわらず、ローマ帝国内に信仰者が広まり、やがてキリスト教（**ローマ＝カトリック教会**）として確立していった。

キリスト教は、古代から中世にかけてヨーロッパに普及し、ヨーロッパの思想や文化に大きな影響を残した。しかし 16 世紀にローマカトリック教会の腐敗をきっかけに**宗教改革**の大運動が起こり、その過程で生まれた**プロテスタント教会**は、西欧各国で興隆しつつあった市民階級に広く受け入れられ、やがて 17～18 世紀の市民革命を導くことになった。

①一神教の神は人間とは隔絶し巨大な力をもった存在としてイメージされるのに対して、多神教の神は人間に近い存在としてイメージされることが多い。

②律法は、紀元前 13 世紀に古代エジプトの下層民を救出した際（出エジプト）の指導者**モーセ**が神から授かった「**十戒**」に由来する。

もともとは信仰と社会生活における基本的な態度を規定したものであったが、時代が下るにつれて次第に詳細かつ厳格な規範となり、イエスの時代には権力者たちが民衆にその厳守を命じるようになっていた。

③「キリスト」という言葉は、ギリシア語で「救世主」のことであり、人名ではない。

イスラム教

イスラム教は、7世紀にアラビアのムハンマドによって創始された一神教の普遍宗教である。

イスラム教は、神（**アラー**）の前での人間の徹底的な**平等**を実現しようとする姿勢に貫かれている。特に富む者が貧しい者に向かっておごり高ぶる態度をとることに對しては否定的であり、貧しい者への寄付（**寄捨**）が宗教的義務である。また禁欲月（**ラマダン**）の期間中は、妊婦などを除いて日中の飲食が禁じられるが、これも貧しい者の苦しみを自分自身の空腹感を通して味わい理解するためである。イスラム信徒（**ムスリム**）が毎日5回**メッカ**（イスラム教の聖地）の方角に向かって**祈り**をささげるのも、性別・貧富・能力など一切の人間的な差異を越えて、一個の人間として巨大な神の前に立ち、自らを省みるためである。【④】

イスラムの教えは、ムハンマドの死後しばらくして宗教的指導者の後継争いからスンニ派とシーア派に分かれていった。

現在、多くのイスラム諸国がアメリカに対して批判的な姿勢をとる理由のひとつには、経済的不平等を正そうとするイスラムの立場からは、世界の資本主義経済大国として君臨するアメリカが“おごり高ぶる富者”に見えるという事情が関係していると言えるだろう。

仏教

仏教は、紀元前5世紀ごろ古代インドのシャカ族の王子ゴータマ・シッダルタによって創始された多神教の普遍宗教である。

ゴータマ・シッダルタは、「あらゆるものは相互に依存しあっており孤立するものは何もない」という真理（**縁起の理法**）を説き、「この世にあるすべての事物は変化し（諸行無常）、何ひとつとして不変のものはない（諸法無我）」という理法を悟れば、人生における苦しみ（**四苦**=生・老・病・死など）を克服して（救い）、平安な境地（**涅槃**）に至ることができる」と説いた。仏教において「**ブッダ**」とはこの真理を悟った者のことであり、ゴータマ・シッダルタのみならず誰でもブッダになることができる。そしてブッダとなった者は、すべて生命あるものに対する深い思いやり（**慈悲**）をもつようになるとされる。

ゴータマ・シッダルタの死後、仏教の教えは、個人の救いに重点を置く**上座部仏教**と（東南アジア方面に伝播）、社会大衆の救済に重点を置く**大乘仏教**（中国・朝鮮・日本に伝播）に大きく分かれて、それぞれ発展していった。日本では、仏教ははじめ**国家安泰**のための祈禱【⑤】として取り入れられ平安時代にかけて発展したが、鎌倉時代になると**末法思想**の影響の下で民衆の救済を主眼とする宗派が相次いで生まれていった【⑥】。

④そしてこのようなイスラム教徒の姿勢に敵対的な存在から信仰を守る手段として聖戦（**ジハード**）が正当化されている。

⑤空海が開いた真言宗、最澄の天台宗など平安時代までの仏教は朝廷の保護を受けて発展した。

⑥法然の浄土宗、親鸞の浄土真宗、日蓮の日蓮宗などがあり、朝廷の保護を受けず直接民衆に布教していった。

5-3 内心の自由と、関連の問題 <基礎編>

内心の自由はなぜ大切なのだろうか？

信教の自由 の意義

18世紀に欧米で基本的人権が宣言されたとき、もっとも重要視されたのが信教の自由であった。信教の自由は、国民が信仰する宗教について国家は干渉しないし、特定の宗教を強制することもないということである。

ヨーロッパでは、中世のあいだローマカトリック教会が大きな力をもち、人々の宗教を事実上決定していた。ローマカトリック教会が認めた正統教義が絶対で、それと異なる信仰はしばしば異端として弾圧された。また16世紀の宗教改革以後は、ローマカトリック教会とプロテスタント教会の間で激しい宗派対立が起こり、長期間の戦争も招いた（三十年戦争など）。

日本でもよく似た事情がある。日本では安土桃山時代に伝来したキリスト教は江戸時代まで禁止されていて、もし発覚すると死刑に処せられた。また明治時代になると、天皇を神として崇拝することが強制され（国家神道）、また天皇のために死んだ者は英霊として靖国神社に祀られるなど、国家神道は特別な地位を与えられていた。それゆえ天皇を神と認めない宗教（多くの場合はキリスト教）を信仰することは、まさに命がけの行為であった【①】。

宗教は、先にも述べたように、人に生き方の指針を与え希望や慰めをもたらす役目をもっている。それゆえ、ほんらい宗教は個々人が自らの意思によって選択するもので、外から権力によって強制することはできない性質のものである。したがって信教の自由は、基本的人権として尊重され保障されなければならないのである。

内心の自由 と憲法

日本国憲法（20条）は、①信教の自由を無条件に保障することを宣言するとともに、②いかなる宗教団体も国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならないこと、③何人も宗教上の行為・祝典・儀式・行事への参加を強制されないこと、④国やその機関（役所や地方公共団体などをいう）は宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならないこと（**政教分離原則**）を定めている。

また日本国憲法は、思想および良心の自由（19条）、学問の自由（23条）が無条件で保障されている。

①明治憲法では、「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」（28条）と定められており、信教の自由はほとんど認められていない状態だった。

5-3 内心の自由と、関連の問題 <標準編>

剣道実技拒否事件

信教の自由が争われた有名な事件に「**剣道実技拒否事件**」がある。これは、「エホバの証人」と呼ばれる宗教を信仰する青年が、1990年に入学した公立高等専門学校で、体育の剣道実技の授業を自己の宗教的信条【①】にもとづいて拒否したため退学処分になったことが争われた事件である。元生徒は「剣道実技を義務付けることは信仰を捨てるというに等しく、信教の自由を保障しているとはいえない」などと退学処分の取り消しを求めた。いっぽう学校側は「剣道実技の授業があることを知ったうえで入学してきたはず。レポート提出などの代替措置で単位を認めれば特定宗教の信徒を優遇したことになり憲法が定める政教分離に反する」などとして退学処分の正当性を主張した。1996年に最高裁判所は「学校側の措置は生徒の信教の自由に配慮せず、裁量権を逸脱した違憲違法なものである。また代替措置を講じても政教分離に反しない」などとして退学処分を取り消すよう判決した。

自衛官合祀問題

同じく信教の自由が争われた有名な事件として「**殉職自衛官護国神社合祀事件**」がある【②】。これは、交通事故で殉職した自衛官が県隊友会などによって一方的に山口県護国神社に合祀されたことに対して、キリスト教徒の妻が「護国神社に合祀されたことにより信教の自由を侵害された」として県隊友会などに合祀の取り消しと慰謝料を求めた事件である。山口地裁と広島高裁はいずれも妻の主張を認めたが、1988年に最高裁判所は、妻の訴えを認めなかったばかりか、逆に妻に対して「寛容」的態度を求める判決を下した。この判決に対しては専門家による批判的な意見が多い。【③】

靖国神社参拝問題

8月15日（敗戦記念日）などに首相をはじめ閣僚・国会議員・地方自治体の首長が**靖国神社に参拝**していることが政教分離原則との関係で問題となっている。参拝している政治家たちは、「**英霊**に対する個人的な感情の表明である」とか「首相にも信教の自由がある」などと説明しているが、公費で運営されている公用車を使い、また「内閣総理大臣」など公職名を記帳するなど、純粹に個人的な参拝とは言いがたい面がある。裁判所は「靖国神社への援助・助長・促進にならない限り合憲」という**目的効果基準**【④】に基づいて判断しており合憲判決が少なくないが、たとえば愛媛玉ぐし料訴訟や中曽根首相の公式参拝に対しては違憲判決が確定している。

①**旧約聖書**には、「ヤハウエ（神）は、国々の間をつまびらき、多くの民の仲裁に立たれる。かくて彼らはその剣を鋤に打ち変え、その楯を鎌に変える。国は国に向かって剣を上げず、戦争のことを再び学ばない」（イザヤ書Ⅱ第2章5節）とある。このため外国では**兵役を拒否**する例もある。

②「合祀」とは神として祭ること。護国神社は明治時代に日本各地に設立された「招魂社」が戦後改称したもので、靖国神社同様に**英霊**（戦死した軍人など国家のために殉じた者）を祭る神社である。

③護国神社に合祀された元軍人軍属の遺族が「同意なく合祀された」として神社に賠償を求めて訴えていた裁判でも、最高裁は2009年に請求を退けた。

④津地鎮祭訴訟の最高裁判決（1977年）で示された、政教分離原則に適合するかどうかを判断する基準。

麹町中学校 内申書事件

「中学校から受験する高校に提出される内申書の中に生徒本人の思想・信条に関する記載があったために、受験したすべての高等学校が不合格になった」と主張して、東京都と千代田区に対して損害賠償を求めた事件が「**麹町中学校内申書事件**」である。この生徒は1970年代に盛んであった共産主義的な学生運動に関わり校内で機関紙を発行するなどの活動を行っていたので、担任教員が内申書にその活動について「全共闘」や「ML派」（「マルクス・レーニン派」の意味）といった語句を使って記載したところ、面接試験で思想に関する質問が続いたとされ、生徒は「不合格の理由が生徒の思想・信条にあったことは明らか」と主張した。これに対して最高裁判所は1988年に「思想・信条そのものを記載したわけではなく、外部的活動を記載しただけである」として生徒の訴えを退ける判決を下した。しかしこの判決に対しては、『全共闘』や『ML派』といった語句を使えば、その思想・信条について容易に知ることができるので、生徒の思想・信条が実質的に問題とされた事実は否定できない」とする意見もある。

自衛隊による 思想調査

陸上自衛隊情報保全隊（自衛隊が保有する内部情報を守るための組織）が自衛隊のイラク派遣に反対する市民や団体の集会などを監視し資料にまとめていることが2007年6月に明らかとなった。防衛庁は「自衛隊に対する反対運動を把握する行為で合法的な活動である」と主張しているが、この資料で調査された市民団体や多くの専門家は「自衛隊の本来任務を越える違法な行動であり、思想および良心の自由の侵害につながる恐れがある」と主張している。

学問の自由

学問の自由とは、学問の研究や講義などにおいて、国家から干渉されないということである。明治憲法には学問の自由は保障されていなかったもので、「**天皇機関説事件**」【⑤】のように、政府が特定の学説の教授を禁止することができた。日本国憲法が学問の自由を明記したことにより、国民は自由に学問研究をし、その成果を自由に発表・教授することができるようになった。また学問の自由に基づいて「大学には**自治権**がある」と理解されており、学内（校内）の問題については大学が自律的に決定することが認められている。

しかし科学や技術の進歩は、たとえば大量殺戮兵器の開発も可能にする。**脳死臓器移植**、男女産み分けや**代理出産**など生命倫理の問題や、**遺伝子組み換え**など農業技術の問題もある。私たちは、人類の発展と幸福のために学問の自由が保障されていることを忘れてはならない。

⑤ 明治大正時代に憲法学の通説であった学説で、東京帝国大学教授の美濃部達吉博士が中心的な論者。「天皇は法律上は国家という法人の一機関である」と説明する学説だが、1935年に「国体（天皇主権の国家体制）に反する学説だ」として弾圧され教授禁止となった。

5-4 表現の自由と、関連の問題 <基礎編>

表現の自由はなぜ重要なのだろうか？

表現の自由 の意義

表現の自由は、他の人々に対して自らの見解を表明したり、報道したりする権利である。

明治憲法では、「日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス」(29条)とか、「日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サルルコトナシ」(26条)と定められていたので、法律を厳しくすればいくらかでも国民の表現の自由を奪うことができた。

その最たるものが**検閲**である。検閲は、刊行されているすべての出版物を政府が事前に点検し、政府にとって不都合な記述を部分的に削除させたり、場合によってはその出版物の発行そのものを禁止することができる制度である。戦前はこの検閲によって多くの出版物が発行禁止に追い込まれたため、政府や戦争政策を批判する言論はほとんど広がらなかった。これが、戦前の日本が針路を誤った背景にある。

このように表現の自由は、政治や社会に対して意見をもつ人々が積極的に連絡しあったり世の中に働きかけたりする権利としてたいへん重要であって、内心の自由を越えて**参政権を生かすもの**になるものでもあり、民主政治を存続させていくうえで**不可欠の権利**なのである。

表現の自由 と憲法

日本国憲法(第21条)は、集会・結社の自由、言論・出版の自由の一切を保障しているほか、検閲の禁止と通信の秘密を定めている。日本国憲法は、明治憲法とは違って、表現の自由に直接的な限定条件をいっさい定めていない。

但し、表現の自由といえども、「**公共の福祉**」(日本国憲法13条)による制限は受けざるを得ない。いくら「自由がある」からといっても、他人を傷つけたり営業を妨害したりするような表現までは許されないのである。このように人権と人権が衝突するような場面では、表現の自由も制限される場合がある。私たちは、表現の自由を考えるとき、それがそもそも政府を批判することを可能にしようとする努力から発達してきたことを忘れてはいけない。

コメント [Tt1]: 2007年度教科書『現代社会』(東書・現社 001) p119

コメント [Tt2]: 2007年度教科書『現代社会』(東書・現社 001) p119

5-4 表現の自由と、その関連問題 <標準編>

公共施設の 利用

住民が公共施設（地方自治体が設置している劇場や公民館など）を利用して集会などを企画したときに、地方自治体はその集会に対する妨害行為などの発生危険性を理由に施設利用を拒否することは許されるか。この問題について、最高裁判所は「(規制のためには) 明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要」との判決を下している【①】。この判例に照らせば、2007年に仙台市民会館で北朝鮮舞踊団の公演が予定されていたのに、仙台市が使用予約を一方的に解約したことは憲法で保障された表現の自由を侵害する行為であり、裁判でも敗訴したのは当然ということになる。

一方これに関連して、教職員の労働組合団体が民間経営のホテルを会場に集会を開催しようとしたところ、右翼の攻撃などによる混乱が予想されることを理由に開催直前になって会場使用を断ったケースがある。この場合は、会場が民間ホテルであったため、直接に「憲法違反」と断定することは難しいが、民間ホテルであっても公共施設に準じた対応が望まれる。

反戦ビラ等 の配布

自衛隊のイラク派遣に反対する市民グループのメンバーが、東京都内にある自衛隊員の官舎（集合住宅）の敷地内に立ち入り各戸の郵便受けに「派遣反対」を訴えるビラ（文書）を投函したところ、「住居侵入罪」に問われた事件がある。敷地の入口に「関係者立ち入り禁止」の標示があったにもかかわらず敷地内に立ち上がったことが犯罪とされたのである。被告は「広告宣伝のビラなどは問題にならないのに、反戦ビラが問題になるのは、配布物の内容に着目した差別であり、憲法に保障された表現の自由を侵害するものだ」と主張したが、最高裁判所は2008年に有罪判決を下した。この判決には、憲法学者から批判の声があがっている。

なお2008年には東京都内でオートロックのマンションの集合郵便受け付近で市議会報告を投函していた共産党市議員が住居侵入容疑で拘束され書類送検される事件が起こっている。

「日の丸・君 が代」問題

文部科学省が発行する「学習指導要領」では、入学式や卒業式などの儀式においては国旗（日の丸）の掲揚や国歌（君が代）の斉唱を行うよう記載されている。

しかし他方で「現在の国旗・国歌は明治時代に制定されたもので、特に国歌の歌詞は天皇支配の永続を願う意味であるから、国民主権を定めた日本

①泉佐野市民会館事件の最高裁判決。1984年に大阪府泉佐野市の市民会館で関西新空港の建設に反対する集会が企画された際に、泉佐野市が会館の使用を拒否した事件。

国憲法のもとにおいては国旗・国歌としてふさわしくない」という意見があり、日本各地の小中高校で「思想・良心の自由を侵害するものだ」として起立・斉唱しない教員が懲戒処分を受ける事件が相次ぎ、その正当性をめぐって裁判も起こされている。

文部科学省・教育委員会は「公務員としての職務が個人の思想に優先する」との立場だが、反対する教員たちは「基本的人権こそ職務に優先する。人権の大切さを教える教員が自分の思想・良心に背くことはできない」と主張している【②】。

公務員の政治的行為

公務員（特に国家公務員）は、「全体の奉仕者」（憲法 15 条 2 項）の中立性を確保するため、法律で政治的行為が禁止されている（国家公務員法には罰則もある）。

しかし職務外の行為も含めて一律に禁止することの是非などについて議論がある【③】。また、憲法尊重擁護義務（憲法 99 条）を負う公務員は、少なくとも憲法改正に対する国民投票では憲法を尊重擁護する趣旨の意見表明は許されるべきである。【④】

出版物の事前差し止め

現在の日本では、戦前のような検閲は行われていないが、たとえば雑誌に掲載された記事で被害を受けた者からの請求にもとづいて裁判所が命令することにより特定の出版物が限定的に出版を差し止められることがある。このような出版規制は、プライバシーや名誉を保護し、被害を回復するために特定の出版物についてのみ行われるもので、検閲とは異なり、表現の自由を侵害するものではないとされている。【⑤】

なお、小中高校で使用される教科書について文部科学省が実施している教科書検定が検閲に当たるかどうか争われたことがある。最高裁判所は「教科書検定は検閲には当たらない」と判断しているが、異論もある。

通信傍受の危険

暴力団などの組織的な犯罪を防止するために定められた法律（通信傍受法）は、警察が犯罪捜査のために電話を傍受することを認めているが、これが「通信の

秘密」を侵害するものではないかとの議論がある。犯罪捜査のための通信傍受は、裁判所の許可がなければできない規則だが、傍受のための機材は警察官が保管しているため、裁判所の許可無く傍受することが可能という事情が背景にある。

なお関連して、インターネットや電子メールなどの利用記録は多数のサーバー・コンピュータに残ることになるため、その情報が権力者によって悪用されないようにする必要をめぐっても議論がある。

② 1994 年に日本が国連子どもの権利条約を批准した際に、当時の文部省は「国旗国歌の指導は思想の自由を侵害するものではない」とする通達を全国の教育委員会に向けて出した。

また 1999 年に国旗国歌法が制定された時、政府は「この法律によって自由を制約するものではない」と答弁した。

しかし国連子どもの権利委員会は、繰り返し日本政府の態度を批判し、「児童生徒の表現の自由を尊重する」よう勧告している。

③ 1967 年北海道の猿払村の郵便局員が勤務時間外に衆議院選挙の野党候補者のポスターを掲示・配布しようとしたところ、国家公務員法違反で起訴された事件（猿払事件）で、最高裁判所は公務員の政治行為を禁止した国家公務員法を全面的に合憲と認め逆転有罪とした。

しかしこの最高裁判決は裁判官の間でも意見が割れていたし、専門家の批判もある。

④ 2007 年に成立した憲法改正のための国民投票法では、公務員の投票運動や意見表明は原則として禁止されている。

⑤ 北方ジャーナル事件最高裁判決（1986 年）は、表現内容が真実でないか公益を図る目的がない場合で、その被害が重大であるときには例外的に事前差し止めができる旨を示した。

5-5 教育を受ける権利と、関連の問題 <基礎編>

教育はどのようなしくみで行われているのだろうか？

憲法と 教育基本法

平和で民主的な社会をつくり、人々が人間らしい生活を送るためには教育の機会を与えられる必要がある。そこで憲法は、「その能力に応じて、ひとしく教育を受

ける権利」を保障し、義務教育の無償を定めている。【①】

憲法の理念を教育の場で実現するため1947年に教育基本法が制定され、教育の目的は「人格の完成」にあることなどが定められた。また教育の中立性を確保し、政権党によって左右されないようにするため、「教育は国民全体に対して直接に責任をもつ」とする規定（第10条）が置かれた。

しかしこの法律は2006年12月に改定され、「伝統を尊重」し「国と郷土を愛する」態度を養うことなどが教育の目標に加えられたほか、第10条が削除された【②】。そのため「この改定によって今後、教育が個人本位から国家本位に変質してゆく恐れがある」との批判もある。

学校教育と 社会教育

学校教育法は、日本の学校制度について定めた法律で、義務教育を施す学校として小学校・中学校が、その他の学校として高等学校・高等専門学校（高専）・大学・大学院のほか、特別支援学校（旧盲・ろう・養護学校）、幼稚園と専門学校・各種学校が、規定されている。学校教育法が定める学校以外の学校としては、防衛大学校（国立）や航空大学校（国立）などがある。学習塾は個人や団体が営利企業として営業するもので各種学校に当たる。【③】

設立者についてみた場合、学校は国や地方公共団体が設立した国公立学校と、学校法人などが設立した私立学校に分けられる。憲法は、公の支配に属さない教育などの事業に対して公の財産を支出・利用することを禁じているが、私立学校は「公の支配に属する」ものとされ、財政的な援助が与えられている。

文科省と 教育委員会

教育行政を担う組織として、国には文部科学省がおかれている【④】。また各都道府県・市町村には教育委員会が置かれ、それぞれの地方公共団体の教育を管理している。これは地方公共団体の教育の中立性を守り、首長の党派的な考え方によって左右されないようにするためである。しかしかつては住民が選挙で選ばれていた（公選制）教育委員が、現在では地方公共団体の首長が任命しているので（任命制）、その政治的中立性はあいまいになっている。

①それゆえ教育を受ける権利は、「社会権」の一つとされている。

②新しい教育基本法においては、教育の内容や方法に対して、政府がこれまでよりも介入しやすくなったといわれる。

③教育は学校以外の場所でも行われる。図書館・博物館・美術館・公民館などにおける教育活動を社会教育という。

④文部科学省は、教育課程の基準として学習指導要領を制定し、各学校の教科科目とその内容などについて定めている。

コメント [Tt1]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社001）
p120

5-5 教育を受ける権利と関連問題 <標準編>

教育の有償の問題

国民に「**教育を受ける権利**」があるといっても、教育に高い費用がかかるようであれば、十分に教育を受けることはできない。この点で、憲法が義務教育を**無償**としている点は重要である。

しかし無償なのは授業料と教科書の費用だけで、実際には給食費や教科書以外の教材購入費、また通学にかかる費用などはすべて保護者の負担となっている。また義務教育を終えた後の教育については原則として学習者が費用の全額を負担しなければならない。その結果、裕福な家庭の子どもは高度な教育を受けたり学習塾に通うことが容易にできるが、貧しい家庭の子どもには難しいという格差が生まれている。

また一般の社会人にとっても教育に多額の費用がかかることはさまざまな障害を生む。例えば新しい技能を習得して転職しようと思っても、その学習に高い費用がかかるのでは満足に教育を受けることができない。あるいは、低賃金で家事と育児をこなしている家庭では、新しい技能を身につけるために教育を受けようとしても、その間の生活費の確保がまず問題になる。真に「教育を受ける権利」を保障するためには、単に義務教育の費用の一部を無償とするだけでは不十分であるといわなければならない。

この点で進んでいるのは北欧を中心とするヨーロッパ諸国である。そこでは多くの国で大学教育まで費用のほとんどを政府が負担している。保護者の負担はゼロか、負担があってもごく少額であるため、家庭の経済的事情で教育に格差が生まれにくい。また一般社会人が新しい技能を身につける際には、その教育費が免除されるだけでなく、たとえばフィンランドのように訓練期間中の生活費用まで支給する国もある。

自由競争化の問題

政府は、「教育の活性化のため」として、教育に自由競争の原理を導入する政策を検討したことがある。小学校の校区を廃止し、子どもを通学させる小学校を保護者が自由に選べるようにするというものである。子どもがたくさん集まり優秀な成績を上げることができた学校には教育関連予算を増やし、そうでない学校の予算を削ることで、学校教育を活性化させようという狙いである。

しかし、この制度を実際に導入したイギリスでは、多くの子どもを集めて多額の予算を獲得できた学校とそうでない学校の間で大きな格差が生まれ、後者の学校では教育活動そのものが停滞してしまったため、国全体の

教育活動がかえって低下するという苦い経験をした。

したがって教育に自由競争の原理を導入することの是非は慎重に検討されなければならない。

教科書検定の問題

現在、日本の小中学校・高校で使用される教科書は、民間の出版社が制作したのち文部科学省が教科書として**学習指導要領**に適合したものであるかどうか審査して（これを**教科書検定**という）、合格したものに限定されている。これは戦前の国定教科書が教育の画一化を招いたことへの反省に基づくものである。

しかし東京教育大学名誉教授の家永三郎氏（故人）は、自身が執筆した高校日本史教科書の原稿に対して文部省から多数の修正を命じられたため戦争の悲惨さが十分に表現されなくなったことを不服として、**1965年**に裁判を起こした（**家永教科書裁判**）【①】。この裁判で家永氏は、「政府は教科書検定を通して教育内容に容易に介入し、政権にとって都合な歴史が教科書に記載されないようにしているので、教科書検定は検閲に当たる」とも主張した。これに対して「教科書検定は検閲に当たる」と判断した裁判所もあった。その後、最高裁判所は、教科書検定そのものは検閲には当たらないとしつつも文部省の修正命令の一部を違法と判断する判決を下した。

1980年代には教科書検定をめぐる争いが外交問題に発展し、それをきっかけに文部省は、教科書検定において近隣諸国に配慮するよう検定基準を改定した【②】。しかし近年、ふたたび政府の主張に近い内容をもつ歴史教科書がさまざまな誤解に基づく記述をしているにもかかわらず検定に合格するようになっている【③】。

また最近では、第二次世界大戦中の沖縄で、戦争に巻き込まれた沖縄住民たちが日本軍の指示や命令によって強制的に死に追いやられたケース（「**集団自決**」とも呼ばれる）について、文部科学省が「日本軍の指示や命令による」という趣旨の記述を削除させて軍や政府の責任をあいまいにする検定を行っていたことが明らかになり、問題化した。しかし文部科学省は、沖縄県民の厳重な抗議を受けてもその態度を変えなかった。

その他の問題

学校は学習をする場であるが、児童・生徒の間での**いじめ**によって学習を続けられない子どもが増加している。また多くの進学高校で本来学習すべき科目が大学入試に必要な科目だからという理由で履修されていないケースがあることがわかり問題化した。これらはいずれも、権利に基づく教育が十分に行われていないことを意味しており、改善・再発防止が重要な課題となっている。

①家永氏は、**1965年**から約**30年**にわたって3つの裁判を通して教科書検定の違憲性を主張して争った。

1967年の東京地裁判決（杉本判決）は教科書検定の違法違憲を認めたが、**1997年**の最後の最高裁判決は教科書検定の違憲性は認めなかった。しかし家永氏が教科書検定の際に受けた数点の修正命令を違法と断定した。

②第二次世界大戦に際して日本がアジア侵略をしたくだりの記述を当時の文部省が削除させたことについて、「アジア侵略を進出と書き直し」と報道されたことがきっかけで、中国政府が抗議し、日中間の外交問題に発展した。

③「新しい歴史教科書をつくる会」が編集した中学校用の日本史教科書などがある。

5-6 知る権利と、関連の問題 <基礎編>

知る権利を使うと何ができるのだろうか？

知る権利と 情報公開

政治社会全体についての情報は国民が参政権を有効に活用するために欠かせない。こうした情報を積極的に求める権利が知る権利である。プライバシー権と同じく、日本国憲法には具体的な条文がないが、その根拠は表現の自由に求められている。

そして知る権利に基づいて、日本でも国および地方公共団体における情報公開制度が整い（1982年ごろから情報公開条例を定める地方公共団体が現れ、1999年には国レベルでも情報公開法が制定された）、参政権の観点から十分に活用すべき段階に入りつつある。

情報公開制度を活用して市民の権利を守る活動をしている著名な事例として、市民オンブズマンの活動が挙げられる【①】。これは、弁護士など専門的な知識をもつ一般市民がボランティアで、情報公開制度を活用して地方公共団体の公金処理記録などを開示させ、公金（市民から徴収した税金など）が正しく処理されているかどうかを点検することによって、市民の権利や財産を守るという活動である。実際に、職員の出張旅費の支出記録を調査してカラ出張の不正処理などを明らかにしてきた実績をもつ。

いっぽう政府部内では市民オンブズマンのように情報公開法を使って政府の内部情報を公開させようとする個人や団体などに対し敵意をもっていることが明らかとなっている。国民の権利として「知る権利」が確立するためには、まだ多くの努力が必要であるとも言えるだろう。

反論権（アクセス権）

なお、知る権利に関連するものとして、マスメディアの報道に対して多様な見解を公平に報道するために、報道によって損なわれた利益の回復を求めて情報の送り手になることを要求する反論権（アクセス権）などが主張されている。

反論権についても日本国憲法には具体的な条文がないが、過去には、あるマスメディア（新聞社）が対立する2つの政党の一方の主張だけを誇張して報道したことに対して、他方の政党がその内容に対して反論する場を無料で提供しようその新聞社に求めたケースがある。しかし日本の裁判所は、まだこの権利を認める判決を出したことがなく、反論権が一般的に認められるかどうかは、今後の課題である。

①「オンブズマン」は、本来はスウェーデン語で「護民官」という意味の言葉であり、行政から市民の権利を守る役人をさしていた。

地方公共団体の中に、市民からの苦情を受け付ける職員が「オンブズマン」と呼ばれている場合があるが、これは市民オンブズマンに対して「公的オンブズマン」と呼ばれる。

コメント [Tt1]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社001）、p122

コメント [Tt2]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社001）、p122

コメント [Tt3]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社001）、p122

コメント [Tt4]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社001）、p122

コメント [Tt5]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社001）、p122

6-1 身体的権利の概要 <基礎編>

身体的権利がないとどういうことになるのか？

身体的権利 の意義

前近代社会においては、権力者は勝手に人々を犯罪者とし処罰することができた。例えば中世ヨーロッパでは、王は、王の政治を批判する人々を、警察官僚に命じて自由に逮捕・監禁・処刑することができた。また腐敗していたキリスト教会では、「魔女」とのうわさが立った者を逮捕・拷問する権限を異端審問官に与え、各地で恐ろしい「魔女狩り」や「魔女裁判」が行われたこともあった。このように、権力者が勝手に人々の自由を奪い拷問・監禁・処刑などの虐待を加えるようなことが許されていると、人々は安心して生活をする事ができない。そこで、市民革命によって成立した近代社会においては、国民の身体的権利を基本的人権として認めたのである。

このことから分かるように、身体的権利の大部分は、犯罪と刑罰に関する基本的人権である。

憲法が保障 する権利

日本では、明治憲法の時代に身体的自由がしばしば侵害された。このことを教訓にして、日本国憲法は、身体的自由権に関して細かい規定を置き、法律で定められた手続きなしに生命や自由が奪われたり、処罰されたりしないことを定めている。そして、人権侵害が起らないように逮捕や取調べ、捜索の際の手続きについて細かな制限を加えている。現行犯以外の場合、裁判所の発する令状がなければ逮捕できないし、取調べにあたっては拷問が禁止され、脅迫などによる自白は証拠として認められないとし、逮捕された者の黙秘権を認めている。

■日本国憲法が保障する身体的自由権■

- 法定の手続きによらなければ生命・自由を奪われたり刑罰を科されない (31条)
- 裁判官が発行する逮捕状がなければ逮捕できない (現行犯逮捕の場合を除く) (33条)
- 理由を告げられない抑留・拘禁は禁止。その理由は公開の法廷で示される (34条)
- 裁判官が発行する捜索令状がなければ住居内や持ち物を検査されない (35条)
- 残虐な刑罰は禁止 (36条)
- 刑事裁判において被告人は弁護士を頼み、自分に有利な証拠を調べてもらえる (37条)
- 自分に不利な自白を強制されることはない。不利な自白だけでは有罪にされない (38条)
- 適法行為を後になって犯罪にすることはできない。同一犯罪について再度審理を受けない (39条)

コメント [Tt1]: 2007年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p119

6-1 身体的権利の概要 <標準編>

罪刑法定主義

「**罪刑法定主義**」は、“どのような行為が犯罪となり、どのような刑罰が課されるか”を、あらかじめ法として定め、人々が事前に知ることができるようにしておくということである。罪刑法定主義が実現することによって、権力者は法に定められていない理由で人々を犯罪者として処罰することができなくなる。人々は法に犯罪として定められた行為を避けることによって犯罪者として処罰されることもなくなるのである。

罪刑法定主義に基づいて、近代国家では犯罪と刑罰を明記した法律を制定している。日本では「**刑法**」が定められ、さまざまな犯罪が列挙されて、それぞれについてどのような刑罰が科されるか明記している【①】。

刑法が定める主な犯罪と刑罰

- 現住建造物等放火（108条）：死刑または無期もしくは5年以上の懲役【②】
- 殺人罪（199条）：死刑または無期もしくは5年以上の懲役
- 殺人予備罪（201条）：2年以下の懲役
- 強盗罪（236条）：5年以上の懲役
- 強盗致死傷罪（240条）：死刑または無期懲役
- 窃盗罪（235条）・詐欺罪（246条）：10年以下の懲役
- 事後強盗罪（238条＝窃盗犯が逃げるため暴行脅迫をしたとき）：強盗とみなす

法定手続きの保障

国民の身体的権利を守るためには、罪刑法定主義だけでは不十分である。それに加えて、証拠調べや刑事裁判が公正に行われる必要もある。これが「**法定手続きの保障**」の原理である。国民の権利を制限するためには法が定めた手続きによらなければならないとする趣旨で、近代国家ではそのための手続きを定めた法律を制定している。日本では犯罪と刑罰に関して「**刑事訴訟法**」という法律が定められ、事件捜査や刑事裁判の進め方について詳細なルールが定められている。

刑事裁判のしくみ

刑事裁判は、刑事事件の真実を発見し量刑を決定する手続きであり、**刑事訴訟法**に基づいておこなわれる訴訟である。【③】

犯罪事件が発生したときに事件を捜査し容疑者の身柄を確保するのが**警察官**の役割である。警察官は容疑が固まればこれを**検察官**に引き渡す（**送検**）。検察官は受け取った容疑者をさらに調べ、処罰する必要があると考えるときは裁判所（多くは地方裁判所）に裁判を起こす（**起訴**）【④】。一方、

① 刑法以外の法律でも、罰則が定められている法律（例えば道路交通法など）では、その罰則にふれる行為は犯罪となり処罰される。

また犯罪が成立するためには、その行為が犯罪行為に該当すること（構成要件該当性）に加えて、違法性・有責性の計3条件をすべて満たす必要がある。

② 懲役とは刑務所で労働を科される刑罰。禁錮とは労働を科されない刑罰である。

③ 刑事裁判は公共社会の秩序を維持するために行われるものであり、犯罪者に対する報復（仕返し）のために行われるのではない。

④ 検察官は、贈収賄事件のような特殊な事件については自ら直接に捜査をすることができる（例：東京地検特捜部）

捜査や裁判の過程において、容疑者の基本的人権が侵害されないように弁護をするのが**弁護士**の役割である。【⑤】

裁判は**証拠**に基づいておこなわれる。証拠を示して意見を述べることを立証という。裁判官は検察官と弁護士の双方の主張・立証を聞き、「合理的な疑いが生じない程度に犯罪が立証」された場合にのみ有罪判決を下す。それ以外の場合は無罪判決をしなければならない（**無罪推定の原則**）。

判決に不服がある場合は、上級裁判所（普通は高等裁判所）に**控訴**でき、控訴審判決でも不服がある場合はさらに上級の裁判所（多くは最高裁判所）に**上告**できる。判決が「確定」した場合はそれ以上争うことはできないが、誤った裁判によって基本的人権が侵害されてはいけいないので、判決が確定したあとでも、無罪証拠が新たに発見されたなど例外的な場合には、裁判を最初からやりなおすこと（**再審**）が認められている。

検察審査会

刑事裁判を起こせる（起訴できる）のは検察官だけだが、検察官が起訴すべき事件を起訴しなかったら公共社会の秩序は保たれなくなってしまう。そのため地方裁判所がある都市に、くじで選ばれた有権者からなる**検察審査会**が置かれている。この審査会は、事件当事者からの求めに応じて、検察官の判断が正しかったか審査し、検察官に起訴すべき旨の勧告を出す。【⑥】

被害者の裁判への参加

2008年から犯罪の被害者や遺族が刑事裁判に参加し意見を述べるできるようになった。これは被害者や遺族が知りたいことを審理の過程で明らかにすることができるようにするためである。しかし、刑事裁判は報復の場ではないし、無罪推定の原則で進められなければならないものである。専門家の間では被害者や遺族が裁判に参加することに反対する意見もある。

裁判員制度

2009年5月から**裁判員制度**がスタートした。これは殺人や強盗致死傷などの重大事件について、国民から無作為に選ばれた裁判員が職業裁判官とともに事件を審理し、事実を認定し刑罰まで決めるという制度である。

この制度については、プロの裁判官だけによる審理にくらべて一般国民の常識を反映することができるとして積極的に支持する意見がある一方で、①被害者感情に影響されて冷静な審理ができず重罰化が進む、②裁判員が関与する前の「公判前整理手続」で証拠や争点が整理されてしまい冤罪が増える危険がある、③生涯にわたる守秘義務など負担が過大である、など懸念する意見もある。裁判員制度の導入によって、従来の裁判の欠点が克服されて憲法に精神に沿った裁判が行われるようになるのだろうか。

⑤刑事裁判の起訴ができるのは検察官だけである。ただし警察官が取り調べて容疑者を暴行した場合のように、公務員による犯罪事件で検察官が起訴をしない場合には、例外的に弁護士が起訴することができる（準起訴手続き）。この場合は、弁護士が検察官の役割を果たす。

■日本の裁判所 <刑事事件の場合>

最高裁判所
↑（上告）
高等裁判所
↑（控訴・上告）
地方裁判所
↑（控訴）
簡易裁判所または
家庭裁判所

簡易裁判所は軽微な事件を扱う。
家庭裁判所は少年事件を扱う。

⑥2009年5月から検察審査会の権限が強化され、検察官が不起訴とした事件について検察審査会が2回「起訴相当」の決議を繰り返した事件は、弁護士が起訴する制度が導入された。

6-2 身体的権利の関連問題 <基礎編>

冤罪はなぜ起きるのだろうか？

冤罪の悲劇

やっていない罪を着せられることを「**冤罪**」（あるいは「ぬれぎぬ」）という。真犯人でない者が「犯人」とされる場合だけでなく、はじめから存在しない事件が捏造される（でっちあげられる）場合もある。

日本国憲法は身体的自由権について詳しい規定を置いているが、それにもかかわらず冤罪を叫ぶ被疑者は多く、実際に冤罪であったことが明らかになるケースも起きている。いったん冤罪事件に巻き込まれた者が自己の無実を証明する作業にはたいへんな困難がともなう。その悲劇は言葉では表現できないほどつらい。それゆえ冤罪は絶対にあってはならない。【①】

刑事裁判では、有罪判決が確定したあとでも、判決を受けた者の利益になる場合には、審理をやり直すことができる。これを**再審**という。しかし再審が認められる条件は厳しく法定されており【②】、裁判所が再審を認めることは非常に少ない。しかし戦後、死刑判決の事件で再審が実現し、最終的に無罪となったケースがある。

冤罪はなぜ起きるか

冤罪の原因として最も多いのが**自白の強要**である。日本国憲法は自白の証拠能力を限定しているにもかかわらず、捜査の現場（警察官や検察官による取調べ）では、現在でも容疑者の自白が重要視されている。また現在の刑事訴訟法では、警察や検察は収集した証拠物品のすべてを裁判に提出する義務を課せられていないため、被告人に有利な証拠を裁判に提出しないケースがあるとも指摘されている。さらには、審理を担当する裁判官が、被告人や弁護士の主張と、警察官や検察官の主張を公平に比較せず、警察官・検察官の主張を信用して裁判する傾向が強いという指摘もある。【③】

①「百人の罪人を見逃しても、一人の無実を罰するなかれ」という言葉がある。

②証拠が虚偽であったり偽造されたものであることなど、有罪判決を受けた者に利益となる明らかな証拠がなければならぬ。

③他にも、証拠の捏造（ねつぞう）、科学的鑑定妨害など、さまざまな事情がある。

■日本における有名な再審事件（一部） <どんな事件か調べてみよう>

吉田岩窟王事件（1913年発生・無期懲役→1963年無罪判決）戦後初の再審無罪事件
免田事件（1948年発生・死刑→1983年無罪判決）戦後発生した事件としては初の再審事件
弘前大学教授夫人殺し事件（1949年発生・懲役→1977年無罪判決）服役後に真犯人が自白
徳島ラジオ商殺し事件（1953年発生・死刑→1985年無罪判決）日本初の死後再審無罪事件
松山事件（1955年発生・死刑→1984年無罪判決）検察の不提出証拠が再審開始の決め手に
島田事件（1954年発生・死刑→1989年無罪判決）死刑再審無罪としては現在最後の事件

6-2 身体的権利の関連問題 <標準編>

推定無罪の原則

近代国家においては、「刑事裁判によって有罪の判決が確定するまでは無罪である」という前提で刑事裁判の手続きが進められなければならない。これを**推定無罪の原則**という。しかし日本では、残念ながらこの原則が十分に浸透しておらず、冤罪の温床となっている。

自白の強要

冤罪の最大の原因は取り調べの過程における**自白の強要**である。自白の強要が起こる背景には、いわゆる**代用監獄**（正確には**代用刑事施設**）の存在が指摘されている。代用監獄とは、警察署の留置場であるが、これが**拘置所**の代用として利用されている場合に特に「**代用監獄**」と呼ぶ。

本来、警察に逮捕された容疑者は、逮捕後 72 時間までは警察署の留置場に收容されるが、それ以上の長時間の拘束が必要な場合は、裁判官の許可を得て拘置所という施設に收容しなければならない。しかし実際には、警察署の留置場を拘置所の代用としてよいことが法定されているため、そのまま警察署の留置場に收容されつづけることが多い。容疑者が拘置所に收容されれば、早朝や深夜あるいは徹夜の取調べは難しくなるが、警察署の留置場に收容されている場合は、長時間の取調べが容易になるので、自白の強要が起こりやすい【①】。日本弁護士連合会は、自白の強要を防ぐため警察官・検察官による**取調べの全過程の録画**を求めている。【②】

証拠の捏造と不提出

警察による証拠の捏造が疑われる場合もある。松山事件では、警察官が容疑者の自宅を捜索し布団を押収したときには血痕がついていなかったのに、裁判の法廷にその布団が証拠品として提出されたときには血痕が付着していた。

また現在の法律では、検察官は、捜査の過程で収集した証拠のすべてを刑事裁判の法廷に提出しなくてもよいことになっている。しかし、そのために被告人に有利な証拠が法廷に提出されないということが起きている（例：松山事件）。このため、「法律を改正して、警察や検察が収集した証拠物品をすべて裁判に提出するよう義務付けるべきだ」との意見があるが、検察庁は拒否しつづけている。

鑑定の問題

冤罪の背景には**科学的鑑定**のあり方も関係している。第一に、鑑定技術の進歩に裁判所が十分対応できていないという問題がある。たとえば **DNA 鑑定**は、現在

①国連自由権規約委員会は日本の代用監獄に懸念を表明し改善を勧告しているが、未だに改善されていない。

なお、**拘置所**は未決拘留者と死刑確定者を收容する施設である。これに対して**刑務所**は、懲役刑や禁固刑が確定した者を收容する。

②しかし警察庁・検察庁は、「捜査に支障をきたす」という理由で、これに反対している。

では技術の進歩により「地球上のすべての人間を識別できる」と言われるほど精密な鑑定が可能になっている【③】が、数十年前の鑑定技術ではそれほど精密なDNA鑑定はできなかった。そのため数十年前のDNA鑑定で「犯人」と断定されていても、現在の技術水準では「犯人ではない」可能性がある。しかし裁判所はこの点に懐疑的である（例：足利事件【④】）。

第二に、鑑定対象となる試料（血液や体液など）が全量消費されないようにする必要がある。以前の技術では鑑定のために大量の試料を必要としたので、証拠となるべき試料の全量が鑑定のために消費されてしまい、再鑑定ができなくなるという問題があった。証拠となる鑑定試料は、将来の再鑑定に備えて全量消費しないようにする必要があるが、現在の法律では試料の保存が義務付けられていない。そのため冤罪の証明がきわめて困難になっている場合がある（例：仙台北稜クリニック事件）。

このように、検察官や裁判官が真実の発見に消極的な現状では、冤罪の防止や冤罪被害者の救済は難しいと言わざるを得ない。

死刑の是非

身体的権利に関しては、「死刑が刑罰として適当かどうか」という問題がある。

死刑に反対する意見は、日本国憲法（36条）は残虐な刑罰を禁止していること、冤罪で死刑が執行された場合には取り返しがつかないこと、生活の困窮などを改善すれば凶悪犯罪は減らせること、などが根拠となっている。一方政府は、日本国憲法は法定の手続きによれば生命を奪うことも認めている（31条）こと、凶悪犯罪を防止するための方法（抑止策）になることなどを理由に、死刑の廃止には消極的である。また世論調査では、死刑の廃止に賛成する国民は少ない。

しかし国際的には「死刑を廃止もしくは10年以上執行していない国」が過半数を占めるようになっており、先進国で死刑を執行している国は日本とアメリカ（一部の州）だけになっている【⑤】。ちなみに死刑を廃止した国の多くでは、死刑廃止後も凶悪犯罪は激増していない。

犯罪被害者の保護

死刑廃止に反対する意見の背景には、「犯罪で家族を失った遺族の憎しみを晴らす方法は死刑しかない」という考え方がある。しかし刑罰は、ほんらい社会秩序

の維持のために行われるもので【⑥】、被害者の恨みを晴らすために行われるのではない。また犯人を処刑しても殺された被害者が生き返るわけでもない。それゆえ「犯罪被害者の受けた心身の傷は、裁判と刑罰によってではなく、別の方法によるべきだ」との意見がある。欧米では、加害者に対する被害者の憎しみを軽減させるための心理的療法も開発されている。

③このことも背景となって、殺人罪の時効（現在25年）を撤廃すべきとする意見や市民運動が起こっている。

④東京高裁は事件から18年後の2008年12月に足利事件のDNA再鑑定を決定した。

⑤国連自由権規約委員会は日本の死刑に懸念を表明し、廃止に向けた努力をするよう勧告している。

⑥さらに、刑罰は犯人を懲らしめるために課すものではなく、善良な人間に変えて社会に復帰させるための教育だという考え方もある（教育刑論）。

6-2 身体的権利の関連問題 <発展編>

■Q：死刑は存続すべきか、廃止すべきか？

★山口県光市の母子殺害事件 1994年4月、当時18歳の少年が強姦目的でアパートに侵入。排水検査を装って若い母親と生後11ヶ月の女儿がいる居間に押し入り、女性を引き倒して強姦しようとしたが抵抗されたため首を絞めて殺害。さらに傍らで泣き止まない女儿を床にたたきつけたうえ首を絞めて殺し、財布を奪って逃げた。4日後に逮捕され、山口地裁・広島高裁では無期懲役の判決が出されたが、その後「無期懲役なら実際には7年くらいで出所できる」などの手紙を友人に宛てて書いていたことが明らかになり、夫で父親の男性はメディアを通して強い調子で繰り返し死刑判決を求めた。すると最高裁は審理を高裁に差し戻し、2008年4月に高裁で死刑判決が出た。

★足利事件と飯塚事件 1990年5月、栃木県足利市のパチンコ店の駐車場から当時4歳の女儿が行方不明になり、翌朝近くの河川敷で遺体となって発見される事件（足利事件）が発生した。7ヶ月後、市内に住む幼稚園バス運転手の男性（当時45歳）が逮捕された。決め手は「女儿の下着についていた体液のDNA型と本人のDNA型が一致した」ということだった。本人は警察署での取り調べでは自白したが、裁判が始まると一転して無罪を主張した。しかし2000年に無期懲役刑が確定、男性は収監された。ところがその後DNA鑑定技術が進歩したため、再審請求を受けた裁判所は2008年にDNA型の再鑑定を決定した。そして新しい技術による鑑定でDNA型が一致しないことが明らかとなり、男性は直ちに釈放された。現在、再審の準備が進んでいる。

なお1992年に福岡県飯塚市で2人の女儿が殺害された事件（飯塚事件）では、足利事件と同様に古い技術によるDNA鑑定で犯人とされていた別の男性（当時52歳）は冤罪を主張していたが、足利事件でDNAの再鑑定が決まった直後の2008年に死刑が執行された。

★附属池田小学校事件 2001年6月、大阪府池田市の大阪教育大学附属池田小学校に包丁を持った男性（当時37歳）が侵入し、校舎1階にいた児童に次々と襲いかかり、1年生1人と2年生7人の合計8人を殺害した他、13人の児童と2人の教員を負傷させた。男は、高校中退後さまざまな職業を転々としたがうまくいかず、借金をかかえ生活に行き詰っていた。裁判では「今まで不愉快なことがばっかりで、何もかも嫌になった。自殺しても死にきれない。大量殺人をやって死刑になりたい」と犯行動機を説明した。

■視点・論点

死刑は凶悪犯罪を抑止することができるのか？

冤罪でありながら死刑に処せられた人はいないのか？

被害者の怒り・悲しみを鎮めるにはどうすればよいのか？

7-1 経済的権利の概要 <基礎編>

経済的権利にはどのようなものがあるだろうか？

自由権としての権利

日本国憲法は、経済的自由権として、**居住・移転**および**職業選択の自由**、**外国移住・国籍離脱の自由**（22条）と、**財産権**（29条）の2つを保障している。

居住・移転・職業選択の自由は、前近代の社会における厳格な**身分制**を否定するものである。前近代の社会においては、身分と職業は強く結びついていた。そのため例えば農民に生まれた者は、他に優れた能力があってもその能力を生かす職業につくことは原則として不可能であり、生まれた村をほとんど出ないまま一生を終えることも珍しくなかった。このような社会のあり方を否定し、すべての人間が自分の能力を生かして、各人が職業労働を通して社会に貢献できるようにするというのが、居住・移転・職業選択の自由のねらいである。

財産権は、各人が労働の成果として獲得した財産を権力者によって奪われないことを主眼とする権利である。かつて前近代の社会においては、権力者の勝手な判断で重税を課されるようなことがあった。財産権はそのような権力者の横暴から各人の財産を保全することがねらいである。

もともと憲法は、経済的自由権には「**公共の福祉**」による制限があることを明示しており、他の人権との衝突が起きる場面では経済的自由権が制限を受けることがある。

社会権としての権利

経済的な場面に関連する社会権として、日本国憲法は**生存権**と**労働基本権**を定めている。

生存権（25条）は、国民が人間らしい最低限度の生活ができるように政府に必要な措置を求めることができる権利である。また労働基本権（27・28条）は、雇用されて働いている労働者が人間らしい職場で安全に労働できるように必要な待遇を政府や企業に対して求めることができる権利である。

新しい人権たる権利

経済的な場面に関連する「新しい人権」として、**環境権**をあげることができる。人間らしい生活ができるためには、整った生活環境が必要である。環境権はそのような環境の実現を求める権利である。

7-1 経済的権利の概要 <標準編>

過密化と 過疎化

日本国憲法が居住・移転の自由を定めていることで、国民は自由に自らの住所を定めることができるようになってきている。しかし宗教上の差別などによって望む土地に住むことを拒否されている事例があることは既に述べた。

都市の過密化と農山漁村の過疎化も、居住・移転の自由と無関係ではない。居住・移転の自由があっても、住宅価格の高騰などのために過密化した都市に住むことは次第に困難になりつつある。他方で、過疎化で鉄道や航空路が廃止されたあとの農山漁村に住むこともまた困難になりつつある。国民が自ら望む土地に住めるようにするためには、過密化と過疎化の問題を解決する必要がある。【①】

①過疎化などで人口の50%が65歳以上の高齢者になり、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落は**限界集落**と呼ばれている。

旅券とビザ

外国に旅行したり、日本国籍を保持したまま外国に移住する場合には**旅券**(パスポート)が必要になるが、旅券は日本国民たる身分の証明書であると同時に、これをもって旅行する国民の保護を外国政府に対して要請する文書でもある。

外国に入国するためには、ほんらい相手国政府の許可が必要であり、その許可を**ビザ**という。外国を訪問する際には、空港や港の検問所で、あるいは国境線をまたぐ道路上や列車内で、出入国管理官から旅券とビザの点検を受けることになるが、現在では多くの国家間で、観光目的で一定期間内に出国する予定があればビザがなくても入国を認める事例が増えている。

観光ビザで入国したにもかかわらず就労した外国人は、**不法滞在**となり強制的に出国させられる場合がある。

国籍と帰化

日本国憲法は、「日本国民たる要件は法律でこれを定める」(10条)と規定しており、これに基づいて**国籍法**という法律が定められている。国籍法は、少なくとも父母のどちらか一方が日本国籍を持つ場合には、出生地にかかわらず、その子に日本国籍を付与することを定めている(血統主義)【②】。

父母の一方が外国人である場合には、子は父母の出身国双方の国籍をもつことがありうる。このような二重国籍は違法ではないが、日本の国籍法は、このような場合に子は22歳になる前に日本国籍だけにするかどうか選択するよう求めている(外国籍を選択したときは日本国籍を失う)。

②これに対して日本国内で出生した場合にはすべて日本国籍を認める、という方法もありうる(出生地主義)。

外国人女性が婚姻届をしていない日本人男性の子を出産した場合、その子と日本人男性との間には法律上の父子関係が成立しない【③】ため、子

③実の母親との母子関係は、出産の事実によって当然に認められる。

が日本国籍を取得するためには、父となるべき日本人男性が子を認知しなければならない。また日本人女性が既に子をもつ外国人男性と結婚した場合も、その子と日本人女性との間には法律上の母子関係が成立しないため、子が日本国籍を取得するためには、母となるべき日本人女性が子を認知しなければならない。【④】

なお父母ともに日本国籍をもたない外国人が一定の要件を満たす場合に日本国籍を取得することを**帰化**という。スポーツ選手や芸能人が帰化するケース、日本人と結婚した外国人が帰化するケースなどがあり、最近では“日本民族ではない日本人”が少しずつ増えている。

職業選択に 対する規制

職業選択の自由はあっても、公共の福祉のために、定められた学業を修め資格を取得しなければならない職業がある。医師や看護師、弁護士や建築士などがその典型で、それぞれ医師国家試験や看護師国家試験、司法試験や建築士試験に合格しなければならない。

また営業（開業）をするためには行政機関の許可や認可が必要な場合もある。例えば飲食店や古物店などを開設し営業するような場合がこれにあたる。ただし、かつて薬局の開設に隣接する薬局との間に一定の距離をおく制限があったことについて、最高裁判所はこの距離制限を違憲とした事例がある。【⑤】

ところで、医師は自由に診療科目を標榜して開業することができるが、このことが地方の病院に勤務する医師の減少を招き、いっぽうで都市部における開業医の過当競争を招いているとの指摘があり、他の先進国にならなくて日本でも、医師の開業について、開業できる医師の資格、開業できる地域、診療科目の標榜などに対して一定の制限を設けるべきではないかという議論が始まっている。

国際化する 現代社会

いま日本には多くの外国人が観光に訪れる。また日本で就労したり、日本人と結婚して子供が生まれるケースも増えている。日本法人を設立して事業展開する外国企業も多い。人・物・金・情報が国境を飛び越えて行き交うようになった現代社会の流れを止めることはできない。日本社会は今どんどん国際化しているのである。

しかし日本人や日本政府は、その国際化にどこまで対応できているだろうか。外国人にも基本的人権があることを忘れてはいけない。日本の伝統文化も大切にしながら、同時に**自民族中心主義**（**エスノセントリズム**）に陥ることなく、外国人との共存共栄が図られなければならない。

④2008年までの国籍法は、出生後の父または母の認知のみによる国籍取得を認めず、父または母の認知に加えて父母の婚姻を要件としていた（準正による国籍取得）。そのため父母が婚姻できない事情にある場合は、子の出生前に父が胎児認知をして予め父子関係を作っておく必要があった。しかし胎児認知の制度はよく知られておらず、出生後に日本国籍を取得できないことがわかって問題となるケースが多かった。

この問題について最高裁判所は2008年に「婚姻を要件とするは法の下での平等に反し違憲」と判断し、直ちに法律が改正された結果、2009年から出生後の認知でも国籍が取得できるようになった。なおこの改正をめぐっては、保守派から偽装認知の危険を指摘する声が出された。

⑤なお2009年6月から風邪薬や胃腸薬など医薬品のインターネットでの通信販売が規制されることになり、その是非が議論になっている。

7-2 財産権と、関連の問題 <基礎編>

財産権はどのように保障されているのだろうか？

いろいろな 財産権

ひとくちに財産権と言ってもその内容はさまざまである。市民生活の基本的なルールを定めた**民法**では、財産権として**物権・債権・相続権**が定められている。

また**商法**は商業活動における権利を定めている。さらに**無体財産権**や、**漁業権**などの権利も財産権の一部である。

物権は、特定の物（電気を含む）を他人に妨害されず自ら支配できる権利で、その中心となるのは**所有権**である。そのほか他人が所有する物を利用するために占有できる権利を**占有権**といい、例えば賃貸アパートの入居者は自分の部屋の占有権をもっていることになる。**担保物権**は、貸した金や受け取るべき金銭を確保できなくなったときに権利の対象となっている財産を処分できる権利で、**質権・抵当権・留置権**などがある。【①】

債権は、特定の人に対して一定の行為を要求できる権利で、多くは**契約**によって成立するが、**不法行為・不当利得・事務管理**【②】によって発生する債権もある。

親族の死亡により遺産を**相続**する場合には、遺言【③】の内容にかかわらず遺族（相続人）が一定の財産（遺留分）の相続を要求できる権利（遺留分請求権）がある。また多額の借金が遺されたような場合に一定の手続きを踏んで遺産の一部又は全部の相続を放棄することもできる（限定承認、相続放棄）。また普通養子は実親の遺産と養親の遺産の双方を相続できる。

無体財産権には、新しい発明に対して与えられる**特許権**や、音楽などの著作物に対して認められる**著作権**などがある。またアワビ・サザエなどの海産物や金属鉱石などの採取を認める**漁業権**や**鉱業権**などもある。

①通常、動産については質権が、不動産については抵当権が設定される。留置権は修理代を受け取るまで預かった品物の引渡しを拒否できる権利である。

②事務管理とは、傷ついた犬を飼い主に代わって治療してやる場合のように、「法律上の義務がないのに、他人の仕事进行处理すること」である。

③遺言をすると自己の財産の処分方法を指定できる。遺言がない場合には、民法が定める割合で相続される（法定相続）。

日本における主な財産権

民法が規定する財産権	物権	占有権、所有権、担保物権（質権、抵当権、留置権など）など
	債権	契約に基づく債権（贈与、売買、賃貸借、消費貸借、委任、請負など）、不法行為に基づく債権（損害賠償請求権）、不当利得に基づく債権（返還請求権）、事務管理に基づく債権（費用請求権）など
	相続権	遺留分請求権、限定承認権・相続放棄権など
その他の財産権	無体財産権	特許権、商標権、意匠権、実用新案権、著作権など
	営業権	漁業権、鉱業権、水利権など

7-2 財産権と、その関連問題 <標準編>

財産権の 意義と制限

自由権としての財産権とは、政府によって勝手に財産を奪われない権利のことである。政府は、私たちが労働の成果として獲得した財産を私たちの私有財産として認めなければならないのである。日本国憲法が「財産権はこれを保障する」と定めているのは、そのことを意味している。

しかし日本国憲法は、さらに続けて「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」と定めており、財産権が「**公共の福祉**」や「**公共の用途**」のために制限を受けることを憲法は認めている。

財産に対する 課税

財産権に対する最大の制限は、財産に対する**課税**である。このことは、絶対王政の時代に、王が勝手に増税しないことを求める運動の中から財産権が形成されてきた歴史を顧みれば理解できるだろう。

現在の日本では、例えば土地や建物（住宅・オフィスビル・工場など）の所有者には固定資産税が課される。また自動車の所有者には自動車税や重量税が課される。労働者は給料に対して、事業者（個人・法人）は事業によって得た利益に対してそれぞれ所得税や法人税が課せられる。

課税は国民の財産に対する重大な制限であるから、国会の慎重な審議を経て公平におこなわれなければならない。そのため**国税徴収法**をはじめ課税に関しては多数の法律が作られている。しかし、法律が定められているとしても、その中身が常に公平であるとは限らない。私たちは主権者として、課税のありかたについてよく調べ考える態度が必要である。

ただし一方で、納税は国民の義務でもある。私たちは、租税を納めることによって公共社会の費用を分担していることを忘れてはならない。主権者である私たちは、自分たちが納めた租税が一部の有力者の私財になることなく、本当に公共社会のために有効に使われているかどうか監視できる能力をつけることが求められている。

財産権への 制限・例外

そのほかさまざまな法律によって、財産権にはいろいろな制限や例外が定められており、例えば次のようなものがある。

土地収用 たとえば新しい道路を作る場合に、道路建設予定地にある他人の土地は、政府が正当な補償（金銭を支払うこと）によって道路建設の

ために利用（収用）することができる。**土地収用法**はそのための手続きを定めた法律である。

利息の制限 利息（利子）は、金を貸した場合に請求できる金銭のことである。元本に対する利息の比率を金利という。金利は、本来は貸主と借主が自由に定めてよいものである。しかし貸主があまりにも高い金利を借主に課すと、借主は元本をはるかに超える大金を返済しなければならなくなり、生活が破壊されてしまう。また犯罪の温床にもなりかねない。

そこで日本では、金利は、一般的には**利息制限法**によって、また貸金業を営む者に対しては**出資法**によって、それぞれ上限が定められている【①】。法律が定める金利よりも高い金利で金を貸すことは許されず、払いすぎた金銭は取り戻すことができる。また違法な高金利を請求した者は、処罰される。

著作権保護の例外 例えば、小説を執筆した場合、著者はその小説に対する著作権（財産権）をもっているため、他人が勝手にその小説を複製（コピー）する行為は**著作権法**によって禁じられている。しかしいっさいの複製が禁じられているわけではなく、その小説に関する論文を書くために他人が書いた小説の一部を引用したり、あるいは盲人のために小説の全体を点字化する行為などは禁じられていない。そういう場合は著作権という財産権が公共の福祉のために制限されるのである。

商標権の保護の必要性 現在多くの国では、**商標権**は誰でも何に対しても取得できる。商標権を取得すると、後からその商標権が欲しい者に対して高価に売りつけることも可能である。そのため、たとえば有名企業や地場産品などに関連する特定の商品に関して、本来その商品とは無関係の者が悪用する目的で商標権を取得し、本来の関係者（商品の生産や販売に関わる者）の商標権取得を妨害したり、高値で売りつけて利益を得ようとするなどの問題が起こっている【②】。したがって商標権の取得に対して厳格な規制を導入すべきという意見もある。

このように財産権に対する制限や例外には、さまざまなものがあるが、原理的には自由の制限であるから、本来はあまり多くないほうがよいのである。したがって、どういう財産権にどの程度の制限や例外を設けるかは、「公共の福祉」とのバランスを保ちながら、個々の場合に慎重に考える必要がある。

**公共の福祉
との均衡**

①利息制限法で許されている最高金利は年15～20%（元本金額によって異なる）であるが、出資法では年29.2%まで許されている。利息制限法を超える金利（**グレーゾーン金利**）について、従来は一定の要件を満たせば認められていたが、**多重債務者**の増加が問題となる中、2006年の貸金業法改正により、2009年をめぐりに出資法の上限金利を15～20%に引き下げられることになった。

②例えばプロ野球阪神球団のファンが期待をこめて「阪神優勝」のロゴマークを商標登録していたところ、数年ぶりに本当に阪神が優勝したとき、球団がそのロゴマークを使用できなかったことがある。

また中国で「讃岐うどん」や「青森りんご」などの商標権が第三者によって取得されてしまったために、日本から輸出した本物の商品が中国で販売できなくなってしまう恐れが生じている。

7-3 生活物資の確保と消費者保護 <基礎編>

生活に密着する財産はどのように守られているのだろうか？

社会権としての財産権

財産権は本来「自由権」に属する権利であるが、現代においては、生活に必要な物資を安全に確保するために必要な施策を政府に対して求める「社会権」の面ももつようになっている。

安全な水と食料の確保

人間が生きていくために必須の物資は水と食料である。安全で十分な量の水と食料の確保は国民の権利であり、政府の責任でもある。しかし現在の日本では原料や産地に関する偽装や有毒物質の混入などの事件が頻発し、食品の安全性に対する信頼が揺らいでいる。また**食料自給率**は39%（2007年度統計）にすぎず、国際情勢の変化によっては国民の食生活が危機に陥る危険が指摘されている。

安全な建物の確保

住宅や公共施設など安全な建物の確保も国民の権利であり、企業ひいては政府の責任である。たとえば日本では建物を建築する際には、あらかじめ市町村役場に**建設確認申請**を提出し、**建築基準法**に定められた基準（耐震基準など）を満たした設計になっているかどうかを行政庁や**指定確認検査機関**が確認し、さらに工事完了後には**完了検査**を受けて検査済証の交付を受けなければならない。しかし2005年に明らかになった**耐震偽装事件**では、この手続きが不十分であることが明らかになった【①】。

また高速道路・新幹線の高架橋や鉄橋など1960～70年代の高度経済成長期に建設された**社会資本**は、耐久年限がせまっている。それらの安全を確保するために有効な対策をたてることも政府の責任である。

エネルギー源の確保

石油に代わる新しいエネルギー源を確保するのも政府の責任である。火力発電や、「絶対に安全」とはいえない**原子力発電**に代えて、**自然エネルギー**を主とした社会への転換を積極的に図っていかなければならない。

事故を防ぐ努力

また自動車・鉄道・航空機・船舶などの交通機関や、子どもの遊具などについても十分な安全が確保されなければならない。事故が起こったときにはその原因を調査し、二度と同じ事故が起きないように業界を指導したり、必要に応じて新しい制度をつくるなどの対策が立てられなければならない。

①ある一級建築士が耐震設計データを改ざんして申請したにもかかわらず、民間の指定確認検査機関は十分な検査をしていなかった。これにより多数のマンションで住民が住めなくなり大きな被害を受けた。

7-3 生活物資の確保と消費者保護 <標準編>

消費者主権

民主主義国家の主権者が国民であるとしたら、市場経済の「主権者」は消費者である。なぜなら、ある商品を購入することは、その商品に「円」という票を投じることと同じだといつてよいからである。

コメント [n1]: 現代社会 p100

その意味では、企業は主権者である消費者のために経済活動をするのでなければならないはずである。しかし現実には必ずしもそうになっていない。利潤追求を第一とする資本主義社会においては、むしろ消費者のほうが企業にうまく利用されやすい弱い存在である。消費者は企業の広告や宣伝をうのみにして商品を購入することになりやすい（依存効果）し、商品の必要性や^{かたころ}懐具合を考えず、「友人たちが持っているから」とか、「流行しているから」という理由だけで購入する（デモンストレーション効果）場合がある。カード社会、キャッシュレス社会は、このような傾向を助長する一因にもなっている。

コメント [n2]: 現代社会 p100

したがって、消費者主権を実現するためには、私たち自身も賢明な消費者にならなければならない。同時に、政府も企業の行動を常に監督し、消費者の利益を損なうような行動を適切に規制する責任を負っている。

消費者問題の発生

企業が商品についての情報を故意に隠したり、商品広告が誇大広告や虚偽広告であったりすると、消費者の利益が不当に損なわれることになる。

コメント [n3]: 現代社会 p100

たとえば2007年には、加工食品の原料の偽装や原料産地表示の偽装、賞味期限切れ商品の再加工や賞味期限の書き換え、未使用食品の使い回しなどの事件が相次いで発生した【①】。また2008年には輸入食品に毒物が混入していた事件や、本来食用にはならない事故米（農薬などで汚染されていた輸入米）が菓子製造や醸造に転用されていた事実が発覚し、農林水産省の監督責任まで問われる大きな社会不安に発展した。

①2007年に起きた食品偽装事件には、豚肉を使った冷凍食品を牛肉コロッケと偽っていた「ミートホープ事件」、牛肉産地を偽ったり刺身を使いまわしていた「船場吉兆事件」、賞味期限を偽装していた「白い恋人事件」や「赤福餅事件」などがある。

悪徳商法と詐欺

また商品そのものではなく商品の販売方法の点で、消費者に不当な不利益を与える場合もある。他の商品と一っしょでなければ売らない抱き合わせ販売や、メ

ーカーが卸売業者や小売業者の販売価格を決めてそれを守らせる再販売価格維持行為などがそうである。また近年では通信販売や訪問販売、それにキャッチセールスなどにおける契約上のトラブル、ネット取引における代金の支払いをめぐるトラブルも起きている。【②】

②また商品販売などを装った詐欺事件も頻発している。

コメント [n4]: 現代社会 p100

このような問題に対処するために、日本では**消費者基本法**が制定され、企業の行動に一定の規制を加えている。また**特定商取引法**や**割賦販売法**などは、訪問販売などの場合に消費者がよく考えないままで契約したときに備えて、一定の条件を備えていれば違約金などの負担なしに商品購入契約を取り消すことができる制度（**クーリングオフ制度**）を定めている。

また、消費者問題が複数の省庁にまたがっているために不統一であった消費者保護行政を統一的去るため、**消費者庁**が設置されることになった。

安全の確保

また**生産者**は製品の安全性に細心の注意をはらう義務を負っているにもかかわらず、安全性に対する配慮が足りなかったために事故が発生する場合がある。

コメント [n5]: 現代社会 p 100

商品の安全を確保するためには、事故が起こった場合にその法的責任を追究するだけでなく、事故の原因を科学的に究明し、再発防止のための適切な対策を講じていく必要がある。

ドア・プロジェクト 2004年3月に東京都港区の六本木ビルの回転式ドアに男児が頭を挟まれて死亡する事件が起きた。専門家がこの事故の原因を調査する中で、欧米で最初に作られていた回転ドアはアルミ製で軽量であったにもかかわらず、日本に輸入された後に高級感を出すためにステンレス製に改造されるなどしたためドアが過度に重量化し、非常時に直ちに停止しない欠陥構造になっていたことが判明した。

資源・エネルギーの確保

原子力発電は、ウランの核分裂の際に発生する熱を利用する発電で、石油に代わるエネルギー源として注目されているが、大量の**放射性廃棄物**（冷却排水を含む）や核兵器にも転用できる放射性物質（プルトニウム）を生み出す。それらの副産物を安全に処分する方法はまだ確立していないし、原子力発電所の事故や地震被害などによって近隣住民が大量の放射線を浴びるような大惨事が発生する危険もある。

ヨーロッパでは、近年**太陽光発電**や**風力発電**を積極的に推進している。日本は優れた太陽電池技術をもっていながら有効に活用できていない。

③ 缶入り飲料などを売る際に預かり金を徴収し、空き缶を返せば払い戻すシステム。

また省資源のためには、効率的な廃棄物処理とともに有効資源の**リサイクル**を推進する必要もある。包装容器プラスチックの再生、**デポジット制**【③】の普及などが課題となっている。

悪徳商法・詐欺の例

キャッチセールス	通行人に「アンケートをお願いします」などと声をかけて雑居ビルなどに連れ込み、商品を強引に購入させる
デート商法	出会い系サイトなどを利用して異性と「恋愛関係」をつくったうえで（もちろんその恋愛関係はニセモノである）、高額の商品を購入させる
就職商法	「特殊な技能を修得する講座」と偽って、高額の商品を購入させる

7-4 生存権と社会保障 <基礎編>

生存権はどのように保障されているのだろうか？

社会保障の意義

病気や高齢あるいは不況などのために、人々が働く能力や機会を失ったとき、国が生活の保障をするという考えのもとに発展してきたのが**社会保障**制度である。

社会保障制度は、16世紀半ばに制定されたイギリスの救貧法に起源をもち、19世紀にドイツの政治家ビスマルクがつくった社会保障制度によってその基礎ができた。しかしこの時代の社会保障制度はまだ“国家による慈善や恩恵”という性格が強かった【①】。

真に国民の立場に立って、“国民の生存権を保障する”という意味での近代的な社会保障制度は、1942年の**ベバリッジ報告**に基づいて制度化されたイギリスの制度に始まり、第二次世界大戦後、各国に急速に普及した。日本でも日本国憲法のもとに社会保障制度の整備と拡充が進められた。

日本の社会保障制度

日本国憲法第25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定めており、これを「**生存権**」と呼ぶ。そして国民の生存権を保障するために、憲法25条はさらに、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上および増進に努めなければならない」と規定している。これにより国は社会的弱者を保護し福祉国家をめざすことを示したのである。

条文にうたわれた社会保障とは、**社会保険**と**公的扶助**のことである。日本の社会保障制度は、この2つに**公衆衛生**ならびに**児童・母子・高齢者・障害者**に対する**社会福祉**を加えた4つの柱から成り立っている。

①いわば国民を「貧乏人」として見下すような姿勢があったということである。

コメント [Tt1]: 2007年度教科書『現代社会』(東書・現社001)、p106

コメント [Tt2]: 2007年度教科書『現代社会』(東書・現社001)、p120

日本の社会保障制度

社会保険	医療保険	国民健康保険、各種の健康保険、各種の共済組合
	年金保険	国民年金、各種の厚生年金、各種の共済年金
	労災保険	労働者災害補償保険、公務員災害補償保険
	雇用保険	
	介護保険	
公的扶助		生活保護、各種の社会手当
社会福祉		児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉
公衆衛生		感染症対策、健康増進対策など

7-4 生存権と社会保障 <標準編>

社会保険

「保険」とは、万一の事故に備えて加入者（被保険者）から事前に少額の金銭を集め、事故のあった加入者に保険者が必要な金銭を給付するという金融制度

【①】で、加入者が保険者に納付する少額の金銭を「保険料」といい、保険者が加入者に給付する金銭を「保険金」という。

日本では医療・年金・介護・労災・失業の5分野で公的保険制度が実施されており、加入者の保険料に加えて国や・地方自治体や従業員を雇用する企業が資金を拠出している【②】。日本では1960年代の初頭までに、医療保険と年金保険については国民全員が加入できるようになった。

①**医療保険** 病気や負傷の際の医療費をまかなうための保険が医療保険である。日本の医療保険は、被保険者の職業別に、国民健康保険（自営業者・専業主婦が加入）、健康保険（民間企業の会社員が加入）、共済組合（公務員が加入）に大別される。【③】

②**年金保険** 高齢者や障害者になって働く機会や能力を失ったときに必要となる生活資金を保険方式でまかなうのが年金保険である。日本の年金保険は、**基礎年金制度**として**国民年金**（すべての国民が加入）があり、そのほかに被保険者の職業別に**厚生年金**（会社員が国民年金に追加して加入）、**共済年金**（公務員が国民年金に追加して加入）がある【④⑤】。

2007年に年金納付記録の不備により約5000万件もの納付記録が宙に浮いていることが発覚した。また2008年には従業員の年金のための拠出金負担に苦しむ企業が、社会保険庁の入れ知恵で従業員の給与を低く申告し負担額を減らしていた事実も発覚し、大きな社会問題になっている。

③**介護保険** 高齢になって介護サービスを必要とするようになった場合にかかる介護費用を保険方式でまかなうのが介護保険である。日本では40歳以上の国民が加入し65歳に達した後に介護サービスが受けられる。給付される介護サービスは市町村の担当者による**要介護認定**を経て決定されるが、必要な介護が受けられないケースが目立ち、問題となっている。

④**労災保険** 労働者が通勤途上または勤務中に事故に遭った場合に、医療費などを保険方式で支給する制度である。

⑤**雇用保険** 勤務先を解雇され失業した者に、おおむね次の仕事が見つかるまでの期間の生活資金を保険方式で支給する制度である。今後、解雇されやすい非正規労働者も簡単に加入できるようにしていく必要がある。

①要するに“お互いに助け合う”システムである。

②公的保険（加入が義務づけられている）に加えて、さらに充実した保障を得るために任意で加入する保険を私的保険といい、民間の保険会社との保険契約などがある。この単元では主に公的保険について扱う。

③2008年から**後期高齢者医療制度**が発足し、75歳以上の高齢者に対する医療はこの新しい保険制度によることになった。この制度は高齢者医療費の公的負担を減らすのが目的であるが、そのため多くの高齢者の保険料負担が増える結果となったため大きな批判を浴びている。

④年金保険の財源には積立方式と賦課方式がある。積立方式は被保険者本人が在職中に積み立てた保険料で将来の年金をまかなう方法。賦課方式は、若年層の保険料を高齢者の年金にあてる方法である。現在の日本の公的年金制度は賦課方式を採用している。

⑤2001年から私的年金として**確定拠出型年金**を実施することが可能になった。これは保険料として拠出する金銭を株式などで運用することで将来受け取る年金額を増やすことができる制度である。転職しても継続できる反面、運用に失敗すると年金額は少なくなる。

公的扶助

公的扶助の中核は「生活保護」である。収入が「健康で文化的な最低限度の生活」を営むに必要な水準（生活保護基準）に満たない場合に、その基準との差額（不足額）を政府が支給する。

しかし実際には、社会福祉事務所に生活保護を申請しても受け付けてもらえず追い返される（「水際作戦」と呼ばれている）場合が増えており、そのため必要な保護が受けられず餓死するケースが発生している。生活保護に要する経費を削減するためとはいえ、このような形で国民の生存権が制約を受けるようなことがあってはならず、政府の責任は重い。

社会福祉

社会福祉とは、社会的弱者に対して金銭の給付や福祉サービスの提供などを行うものである。

①**児童福祉**は、児童（18歳未満の男女）に対する福祉政策で、例えば児童を育てる家庭への児童手当の支給などがある。

②**母子福祉**には、母子寮の運営など母子家庭への福祉がある。

③**高齢者福祉**は、高齢者に対する福祉政策で、医療的ケアのサービスや、老人ホームの運営などがある。

④**障害者福祉**は、精神障害・知的障害・身体障害のある者に対する福祉政策で、障害者の就労施設の運営や、さまざまな金銭給付などがある。【⑥】

公衆衛生と医療

公衆衛生とは、伝染病などに対する予防（注射・消毒・広報活動）などをいう。これに医療を加えた分野は、国民の生存を直接保障する役割を担っているが、近年さまざまな問題に直面している。

①**医師偏在と、それに伴う医療崩壊**：産婦人科や小児科の医師不足は深刻で、診療を停止せざるを得ない病院が都市部でも現れている。また都市に医師が偏在しているため地方の医療サービスは低下する一方である。さらに夜間診療を行う病院が少なく救急患者を受け入れる体制が十分整っていないため、救急車が受け入れ先の病院を探すのに手間どり、遠方の病院へ搬送する間に患者が死亡するという悲惨なケースも起きている。これらの問題の背景には、過酷な病院勤務を嫌って開業する医師が増えていること【⑦】、出産時に**医療事故**が発生した場合に妊婦やその遺族が出産を担当した医師を裁判に訴えるケースが増えているなどの事情がある【⑧】。

②**新型インフルエンザへの対策**：過去に人類が経験したことのない（それゆえ有効なワクチンも製造されていない）新型インフルエンザが近い将来爆発的に発生（**パンデミック**）し多数の死者がでると予想されている。政府は効果的な予防や避難体制を整備し国民に周知させる責任がある。

⑥2006年から試行された「**障害者自立支援法**」により、障害者の生活は大きく変化している。それまで授産施設で作業し小額でも収入を得ていた障害者が、逆に食費などを払わなければならなくなった。「自立」の美名の下で障害者福祉は後退している。

⑦そのため医師の開業に一定の制限を設ける政策も検討されている。

⑧そのため「このような場合に中立的な第三者機関が事故原因を調査し、重大な事故の場合にのみ裁判に付すべき」とする意見もある。

7-4 生存権と社会保障 <発展編>

■Q：ベーシックインカムは、是か非か？

★ベーシックインカム（“基本収入”）とは 1970年代からヨーロッパで提唱されるようになった社会保障制度の構想。政府が全国民に対して、年齢・性別・職業・貧富の差・障害の有無などを問わず無条件に、最低限度の生活を送るために必要な金額の現金（月額およそ5～8万円）を一律に支給するという構想。

★賛成論 ベーシックインカムを実現することによる最大のメリットは、社会から生活困窮者がいなくなり、すべての国民の生存権（日本国憲法では25条）が保障されることである。

もちろん実現には数百兆円の資金が必要となるので、大幅な増税をしなければならないと思われる（財源については、消費税を大幅増税するという意見や、消費税ではなく所得税を増税するべきだとする意見などがある）。しかしベーシックインカムを実現すれば、代わりに低所得者に個別に支給している生活保護や児童手当などを廃止することが可能になり、その財源をベーシックインカムの財源の一部に繰り入れることができるし、また生活保護行政などに携わっている職員を削減してその人件費も減らせるので、財政的には十分可能と思われる。

またベーシックインカムは最低限度の生活を営むための資金として国民に支給するので、その金額で生活できる者は、働く必要がなくなる。現代はコンピューターをはじめとする多様な技術革新が行われているので、今後は社会の機能を維持するために必要な労働力は少なくなっていくだろう。このままでは、すべての人間に就職先を保障することができなくなるかもしれない。ベーシックインカムはそのような時代が来ても対応できる。

★反対論 ベーシックインカムで最低限度の生活が保障されるようになると、人間は墮落し遊んでばかりで働かなくなるのではないだろうか。また大幅な増税や公務員の削減に国民の合意は得られるのか。そもそもベーシックインカムで本当に全ての国民が幸福になれるのか。例えばベーシックインカムが実現される代わりにさまざまな福祉が切り捨てられることになりはしないか。最低限度以上の生活をしたくない者だけが働くようになったとき、労働者の権利は守られるのか。

■視点・論点

人間は生活資金を得るためだけに働くのか？

ベーシックインカムで、すべての国民が幸福になれるのか？

ベーシックインカムを実現するための財源はどうやって確保するのか？

7-5 労働基本権と労働問題 <基礎編>

労働者の権利はどのように守られているのだろうか？

労働者の権利の必要性

資本主義経済では、労働者と使用者（資本家）との関係は「労働力という商品の売り手と買い手」という関係をとる。この関係は、本来なら対等であるはずだ

が、現実には必ずしも対等ではない。資本主義経済（市場経済）での取引は当事者間の「契約自由の原則」に基づいて行われるが、労働力という商品の取引では、多くの場合労働者は弱い立場におかれているからである【①】。そのため労働問題が発生することになる。資本主義経済の成立期には、低賃金、長時間労働、児童労働、不衛生で危険な労働環境など、労働条件は劣悪をきわめ、労働者は悲惨な生活を強いられた。

しかし一人ひとりの労働者も団結すれば企業と対等の関係に立つことができる【②】。ここから労働者は労働組合を結成し、組合の力をとおして労働条件の改善をはかり、また人間らしい暮らしができるための諸権利を獲得していった【③】。しかし日本では、第二次世界大戦で敗戦するまで労働者の基本的権利は法的には認められていなかった。

労働基本権と労働三法

日本国憲法は、すべての国民は「勤労権」をもつとし、また職場において弱い立場にたつ労働者の権利を保護するため、労働三権すなわち、①労働組合を結成する権利

（**団結権**）、②労働組合をとおして使用者と賃金その他の労働条件の改善を求めて交渉する権利（**団体交渉権**）、③要求が通らないときにストライキなどに訴える権利（**団体行動権**または**争議権**ともいう）を認めた。【④】

労働基本権を具体的に保障するために制定された法律が、いわゆる**労働三法**（**労働基準法**、**労働組合法**、**労働関係調整法**）である。またその他の法律で、公共職業安定所が設置されたり、最低賃金が定められたり、雇用保険の制度が作られている。

憲法が定める労働基本権と、その具体化のための法律（太字は労働基本権・労働三法）

憲法 27 条：勤 労 権	{ <ul style="list-style-type: none"> 勤労権 …………… 職業安定法・雇用保険法など 労働条件の基準の法定 …………… 労働基準法・最低賃金法など 児童労働の禁止 …………… 児童福祉法など }		
		{ <ul style="list-style-type: none"> 団結権 団体交渉権 団体行動権 }	{ <ul style="list-style-type: none"> 労働組合法・労働関係調整法 国家公務員法・地方公務員法 地方公営企業労働関係法など }

①プロ野球選手など特殊技能をもつ場合は、雇用主（球団）よりも労働者（選手）のほうが立場が強いということもある。

②独りで経営者と交渉すると解雇される危険があるが、従業員全員で交渉すれば要求が通りやすくなる。

③出産育児に伴う休暇制度などがある。

④勤労権と労働三権をあわせて労働基本権という。

コメント [Tt1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p102

コメント [Tt2]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p102

コメント [Tt3]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p121

7-5 労働基本権と労働問題 <標準編>

労働基本権 と労働三法

労働基準法は、労働時間・賃金・休暇などの労働条件について最低基準を定めた法律で、すべての労働者に適用され【①】、この基準を満たさない部分の労働契

約は無効とされる。制定後数回にわたって改正されたが、1998年の改正では、裁量労働制や女性労働者などに対する規制が大幅にゆるめられた。

①但し、公務員には原則として適用されない。公務員については、国家公務員法・地方公務員法があり、その中に労働基準法に準じた規定がある。

コメント [n1]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p103

現在の労働基準法の主な内容

- 労使対等での労働条件の決定 (第2条)、○男女同一賃金の原則 (第4条)
- 強制労働の禁止 (第5条)、○基準を下回る労働契約の無効 (第13条)
- 労働条件の明示 (第15条)、○客観的合理的理由なしの解雇禁止 (第18条)
- 最低30日前の解雇予告 (第20条)
- 賃金は通貨で直接労働者に全額を毎月1回以上一定期日に支払うこと (第24条)
- 1日8時間1週40時間以内の労働 (第32条)
- 変形労働時間制の容認 (第32条の2~4)、○毎週1日以上の日 (第35条)
- 労働組合との事前協定なしに時間外労働を命じることの禁止 (第36条)
- 時間外労働を命じる際の25~50%の割増賃金 (第37条)、○年次有給休暇の付与 (第39条)
- 18歳未満のもの深夜労働 (午後10時~午前5時)の禁止 (第61条)
- 産前6週産後8週の休暇 (第65条)、○労働基準監督署の設置 (第97条)

労働組合法は、労働者の団結権を保障した法律で、労働者が自主的に労働組合を結成し、団体交渉によって労働協約を結ぶこと、労働争議をおこなうことなどが労働者の正当な行為として保障されている。これら労働者の正当な行為に対する使用者の不当労働行為【②】を禁止していることも重要である。

労働関係調整法は、ストライキなどの争議行為によって労使間の対立が深刻になり、当事者による自主的解決が不可能になったとき、労働委員会が斡旋・調停・仲裁などによって、第三者の立場から争議を調整することができるように定めた法律である。

②従業員が労働組合に加入することを禁止したり、労働組合の活動を妨害すること。

労働組合の 結成と発展

戦後、労働基本権が保障されるようになったことで、戦前の職業別労働組合とはタイプを異にする企業別労働組合が次々と生まれた。さらに、これら個々の労働組合は、産業ごとにまとまって単産(単位産業別労働組合連合会)を形成した【③】。単産はさらに集まってナショナルセンターを組織した【④】。こうしてできあがった巨大な労働組合組織は、圧力団体として政治にも大きな影響力をもつに至った。

③例えば全国の地方公務員・公営企業労働者の労働組合が集まって作った自治労がある。

④かつては総評(日本労働組合総評議会)と同盟(全日本労働総同盟)が有力だった。1987年の連合(日本労働組合総連合会)発足後は、連合と全労連(全国労働組合総連合)が有力になっている。

コメント [n2]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p103

労働基本権 の制限

公務員は労働基本権の一部（又は全部）が法律で制限されている。そのため例えば警察官・裁判官などは労働組合を結成することができない。また事務員や教員は労働組合を結成し団体交渉をすることはできるが、ストライキなどの団体行動（争議行動）をすることはできない。そこで、公務員の賃金を改善するため、国家公務員の給与については**人事院**が、地方公務員の給与については各都道府県・市町村の**人事委員会**が、それぞれ首相・都道府県知事・市町村長に対して**給与改善の勧告**を出し、それに基づいて関係の法律や条例が改正されて、給与が改められる仕組みになっている。

今日の労働 問題

労働基本権が憲法で保障されるようになって、労働者と企業との関係が根本的に変わったわけではない。資本主義経済において企業が利潤獲得を究極の目的としている以上、利潤を増加させる手段は、①売上を伸ばすか、②経費（コスト）を削減する以外に方法がない。経費を削減するために最も手軽で効果が大きいのは人件費の削減である。そのため不景気になると、企業は従業員の賃金を削減するためにさまざまな方法を試みる。

1980年代から資本主義経済が自由化・グローバル化を強める中で、日本経済は1990年代にバブル経済崩壊によって深刻な不況に陥ったため、企業は国内外の激しい競争にさらされた。そのため多くの企業が、経費削減のため「**リストラ**（人員整理）」【⑤】と称して正規従業員の大量解雇を断行したり、または正規従業員に代えて賃金の安い**パートタイム労働者**や**派遣労働者**を使用したり【⑥⑦⑧】、職場のリーダーを名前だけ「管理職」にして残業代を支払わなくてもすむようにしたりした。その結果、毎日長時間働いていても生活保護基準以下の収入しか得られない「**ワーキング・プア**」と呼ばれる新しい貧困層が生まれるようになり社会問題になっている。

また**終身雇用**や**年功序列賃金**といった日本の経営方式をやめて、**成果主義**にもとづく**年棒制**や**裁量労働制**をとる企業もある。年功や学歴よりも能力や成果を重視することは、「人材の活用を促し労働力の流動化を促進する」と言われるが、労働者個人の成果を重視するためチームワークが円滑に進まない、労働者の生活が不安定になる、などの問題もある。

こうして労働環境は最近ますます厳しさを増し、長時間過密労働が日常的になっている。またパソコンの発達に伴うIT（情報技術）革命の波も、労働環境を大きく変えつつある。**過労死・過労自殺**や**勤務中の事故**あるいは**テクノストレス**といった**労働災害**が社会問題となり、急激な技術革新に**適応できない人たちのミスマッチ**も深刻になっている。

⑤ **リ・ストラクチャリング**の略語。本来は「（事業の）再構築」という意味だが、「人員整理」という意味で使われることが多い。

⑥ **派遣労働**は戦前は禁止されていたが、1986年に通訳など13の専門職に導入された後、1999年には製造業など一部例外を除いて原則自由化され、2004年から完全自由化された。

⑦ 「パートタイムや派遣は労働形態の多様化だ」と説明されることがあるが、どのような働き方をするかを労働者自身が自由に選択できるのでなければ「多様化」とはいえない。

しかし現実には、派遣労働者が正社員になる道はほとんど閉ざされており、景気変動に応じて簡単に解雇できる「調整弁」のような扱いになっている。

⑧ 非正規労働者の増加の背景には、1995年に日本経営者団体連盟（日経連）が発表した「新時代の日本的経営」がある。これは日本の労働者を「長期蓄積能力活用型」、「高度専門能力活用型」、「雇用柔軟型」の三つのタイプに分け、それらの組み合わせによる雇用管理を打ち出した提言だった。

さらに外国人労働者の問題も無視することができない。現在日本には60万人を超える外国人労働者が滞在しており、その多くは法律で就労を認められていない低賃金の単純労働者であるが、現在の日本経済を底辺で支えている存在である。その現実をふまえながら、しかし他方で日本人の低賃金労働者や失業者をどう雇用していくかも視野に入れつつ、彼らを安易に排除するのではなく、その生活条件（医療・教育・社会保障など）を整備することも考える必要がある。

労働組合の現状

このように雇用の形態が変化するに伴い、日本の労働組合も大きな転機を迎えている。高度経済成長期には35%前後で安定していた組合組織率は、今では20%程度に減少しており【⑨】、そのため労働組合の活動は停滞気味である。

失業者もかつてないほどに増加している現在、労働者の声・要求をどのように結集するか、またいかにして労働条件改善の運動を進めていくかが、大きな課題になっている。

社会参加への道をひらく

ほんらい労働は単に賃金を得るためののみあるのではない。労働を通して自分の能力を発揮し、あるいは労働を通じて積極的に社会に参加し人々が互いに助け合って、生きる喜びを感じるのも働く目的だと言ってよい。しかし現在の日本は、労働に喜びを見出すことが非常に困難な社会になっている。

また日本でも、かつて女性・高齢者・障害者に対する雇用の道は狭く、仕事に就いている場合でも有形・無形の差別があった。このような不平等を是正するために法的整備が進められ、男女雇用機会均等法や育児休業法、障害者雇用促進法などの法律が制定された。しかし就職の際の差別や就職してから賃金その他の労働条件の格差は必ずしも解消されたとは言えず、実質的な平等化を図るための諸法の改正や新法の制定が現在も続いている。例えば企業に対する罰則を強化しセクハラ防止規定を盛り込んだ新しい男女雇用機会均等法の制定や、女性の時間外休日労働および深夜業の制限撤廃などを新たに定めた労働基準法の改正【⑩】、それに男女が平等に社会参加すべきことをうたった男女共同参画社会基本法の制定、労働者派遣法の改正論議（日雇い派遣の禁止がめざされている）はその一例である。

これらの法改正が「絵に描いた餅」とならないためには、“すべての人々が同等に働く権利をもつ”ことを再認識するとともに、“差別によって有能な人材を活用しないのは社会にとっての大きな損失だ”という自明の事実をわきまえることが何よりも大切である。

コメント [n3]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p104～105

⑨ 組織率低下の原因としては、パートタイム化の進行、労働者のホワイトカラー化などが指摘されている。

コメント [n4]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p105

⑩ 女性差別撤廃条約（母性保護以外の女性に対する差別をなくすことを定めた）との整合性を図るために改正されたが、「女性の労働条件を男性のほうに合わせるのではなく、女性労働者を基準に男性労働者の労働条件を緩めるべき」との意見もある。

コメント [n5]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p105

コメント [n6]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p105

7-6 環境権と関連の問題 <基礎編>

環境権とは何か、どのように守っていくのか？

環境権の背景と意義

企業の生産活動や市民の生活によって引き起こされる**大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音**などの被害を**公害**という。明治時代に起きた**足尾銅山の鉱毒事件**は日本最初の公害事件で、その後も工場の排煙や排水による被害は各地で発生したが、生産第一主義の国家政策のために反対の声は抑えこまれてきた。公害が大規模・広域化し、深刻な社会問題となったのは、高度経済成長期である。各地で人命を奪う深刻な被害が発生したにもかかわらず、政府や企業は積極的な対策をとろうとしなかった。その怠慢と無策に対して各地で住民運動が展開され、1960年代に相次いで公害訴訟が起こされた。とりわけ**水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそく、新潟水俣病**の裁判は**四大公害裁判**とよばれ、いずれも被害者側の勝訴に終わり、判決文の中で政府と企業の責任が厳しく追及されたのは画期的なことであった。

企業の責任が明確になると政府もようやく公害防止対策を行わざるを得なくなった。またこうした問題をきっかけに、健康的な生活環境を確保するための権利として「**環境権**」が主張されるようになった。環境権は、日本国憲法には定められていない新しい人権であるが、現在では生存権や幸福追求権などに基づく権利として裁判でも認められるようになっていく。

環境権の発展

20世紀の終わりごろから、**地球温暖化**【①】が世界的な問題として注目されるようになった。これに伴い環境権は「人類の持続的な発展を可能にする自然環境や生活環境を求める権利」として、さらに進化発展する兆しを見せている。

地球温暖化は、さまざまな気候変動をもたらし、私たちの生活に大きな悪影響を与える。氷が解けて海水面が上昇したり、砂漠化の進行によって宅地や農地が失われる危険がある。次世代の良好な生活環境を保障するためには、二酸化炭素などの**温暖化ガス**の排出を抑制する生活スタイルを実践する必要がある。それは現代を生きる私たちにとって緊急かつ重要な課題である。【②】

環境権の国際化

次世代の生活環境を良好に保つためには、一国だけの努力では足りない。**海洋汚染**や大気汚染は隣国とも協調して対応しなければ解決しないものである。こうして環境権は、いま急速に国際化しつつある。

コメント [n1]: 2007年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p108

①大気中の温暖化ガスは、赤外線を吸収し、地球から宇宙に出て行く放射熱を封じ込める。そのためガス濃度が高まると、地球の表面が温室状態になって暖まる。これを温暖化と呼ぶ。

②温暖化ガスの排出規制に関する**京都議定書**は、1990年との比較で、2012年までに温暖化ガスの排出を一定量(日本の場合は6%)削減することを加盟各国に求めている。

7-6 環境権と関連の問題 <標準編>

公害対策

政府は 1967 年に公害対策を総合的に推進するため **公害対策基本法** を定め、基本法を実施するための法律である **公害対策関係基本法** も制定した。さらに 1971 年には、環境行政を一元化するため **環境庁** を設置した (2001 年に環境省になった)。

一連の公害裁判を通して、**被害救済の原則** が確立されたことは重要である。「救済は被害者の原状を回復することが第一であり、金銭的補償はそのための手段に過ぎない」という原則に基づいて、**公害健康被害補償法** が制定されているが、ここでは補償の費用負担について、**汚染者負担の原則** (PPP=polluter pays principle) が定められている【①】。

公害を防止するためには、公害対策にかかる費用を企業に対して課税するという方法があるが、目に見える成果は保証されないため政府が企業の活動に直接規制を課す方法が基本である。大気汚染防止法などでは、直接規制として企業ごとの濃度規制と地域全体の総量規制が定められている。

塵肺問題

鉱山で働く鉱夫や、トンネル工事に従事した労働者が、作業中に大量の粉塵を吸い込んだために肺が硬化し呼吸困難に陥る職業病を **塵肺** といい、とりわけ高度経済成長の繁栄の陰で、多くの労働者が塵肺に倒れた。

公共事業による鉄道工事や道路工事に従事した労働者が 1980 年代以降国や企業に対して健康被害による損害の賠償を求めた裁判では、2000 年代に入り国の責任を認める判決が確定するようになっている。

アスベスト問題

アスベスト (石綿) は繊維状の鉱物で、断熱性に優れているため建築物・建築資材や車両などの断熱材や防音材などとして高度経済成長期に広範囲に大量に使用されたが、1970 年代に発がん性が問題となって日本を含む世界各国で使用が禁止されるようになった。

アスベストを吸い込むと、約 20~40 年後に肺がんなどを発病するため、1970 年代までにアスベストの吹きつけ作業などに従事していた人たちや、アスベスト工場の付近に住んでいた人々が 2000 年代に入ってから発病するようになり、それをきっかけに日本ではアスベスト問題が広く知られるようになった。被害者は今後も増加すると見込まれている。

アスベストの除去作業や、アスベストを使用した建築物の解体などに伴

コメント [n1]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 108

①水俣病訴訟の被告企業トップへの金融支援政策は、この原則を損なうという指摘がある。

コメント [n2]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 108

って、今後もアスベストが空气中に飛散する恐れがあり、厳重な管理が求められている。

良好な生活環境の保全

国民の環境権を保障することは、公害を防止するだけではない。良好な生活環境を保全することも重要である。そのために例えば次のような制度がある。

建築基準 **建築基準法**は、隣接する住宅への日照を確保するために新しい建築物への高さ制限を定めたりしている。

都市景観 都市の景観も重要な生活要素である。商業地であっても商店の看板やネオンサインが刺激的にならないように配慮する必要がある。

土地利用 閑静な住宅地の一角に騒々しい商店があつては良好な生活環境とはいえない。そこで土地の利用については主な目的が定められている。

オゾン層の破壊

フロンは化学的に安定していて熱にも変化しにくい
が、地球上空の成層圏に達すると紫外線を浴びて塩素
原子を放出する。この塩素原子が原因となって、**オゾ
ン層**が破壊される。オゾン層は生物に有害な紫外線を吸収する天然のバリ
アードで、いわば地球上の生物を守る宇宙服のようなものである。オゾン層
が破壊されることによって、有害な紫外線が地上に届き、皮膚がんや白内障
など人の健康や生態系に悪影響を及ぼすと危惧されている。

コメント [n3]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p8

森林消失と砂漠化

森林は野生生物の生息地であり、土壌の保全、水源
のかん養、二酸化炭素の吸収など、多くの働きをもつ
資源であるが、商業用木材の大量**伐採**や**酸性雨**などが
原因で、1990 年から 1995 年までに年平均 1290 万 ha 減少したと推測され
ている。特に東南アジア諸国では主に日本への輸出を目的とした伐採が森
林減少の最大要因になっている。森林の復元力をこえた大量の伐採によっ
て自然の循環が破壊される。栄養分を含む土壌は雨で流され植物の育たな
い不毛の地になり、やがて砂漠になってしまう。

コメント [n4]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p9

国際的な協力の必要性

国際環境問題を解決するためには、国際協力が不可
欠となる。フロンの削減については 1992 年の**モントリ
オール議定書**の改定で特定フロンの全廃 (1995 年から
先進国での生産と消費は打ち切り) が決まり、さらに 2020 年までに代替フ
ロンの原則撤廃も決まっている。

このほかにも「砂漠化防止条約」、「有害廃棄物の国境をこえる移動およ
びその処分の規制に関するバーゼル条約」など多くの条約が採択されてい
る。

コメント [n5]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p10~11

7-7 経済のしくみと現状① <基礎編>

財産権の背景にある経済は、どのように営まれているのだろうか？

3つの 経済主体

財産権の対象となる財・サービスは、人間の経済活動によって生み出される。現代の資本主義経済の社会においては、生産活動の中心となる**企業**、消費活動をする**家計**、財政活動をする**政府**という3つの**経済主体**が主として経済活動をおこなっている。【①】

企業は、家計から労働や資本など生産要素の提供を受ける代わりに、その対価として賃金や利子などを支払う。企業によって生産された財・サービスは、それぞれの家計や政府に販売され、その結果、利潤が得られる。

家計は、生産要素の提供の見返りとして受け取る所得をもとに、企業の生産した財・サービスを購入し、消費する。

政府は、企業や家計から租税や公債などの形で資金を調達し、これによって企業の生産物や家計からの労働を購入し、社会保障のための支出をおこなう。政府は財政活動を通して経済社会に積極的に参加し、景気変動の調整や経済的不平等の是正などを図っている。

自由競争に 対する規制

資本主義経済においては、企業はより多くの利潤をめざして、他社との競争で有利な立場に立とうとする。そのため生産性を高め、生産費を引き下げることに努める。その過程で技術開発・経営改善が進み、経済の発展が実現される。

【②】

この競争は本来自由におこなわれるべきであるが、まったく無規制であれば、不正行為や悪徳行為が起ころう。そこで現代の修正資本主義経済においては、自由競争を健全に保つための監視のしくみや規制が作られている。たとえば日本では**独占禁止法**が制定されこれにもとづき**公正取引委員会**が企業の経済活動を監視している。また商品の品質を保つために厳しい基準が設けられたりしている。

企業の社会的責任

また現代においては、企業はただ利己的に行動するだけでなく、経済社会の一員として**社会的責任**（環境保全・消費者保護・社会貢献など）を果たすことがいっそう求められるようになっており、それに応える企業ほど社会的評価が高まる傾向にある。

①最近ではこのほかに、NPO（非営利団体）が重要な経済主体に成長しつつある。

コメント [n1]: 2007 年度政経
教科書：第一学習社『新政治経済』（政経 014） p 62～63

コメント [n2]: 2007 年度政経
教科書：第一学習社『新政治経済』（政経 014） p 63

②この点が資本主義経済の長所である。しかし、企業が利潤追求に走りすぎると、労働者の権利が侵害されたり、食品の産地偽装が起こるなど、社会の公正性が損なわれる危険がある（資本主義経済の短所）。

コメント [n3]: 2007 年度政経
教科書：第一学習社『新政治経済』（政経 014） p 63

7-7 日本経済のしくみと現状① <標準編>

株式会社のしくみ

現代の代表的な企業は、**株式会社**である。株式会社は、会社の経営を始めたり事業を拡大するために必要な資金を、主に**株式**を発行して多くの人々に販売することで獲得する【①】。この株式を購入し保有する者（個人・団体）が株主で、株主は会社の所有者の一員として、会社が事業によって利益を得た場合にその一部を**配当**という形で受け取ることができる。また株式は株式市場において原則として自由に売買でき、このときの価格が株価である。

通常、株式会社においては、株主がみずから会社を経営することはなく、経営は株主総会で選出された専門的経営者に任せられる（**所有と経営の分離**）。万一、会社が莫大な借金をかかえて倒産した場合、出資者である株主は、株式を購入するために出資した金銭が戻ってこないだけで、それ以上の資金を支払う義務はない（**有限責任制**）。このような株式会社制度は、18世紀のイギリスで発達したもので、経営に関する知識や能力をもたない人でも経営に参加できるというメリットがある。しかし他方、経営者が株主を偽って株主の利益を損なう危険性もあり、的確な**コーポレート・ガバナンス**（企業統治）をおこなう必要がある【②】。

① そのほか銀行から融資を受けたり、自己資金を投じることもある。

② 例えば経営者が会社に対して損害を与えた場合にそなえて、会社法では、株主が、損害を与えた経営者に賠償を求める制度（**株主代表訴訟**）が用意されている。

企業の分類

私企業	個人企業	個人商店、農家など	
	法人企業	会社企業	株式会社、合名会社、合資会社
		組合企業	生活協同組合（生協）、農業協同組合（農協）など
公私合同企業		J R 7 社、NTT、JT など	
公企業	国営企業・地方公営企業	国有林野、地方自治体による水道・バス・地下鉄など	
	独立行政法人	国立印刷局、国立病院、造幣局、国立大学など	
	公社・公庫・公団		

市場価格

資本主義経済では、財・サービスの価格（物価）は、原則として市場における**需要と供給**の関係で決まる（これを**市場価格**という）。市場において、ある財・サービスの価格が高いときは、その財の売り手は市場に多量の財を供給して利潤を増やそうとするが、買い手の需要は少なくなる（買い控え）。逆に、価格が安いときは買い手の需要は多くなるが、売り手は供給を少なくする（売り惜しみ）。このような駆け引きの結果、消費者（買い手）と企業（売

コメント [n1]: 2007 年度政経教科書：第一学習社『新政治経済』（政経 014） p 64

り手) がともに納得できる価格で売買が順調に成立するとき、これが社会的に最適な価格ということになる。このように、需要と供給の一致する水準に価格が落ち着くメカニズムを**価格の自動調節作用**という。

市場経済の限界

価格機構が機能するためには、市場で自由な競争がおこなわれるなどの条件が必要である。しかし現実にはこれらの条件は満たされず、市場の失敗とよばれる現象がみられる。たとえば道路・下水道などの公共財は、社会的に必要であっても、市場機構の下では供給されない。また公害のように他の経済主体に不利益をもたらす場合には、財の最適な供給が実現しない。このような市場経済が限界を示す場面では、政府がみずから事業(**公共事業**)を起こしたり、経済活動に介入して一定程度の規制をする必要が生じる。

独占的な市場支配

ある商品の市場に一つの企業しか存在しない場合(**独占**)、企業は価格支配力を持ち、高い価格をつけることによって利益をあげる。また市場に少数の企業しか存在しない場合(**寡占**)にも、価格は下がりにくくなる(**価格の下方硬直性**)。さらに、一つの企業が**プライス・リーダー(価格先導者)**として行動し、他の企業がこれに追随することもある(**管理価格**)。一方、企業が商品のデザイン・品質・販売方法・広告など価格以外の競争(**非価格競争**)によって独占状態と同様の価格支配力をもつ場合もある。

市場原理主義

第二次世界大戦後、世界の主な資本主義経済国は、修正主義の考え方で経済を運営してきた。すなわち、市場経済によって供給されないサービスを政府がみずから営業し(公共事業)、また市場経済にさまざまな規制をかけて、自由競争が過度にならないように配慮してきた。

ところが、1970年代の末ごろから、アメリカで大きな経済政策の変更(「改革」)が行われるようになった(**市場原理主義**もしくは**新自由主義**と呼ばれる)。それは大きく、①それまで一定の規制の下にあった産業が自由化されるようになったこと、②所得税課税の累進税率が単純化されたこと、③貿易の自由化(関税の撤廃)の3つに大別される。

この「改革」によって、①政府系企業が民営化されるとともに、強い競争力をもたない企業が相次いで倒産し、多くの労働者が解雇される、②富裕者と貧困者との格差が拡大する、③発展途上国の産業が衰退する、などの悪影響が全世界的に広まった。この「改革」は、戦後発展してきた修正資本主義経済を19世紀以前の時代の状態に戻すことと同じ結果になっており、各国で混乱が生じている。

コメント [n2]: 2007 年度政経教科書: 第一学習社『新政治経済』(政経 014) p 64

コメント [Tt3]: 2007 年度政経教科書: 第一学習社『新政治経済』(政経 014) p 64

コメント [Tt4]: 2007 年度政経教科書: 第一学習社『新政治経済』(政経 014) p 65

7-8 経済のしくみと現状② <基礎編>

財産権の背景にある経済は、どのように営まれているのだろうか？

金融とは何か

資金に余裕のある者（貸し手）が、資金を必要としている者（借り手）に対して資金を融通する（貸す）ことを**金融**といい、銀行・証券会社や保険会社などの

金融機関が、金融取引の仲介をする。

金融には、**直接金融**と**間接金融**とがある。直接金融とは、証券会社など金融機関の協力を得ながら、貸し手が借り手の発行する株式や社債などと交換に、直接借り手に資金を提供する金融取引である。いっぽう間接金融とは、貸し手と借り手との間に銀行などの金融機関が介在する金融取引である。私たちが銀行に預金をする行為は、資金を必要としている企業などに（銀行を通して）間接的に資金を貸していることになるのである。また民間企業は経営のための資金を株式や社債を発行したり銀行から借りることによって調達しているわけである。

コメント [n1]: 第一学習社『新政治経済』（政経 014）p 72

日本銀行の役割

日本銀行は、日本の**中央銀行**として次のような機能を果たしている。第一に、日本唯一の**発券銀行**として日本銀行券（紙幣）を発行している。第二に、**銀行の**

銀行として、都市銀行を中心とする金融機関に資金の貸し出しなどをおこなっている。また金利を調整することによって景気の安定を図っている。第三に、政府の銀行として、政府に資金の貸し出しをおこなうほか、国庫金の出納などをおこなっている。

コメント [Tt2]: 第一学習社『新政治経済』（政経 014）p 74

コメント [Tt3]: 第一学習社『新政治経済』（政経 014）p 74

財政の役割

財政とは予算にもとづく政府の経済活動で、次のような機能を果たしている。第一に、国防・警察や道路・上下水道など、民間の経済活動では十分に供給されな

いサービスや社会資本を提供し、国民の生活水準の向上を図ること（**資源配分の機能**）である。第二に、所得格差をできるだけ小さくすること（**所得再分配機能**）である。高額所得者に高い所得税を課している**累進課税制度**はそのための制度である。第三に、景気の安定を図ること（**景気調整機能**）である。

コメント [n4]: 第一学習社『新政治経済』（政経 014）p 68

財政の基盤となるのが**租税**である。租税のうち国に納める税を**国税**、地方自治体に納める税を**地方税**という。また租税は税の負担者と納税者が同じである**直接税**と、負担者と納税者が異なる**間接税**とに区分できる。

コメント [n5]: 第一学習社『新政治経済』（政経 014）p 70

8-1 政治的権利の概要 <基礎編>

国民の政治参加はどのように保障されているのだろうか？

参政権と請求権

既に学習したように、民主政治においては市民が主権者（主人）であり、政府や公務員は市民の権利を守るために税金を使って雇っている従業員のような存在である。それゆえ民主政治は市民の意見に基づいて行われなければならない、市民が政治に参加するのは当然のことである。

間接民主制をとる多くの国では、まず市民の世論が政治に大きな影響力をもっている。例えば世論調査で特定の政策が不人気であれば、それは内閣支持率の低下につながり、やがてその内閣を組織している政党の支持率にも悪影響を及ぼす。そのため内閣や政権政党（与党）^①は、問題になっている政策を考え直す必要に迫られる。また選挙によって与党が敗北し野党が多数の議員を当選させたときは、政権が交代することもある。

憲法は、このように市民が政治に参加することを権利として保障している。このうち積極的に政府に働きかける諸権利をまとめて「参政権」と呼び、選挙権のほか、最高裁判所裁判官の国民審査権、地方特別法の制定同意権、憲法改正の国民投票権、政府に対して要求を提出できる請願権がある。また権利が侵害された場合に政府に対応を求める諸権利を「請求権」と呼び、裁判を受ける権利や、公務員の不法な行為によって損害を受けた場合に国や地方公共団体に対して損害賠償を求める権利がある。

このように、参政権や請求権は、国民が政府を監督する権利、いいかえれば政府を国民に忠実に奉仕させるための権利であり、それゆえ国民の人権を守るための権利、すなわち政府が国民の利益を侵害する場合に国民が政府に対して抵抗するための権利ともなりうる権利である。

①政党は、政治に関して同じ意見をもつ者の集まりで、政権の獲得をめざして活動する団体である。

「与党」とは「政権に参与している政党（内閣を組織している政党）」の意味であり、逆に政権を担っていない政党を「野党」と呼ぶ。

コメント [Tt1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p132

国民の政治参加のありかたと、それに対応する権利

政治に対して意見を言う（世論の形成）	表現の自由
政治に直接参加する..... 参政権	{	選挙に参加する..... 選挙権・被選挙権
		最高裁判事を審査する..... 最高裁判事の国民審査権
		地方特別法に同意する..... 地方特別法の制定同意権
		憲法改正を判断する..... 憲法改正の国民投票権
		要求を直接提出する..... 請願権
政府に対応を求める..... 請求権	{	裁判を受ける..... 裁判を受ける権利
		政府に賠償を求める..... 国家賠償請求権

8-1 政治的権利の概要 <標準編>

世論形成とマスメディア

世論の担い手は市民であるが、世論はマスメディア

【①】の報道によって大きな影響を受ける【②】。

例えば、しばしば報道される問題は「重要な問題」として市民に伝わるゆえ、マスメディアが何をどれくらい報道するかによって市民の意識が大きく左右される。またマスメディアの解説や議論は、そうした出来事を「どう読むか（考えるか）」という点で市民が自分の意見をもつ際に参考となる。しかし他方、マスメディアが商業主義や**視聴率競争**に陥りすぎて、問題の一面をセンセーショナルに（面白おかしく）扱ったり、難しい問題や深刻な話題を避けたり単純化したりすることが起こりやすい。また権力や財力をもつ者がマスメディアに働きかけて不都合な情報を知らせないようにさせる場合もある。

私たちの周囲には電波や印刷物で多くの情報が飛び交っているが、私たちはこれらをすべて鵜呑みにするのではなく、批判的に取捨選択していかなければならない。現代のマスメディアは、世界的な規模で活動する**グローバル・メディア**になった。日本の報道を外国の報道と比べてみるなどして、世界の動向や日本のおかれている状況を冷静に見ていく努力がますます大切になっている。

利益集団と政治参加

選挙が地域単位での代表者の選出であるのに対して、

利益集団（圧力団体）は地域を越えて自らの主張を政治に反映させようとする集団である。日本では利益集

団は官庁と密接な関係にあることが多く、この二者に政治家（いわゆる**族議員**）が加わって政・官・財の「鉄の三角関係」が作られてきた。利益集団は日常的にしかもはっきりとした利害に基づいて行動するためその影響力は大きい。が、集団に属さない人々の利益が無視されやすいことや、さらには政治腐敗の温床になりやすいといった問題が指摘されている。

政治に参加する集団はこうした特定の集団の利益を追求するものだけではない。消費者保護運動や環境保護運動といったより広い人々の利害関心に訴える集団もある。日本でも特定非営利活動促進法（いわゆる**NPO法**）が成立し、今後はさまざまな市民運動やボランティア団体といった**非営利組織**（**NPO**）が政治への参加の通路として大きな役割を果たすものと予想される。

①「マスコミ」は、「マス・コミュニケーション（大衆伝達）」の略語である。

新聞・雑誌・テレビ・ラジオなど、マスコミの媒体をさすときは「マスメディア」というのが正しい。

②マスコミは、そのもつ影響力の大きさゆえに、立法・司法・行政に次ぐ第4の権力と呼ばれることがある。

コメント [n1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p133

政治資金の問題

政治資金とは政治家や政党が政治活動のために集め、支出する資金のことである。健全な民主政治を行うためには、政治家や政党が不正な方法で金を集めたり、また不正な目的のために金を使うことがないようにする必要がある。【③】

そこで**政治資金規正法**は、政治家個人が政治献金を受ける行為を原則禁止しており（実際には政治家個人は**個人献金**だけを受ける資金管理団体の一つもつことができる）、政治資金は各政党が企業や個人から現金納入やパーティー券購入などの方法によって資金を集めることになっている。

不正な資金の流れを防止するため、政治家や政党は政治資金の収支報告を提出することが義務付けられており、年間5万円以上の献金については献金者の氏名も公表される。しかし規制の網をかいくぐって不正な資金の収支をしている事例がときどき発見され、問題となっている。【④】

1994年に成立した**政党助成法**は、5人以上の国会議員もしくは2%以上の得票をもつ政党に、国庫から**政党交付金**を給付することを定めている。しかし国庫から資金が交付されること自体を問題視する意見もある【⑤】。

その他、そもそも政治資金が政策研究のために正しく有効に使われていないとか、政治に資金がかかりすぎるといった問題点が指摘されている。

「天下り」と「渡り」

中央省庁の幹部職員の世界には、順調に昇進できなくなった職員は定年退職を待たずに省務に関係する民間企業の重役ポストに転職（再就職）するという慣行があり、「**天下り**」と呼ばれている。また天下った先の企業から再び別の関連企業に移るたびに高額な退職金を得ている例もある（「**渡り**」と呼ばれる）。このような慣行は、政府と関連企業との癒着の温床になるだけでなく、「政府高官の地位を利用して私腹を肥やすものだ」といった批判も根強いので、すみやかに廃止されることが望ましい。【⑥】

国民の政治意識

日本では「政治にそもそも関心がない」という人々が少なくなく、**政治的無関心層**と呼ばれている。また政治に多少関心はあっても支持政党をもたない人々（**政党支持なし層**）も増えており、選挙の**投票率の低下**が目立っている。

国民の政治意識が低下するということは、政治に限られた人々にとって都合よく進められてしまう危険が増すということである。特に、社会的に弱い立場におかれている人々（貧しい人々、高齢者、女性など）が政治に無関心になったり支持政党をもたなくなってしまうと、自分たちの暮らしを改善するよう求める声が政府に届かず、政治に生かされなくなって、結局いつまでも弱い立場に置かれ続けることになりかねない。

③昨今、**企業献金**の是非が大きな問題になっている。選挙権をもたない企業が金で政治を動かすことになる危険があるためである。

④最近では、賃料がかからない議員会館や自宅を事務所として利用しながら、「事務所費」として数千万円の支出を計上していた松岡農林水産大臣や赤城農林水産大臣の事件がある。

⑤日本共産党はこの立場から政党交付金を受け取っていない。また政党交付金を受け取っている政党はその使途を政府に報告する義務があるが、「詳しい使途が不明になっている」と批判する意見もある。

⑥政府は2008年に再就職の斡旋を一括して行う**官民人材交流センター**を設置したが、「渡り」はそもそも対象外で、「天下り」そのものの廃止にも至っていない。

2009年2月に麻生首相は「今後は天下りと渡りを禁止にする」と国会で明言したが、禁止にするための具体的な方法（担保）は明らかにされていない。

8-2 参政権と、関連の問題 <基礎編>

国民の政治参加にはどのような問題があるのだろうか？

選挙権と選挙制度

憲法は「公務員を選定し、及びこれを罷免^{ひめん}することは国民固有の権利である」と定めており、これに基づいて公職選挙法が制定されていて、20歳以上の日本国民

(有権者)は、国会議員、地方公共団体の議会の議員と首長(都道府県知事・市町村長)の普通選挙【①】に参加し、全員等しく1票を(平等選挙)、中身を知られることなく(秘密選挙)、投票できる【②】。

議員の選挙制度は、候補者個人に投票するものと政党に投票するものの2種類に大別される。前者には、一つの選挙区から一人の議員を選出する小選挙区制と、二人以上の議員を選出する大選挙区制とがある。結果的に落選した候補者に投じられた票を死票と呼ぶが、小選挙区制は多数派が議席を獲得しやすい反面、多くの死票を生み出す【③】。この欠点を改良したのが大選挙区制である【④】。これら2つの制度に対して、政党に投票し各政党の得票に応じて議席を分配する比例代表制は、少数派も議席を獲得しやすいため死票が少なくできるが、小党が乱立しやすいという傾向がある。現在、国会議員は上記3つの制度の組み合わせで実施されている。また地方公共団体の議会議員は主として大選挙区制で実施されている。なお首長の選挙は、小選挙区制で選挙しているのと同じことである。

選挙が公正に行われるためには、選挙区ごとの有権者の数と、その選挙区から選出される議員数(定数)の比率は、すべての選挙区で同じでなければならない。しかし、特に現在の国会議員の選挙においては、農村地域と都市地域との間でこの比率が大きく異なっている。これを「一票の格差」の問題という。

最高裁判事 国民審査権

裁判所は違憲法令審査権をもつゆえに「憲法の番人」と言われることがある。裁判所がきちんと憲法と国民の権利を守るような裁判をしなくなったら、民主政治は大きく崩れてしまう。最高裁判所の裁判官の国民審査は、裁判官の就任後と以後10年ごとに、衆議院議員総選挙の際に一緒に実施されている。

憲法改正の 国民投票

憲法の改正をするためには、国会の衆議院・参議院それぞれで3分の2以上の賛成に加えて、国民の過半数の賛成が必要である。この国民投票の手続きを定めた法律が2007年に整えられたが、内容については強い批判がある。

①「普通選挙」とは、一定の年齢に達した者すべてに選挙権が与えられている選挙のことである。

ちなみに戦前は制限選挙で、女性には選挙権が与えられていなかった。また1925年までは男性でも高額納税者にしか選挙権がなかった。

②なお被選挙権は、20歳以上ではない。

衆議院議員・都道府県議会議員・市町村長・市町村議会議員は25歳以上、参議院議員・都道府県知事は30歳以上でなければ立候補できない。

また内閣総理大臣(首相)は国会の指名によって選出され、国民が直接選挙するのではない。

③仮に、最多得票者(当選者)の得票が全投票数の過半数に達しない場合は、その選挙区の過半数の有権者の投票が死票となっている(過半数の有権者の意見が議会に反映されていない)ことになる。

④小選挙区制の欠点を補う方法としては、他に上位2名の候補者だけで決戦投票をする方法もあるが、日本では採用されていない。

8-2 参政権と、関連の問題 <標準編>

国会議員の 選挙制度

衆議院議員選挙では長いあいだ大選挙区制(当時は「中選挙区制」と呼ばれていた)を採用していたが、1994年に小選挙区制と比例代表制【①】とを組み合わせた小選挙区比例代表並立制が導入された。

衆議院議員(480名)は、全国300の小選挙区での選挙と、全国を11に分けたブロックごとに実施される比例代表制の選挙によって選ばれる。候補者は小選挙区制と比例代表制の両方に同時に立候補できる(重複立候補制度)。比例代表制は「拘束名簿式」と呼ばれる方式で実施される。この方式は、あらかじめ各政党が当選順位を定めた候補者リストを発表しておき、開票後の計算で分配された当選枠数の員数だけ上位から順に当選させるものである。衆議院議員選挙においては、小選挙区制か比例代表制のどちらかで落選した重複立候補者が、他方では当選【②】できる可能性がある。

一方、参議院議員(242名)は、都道府県を単位とする選挙区(146名)と、全国共通の比例代表制で選挙されるが、選挙区制と比例代表制に重複して立候補することはできない。各選挙区には最低でも2名の議員が定数配分されているが、半数ずつ改選されるため実際には小選挙区と同じになっている選挙区がある(「1人区=いちにんく」)。また比例代表制は「非拘束名簿式」と呼ばれる方式で、各政党は当選順位を定めずに候補者リストを発表しておき、有権者は政党名か特定の候補者名を記入して投票する。開票後、政党名と候補者名の記入された票の合計数をもとに政党ごとの当選枠数を計算し分配したのち、候補者名が記入された票数の多い順に候補者リストから当選させる。このため多くの政党が候補者リストにスポーツ選手や芸能人などの著名人を加えて、より多くの当選枠数を確保しようとするようになっており、問題視する意見もある。

なお、地方議会(都道府県議会と市町村議会)の議員は、中選挙区制を採用している場合が多い。

一票の格差

公正な選挙を実現するためには、選挙制度のみならず、議員定数を選挙区の人口に比例して配分することが必要となる。人口の少ない選挙区から多数の議員が選挙されると、人口の多い選挙区の有権者の意思が十分に議会に届かなくなるからである。理論的には、一票の格差(有権者数を議員定数で割った値)には、2倍以上の開きがあってはならないのである。

①各政党の得票に応じて議席を配分する方法は複数あるが、日本ではドント式と呼ばれる計算法が採用されている。

これは各政党の得票数を整数で割った値が大きい順に当選者を割り当てていく方法である。

(計算例:定員6)

	A党	B党	C党
得票	12	8	4
÷1	⑫	⑧	④
÷2	⑥	④	2
÷3	④	2	1
÷4	3	2	1
当選	3人	2人	1人

②小選挙区で落選した候補者が比例代表で当選すると「復活当選」と呼ばれる場合があるが、「復活」したように見えるのは、先に小選挙区の開票を行い、次に比例代表の開票を行うための錯覚であって、選挙制度の欠陥ではない。

現在の国会議員の定数配分（各選挙区に配分される議員の人数）の基礎は、戦後まもない時期の人口に基づいて決められた。しかし高度経済成長期に農村地域から都市地域への著しい人口流動があり農村の過疎化と都市の過密化が進行したため、定数配分に不均衡が生じるようになった。

1960年代以後、定数不均衡のために不利になっている都市部の有権者が、定数不均衡のまま選挙が実施されたことは「**法の下**の平等」に反するとして、選挙を無効とするよう訴える裁判を相次いで起こした。この裁判で選挙を無効にすることは認められなかったものの、最高裁判所は、衆議院については約**3倍**、参議院については約**6倍**を超える状態で実施された場合には「**違憲状態**にある」ことを認定した。これらの判決をうけて、議員定数配分の若干の変更が行われたが、議員定数配分を大きく変えると、国会議員みずからが職を失う危険がつきまとうため容易には進んでいない。

最高裁判所の国民審査

最高裁判所裁判官の国民審査は、衆議院議員総選挙の際に、対象となる裁判官について実施される。専用の投票用紙には審査を受ける最高裁判所裁判官の氏名が記載されていて、「やめさせるべきだ」と思う裁判官に○印をつけて投票する。○印が投票総数の多数を占めた場合には罷免されることになっているが、これまで多数の○印がついて罷免された裁判官はいない。しかし実際には「多くの国民がやめさせるべきかどうか判断できないまま投票している」とも言われており、制度を改めるべきだという意見がある。

憲法改正の国民投票

2007年に成立した**憲法改正手続き法（国民投票法）**は成立後3年を経過する2010年5月から施行される。有権者は20歳（施行時に18歳成人が実現している場合は18歳）の国民である。

成立した国民投票法では、**有効投票数の過半数**の賛成があれば憲法96条に定められている「国民の過半数の賛成」が得られたことになるため、「実際には有権者総数の20%程度の賛成でも憲法改正が成立しうる」という予想がある。実質的な意味で「国民の過半数」の賛成を確保するために、「投票率が低いときには国民投票そのものを無効にするしくみを導入すべきだ」という意見もある。

また国民投票法では、憲法99条で**憲法尊重擁護の義務**が課せられている公務員や教員には、国民投票運動期間において憲法改正に関する意見を表明してはならないという制約が課せられているため、**表現の自由**との関係からこの制約を批判する意見も根強い。

8-3 参政権・請求権と、関連の問題 <基礎編>

国民の政治参加にはどのような問題があるのだろうか？

請願権

国民が政府に対して直接に要望を届けることができる権利を「**請願権**」という。古今東西、政治権力者（政府）は民衆から意見を言われることを嫌い、政策に対する直接的な訴えは禁じられる場合が多かった。この傾向は日本でも同様であり、江戸幕府第8代将軍が実施した「目安箱」のような例外はあっても、基本的に「お上（おかみ）に対して物申す」ことはできなかった。

これに対して日本国憲法（第16条）は、「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止、又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有」するとし、その具体的手続きが**請願法**によって定められている。これに基づいて、国民は誰でも自分の意見や要望を文書にして請願事項を所管する官公署に提出することができ【①】、官公署はその請願を受理し誠実に処理する義務を負う。さらに請願をした国民は、官公署の対応に不満があるときは**行政不服審査**（審査請求・異議申し立て）および裁判（**訴訟**）を起して対処を求めることができる【②】。

裁判を受け る権利

裁判は、個々の具体的な事件に即して法律を公正に適用するよう求める手続きである。行政機関が、みずから都合が良いように法律を解釈して国民に適用することがあつては、国民の利益が損なわれてしまう。それゆえ「公開の法廷」で（憲法82条）、公正な「裁判を受ける」（憲法32条）ことは国民の権利なのである。

刑事裁判以外の裁判を**民事裁判**（**民事訴訟**）といい、市民相互間の争い【③】を審理する裁判（狭い意味での民事訴訟）と、国や地方公共団体が当事者となる裁判（**行政訴訟**）に分けられる。裁判を進める手続きについて、狭い意味での民事訴訟は**民事訴訟法**が、また行政訴訟は**行政事件訴訟法**がそれぞれ定めている。

トラブルが解決せず民事裁判を起して裁判所の判断を求めざるを得なくなったときは、いきなり裁判所に出向くのではなく、まず法律や訴訟手続きに詳しい専門家（弁護士など）に相談するのがよい。実際の法廷では、弁護士など法律専門家に代理人になってもらって争うことができるし【④】、当事者本人が直接法廷で争うこともできる（本人訴訟）。なお国が被告となる行政訴訟においては、検察官（訟務検事）が国の代理人となる。

①天皇に対する請願は内閣に提出する。

②請願をしたことを理由に不利益を受けることはない。

③裁判で争うことができるのは法律が関係するトラブル（法的紛争）である。

それゆえ、例えば宗教の教義が正しいかどうかをめぐる争いを裁判で解決することはできない。

④簡易裁判所の審理では司法書士の一部も代理人となることができる。

8-4 日本政治のしくみと現状① <基礎編>

日本の政治はどのように行われているのだろうか？

三権分立

日本国憲法は、他の近代国家と同様に、政府が巨大化して国民の人権を侵害しないように、政治権力を立法権・行政権・司法権に分割して、議会・行政機関・裁判所に分与させ、相互に抑制するしくみ（三権分立）を取り入れている。

国会

日本の民主政治の中心をなす議会が国会であり、国を動かすルールである法律をつくる重要な機能を担う。国会は「国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である」という憲法の規定は、国会が主権者である国民の意思を代表する機関であることに由来している。

立法は国会の最も大切な権限であり、すべての法律は国会で議決されなければならない。また条約の締結にも国会の承認が必要である。予算も国会によって承認されなければならない。国会は税制をはじめ財政活動全般にわたって最終的な決定権をもっている。これらのことは国の活動の基本方針が国会によって承認されなければならないことを意味している。

内閣

国会が定めた法律にもとづいて政策を実行するのが行政機関であり、その中心的な責任を担うのが内閣である。内閣は内閣総理大臣（首相）と、国務大臣によって構成される合議体であり、その下にある国の行政組織（省・庁など）を指揮監督する。また一定の条件の下で命令【①】を発することができる。

天皇

天皇は、日本国および日本国民統合の象徴で、内閣の助言と承認のもとに、国会の召集や首相・最高裁判所長官の任命、外国からの来賓の接受など、儀式的な行事の遂行（国事行為）のみを行う。皇位は世襲で、男系の男子のみが継承できる。天皇とその家族は「皇室」と呼ばれ、皇室典範という法律によって規制を受ける。また皇室財産の授受には国会の議決が必要である。

裁判所

裁判所は、具体的な事件に即して憲法や法律を解釈し適用することによって、国民の権利を保障し「法の支配」を実現する役割を果たす。これは憲法の番人・審判者の役割でもあるから裁判所と裁判官は議会や行政機関からも独立した存在でなければならない（司法権の独立）、すべての裁判所が違憲法令審査権をもち法律や命令が憲法に適合しているかどうかを審査できる【②】。

コメント [Tt1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p124

①命令は、内閣が発する政令と、行政組織が発する省令とに大別される。

②最高裁判所は違憲法令審査を行う終審裁判所である。

8-4 日本政治のしくみと現状① <標準編>

国会の働き

国会は衆議院と参議院から成り、それぞれ国民によって直接選挙された国会議員（衆議院議員と参議院議員）によって構成される【①】。

国会は、毎年1回1月に召集される（通常国会）ほか、臨時にも召集される（臨時国会）。国会は、国会議員や内閣が提出した議案（法律案・予算案・条約締結案など）を審議する。議案はまず委員会に付され、ここで詳しく審議される。本会議では委員会の審議結果を追認するだけのことが多い。議案は3分の1以上（定足数）の議員の出席がある状態で、出席議員の過半数の賛成で可決され、両議院が可決したとき成立する。ただし両院の議決が異なる場合には、衆議院の優越が認められている。これら国会の会議は原則として公開されなければならない。

国会は、国権の最高機関として国政の全般について調査する権限（国政調査権）をもっており、証人を呼び出して質問したり（証人喚問）、記録の提出を求めることができる。

なお国会議員には、国民の利益のために存分に議会活動ができるようにするため、「国会の会期中は逮捕されない」（憲法 50 条）とか、「議院内の演説・討論・表決について院外で責任を問われない」（憲法 51 条）という特権が与えられている。

衆議院の優越

両院の結論が分かれたときに衆議院の議決を優先することを「衆議院の優越」という。

法律案の審議において両院の議決が異なるときは、参議院の議決後 60 日以内に衆議院で3分の2以上の賛成多数があるときは衆議院の議決が国会の議決となる。

また予算案の審議においては衆議院が先に審議を行う。そして両院の議決が異なるときは、衆議院の議決後 30 日以内に参議院が議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。予算案についてこのような規定がなされているのは、予算は原則として年度末までに成立している必要があるゆえ法律案よりも迅速に議決するためである。

このように衆議院の優越が認められている理由は、衆議院議員の任期が4年で任期途中で解散することがあるため、参議院よりも国民の意思を反映していると考えられるからである。しかし実際には参議院議員は3年毎に半数が改選されるので、衆議院が3年以上解散されない場合には、事実

①衆議院議員の任期は最大4年だが途中で解散したときは失職する。

参議院議員の任期は6年で、3年ごとに半数ずつ改選する。

上参議院のほうが国民の意思をより正確に反映していると考えられる場合がある。

内閣の働き

内閣総理大臣（首相）は、国会議員の中から国会の指名によって選出され、天皇によって任命される。そのあと国会議員や民間人の中から**国务大臣**（国家行政組織＝省庁の長となる場合が多い）を選び任命する。これを**組閣**という。

内閣は、憲法と法律を実施するために必要に応じて**命令**を発することができるが、法律で許される場合でなければ罰則を設けることはできない。

行政機関の中心は内閣であるが、行政機関の中には、人事院や公正取引委員会のように、公正性が求められるために内閣から独立している機関（**独立行政委員会**）も存在する。

内閣不信任

衆議院は、内閣を信任するかどうかの意思表示をすることができる。衆議院が**内閣不信任決議案**を可決したとき（又は信任決議案を否決したとき）は、内閣は**総辞職**（→直ちに国会が新しい首相を選ぶことになる）か、衆議院の**解散**か、どちらかを選ばなければならない。衆議院が解散されると衆議院議員の**総選挙**が実施され、選挙直後に召集される新しい議員による国会（特別国会）で、新しい内閣総理大臣が指名される。

衆議院から「不信任」を告げられた首相が衆議院を解散させることができるのは、衆議院が内閣を信任していなくても、主権者である国民が内閣を信任している可能性があるからである。それゆえ衆議院議員総選挙で政権与党が勝利した場合は、内閣は続投することになる。

裁判所の働き

日本の裁判所は**最高裁判所**と下級裁判所（**高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所**）に分けられる。裁判は原則として3回まで審理を求めることができ（**三審制**）、通常は地方裁判所が第一審を担当し【②】、第一審の判決に不服があるときは高等裁判所に**控訴**し、さらに不服があるときは最高裁判所に**上告**できる【③】。

司法権の独立

明治憲法の時代には、裁判所は行政機関によってコントロールされており、政府にとって都合の悪い判決が出ないように裁判官を説得するような事件もあった【④】。しかし日本国憲法は裁判官の独立について「裁判官は良心に従い独立して職権を行い、憲法と法律にのみ拘束される」（76条）と規定している。けれども「実際には多くの裁判官が最高裁判所の判例に事実上束縛されており、決して独立しているわけではない」とする意見もある【⑤】。

②一部の専門的な事件は高等裁判所が、少年事件や離婚事件などは家庭裁判所が、また軽微な事件は簡易裁判所が、それぞれ第一審を担当する。

③おおむね、第一審判決に対する上訴を控訴、第二審判決に対する上訴を上告という。

但し民事訴訟で最高裁判所に上告するには憲法違反があるなどの条件を満たす必要がある。

なお裁判所の「決定・命令」に不服がある際に上訴することを**抗告**という。

④大津事件の被告を死刑にするよう大審院長の児島惟謙に働きかけた事件が有名である。

⑤また長沼ナイキ基地訴訟では平賀健太札幌地裁所長が担当裁判官に「国側の裁量を尊重して自衛隊の違憲判断を避けるべき」との手紙を送った事件（**平賀書簡事件**）もある。

8-5 日本政治のしくみと現状② <基礎編>

日本の政治はどのように行われているのだろうか？

地方自治

日本国憲法は新たに「地方自治」という章をもうけ、明治憲法のもとの中央集権体制とは違ったしくみを作った。そこには身近な問題を手がかりにして民主政治に対する態度を着実に育てていくべきだとの考え、地方自治は「**民主主義の学校**」だという有力な考え方【①】があった。

そのために必要な原則が「地方自治の本旨」【②】である。それは地方公共団体の事務が中央政府から独立して行われるという**団体自治**と、住民によって地方自治が運営されるという**住民自治**の2つの側面からなると考えられてきた。

国政と異なり地方自治では、都道府県知事や市町村長といった首長が住民によって直接選挙される【③】。この点だけをとれば、大統領制に近い制度ともいえる。一方、住民は選挙によって都道府県議会や市町村議会の議員をも選出する。こうして選ばれた首長と議会とは、一種の抑制・均衡の関係に立ち、議会が首長の不信任決議権をもつ一方、首長は議会の決定に対する拒否権や議会の解散権をもっている。

地方自治には、こうした間接民主制に加えて直接民主制的なしくみもある。一定数の住民が賛同すれば、**条例の制定・改廃（イニシアチブ）**や、**首長や議員の解職（リコール）**などを求めることができるという、住民の**直接請求権**はその一つである。

近年、首長選挙における政党の相乗りや地方議会における無投票当選の増加、投票率の低下といったことが地方政治の沈滞を示すものとして問題になっているが、その一方で、具体的政策の是非を問う**住民投票（レファレンダム）**が各地で行われるようになった。

①フランスの政治家トックビルやイギリスの政治学者プライスによってこのように呼ばれた。

②地方自治の基本原則（憲法第92条）

③地方議会と地方自治体の首長の任期は4年だが、住民の解職請求によって失職することがある。

コメント [n1]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社001）、p 150

9-1 私たちの課題 <基礎編>

これから主権者となる高校生の心構えとは何だろうか？

主権者としての国民

日本国憲法の実質的な最終章である第10章は、「最高法規」というタイトルがつけられており、第97条から第99条まで3つの条文が置かれている。

その第97条は、基本的人権の本質について、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」と規定している。そして続く第98条では日本国憲法が日本国における最高法規であることが宣言され、さらに第99条には、「天皇または摂政および国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」という規定が置かれている。

これら3つの条文が、社会契約説の考え方を表現していることは明らかである。つまり日本国憲法は、「国民が社会の主人公（主権者）であり、主人公（主権者）である国民のために政府が存在すること、したがって政府は国民の基本的人権を保障する責務があること」を宣言しているのである。

積極的な政治参加を

しかし日本国憲法が宣言しているような民主社会を実現するためには、国民は政治・経済・社会の動きについて黙って見ているだけではなく、積極的に行動しなければならない。民主社会は国民が何もしなくてもだれかが国民の面倒をみてくれるという受身の社会ではないからである。なにごとであれ、自分たちが積極的に参画することが民主社会の基本である。言い換えれば、民主社会は自らが統治する社会であり、能動的なかわりが必要な社会なのである。

かつてフランスのトックビルは、「民主社会は自分の身の回りのことにしか興味のない人間を生み、やさしい専制政治【①】をも受け入れるような受身の人間を生み出す恐れがある」と警告した。この警告は今もなお無視できないものを含んでいる。このような警告をはねかえすためには、選挙で投票するだけでなく、さまざまな社会活動に積極的に参加したり、政治や社会の動きに関心をもって行動していくことが必要である。

①身の回りの物質的利益を実現してくれる政府にすべてを任せ、自由の大切さを見失ってしまう状態をいう。

コメント [Tt1]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p143

9-1 私たちの課題 <標準編>

ファシズム

1920年代に台頭したファシズムは、大衆の経済的・社会的不安を巧みに利用して、大衆を支持基盤として成立した独裁的な政治体制であった。特にドイツでは、大衆を操作する組織的なプロパガンダ（宣伝）がおこなわれ、さまざまな国民投票を通じて、ナチスが強大な権力を掌握した。ファシズムのもとでは議会政治は否定され、暴力による人権の抑圧、軍力による対外侵略などがおこなわれた。またドイツのヒトラーは「ゲルマン民族の優越」をとらえてユダヤ人を強制収容所に送り込み、600万人におよぶといわれる大量虐殺をおこなった。大衆民主主義が危機に際して残虐な独裁制を生んだという歴史的事実を、私たちは厳しく受け止めなければならない。

ファシズムを生んだ原因にはさまざまな事情があるけれども、その一つに「政治権力に対する批判的精神の欠如」を挙げることができる。第一次世界大戦後の混乱したドイツ社会において、ナチスのプロパガンダ（宣伝）が大衆に与えた影響は大きく、大衆はナチスに批判的なまなざしを向けることができなくなっていったのである。

当時と現代では生活環境は大きく変化したが、政治権力に対する批判的精神が必ずしも十分ではないという点においては、けっしてナチスの時代と大きく異なっていないのではないだろうか。

国境を越える秩序作り

現代の国際社会では、国家以外の多様な主体が活躍している。国際連合などの国際機構、ASEAN のような地域的国際機構などは、新しい主体である。多くは主権国家の代表からなる合議体であるが、EU のように共通の通貨を導入した例もある。地方自治体の国際活動も盛んである。多国籍企業も国際社会の重要な主体である。巨大な多国籍企業の資産額や売上額は、多くの主権国家の GNP を上回る。この経済力が一国の政治を左右する場合もある。NGO（非政府組織）は、市民の自発的な意志によって結成され、人権・環境・開発・福祉などの分野で国際的に活躍している。

今日では、経済活動の巨大化にともない、環境問題やエイズのような疾患も容易に国境を越えて世界に広がる。また、インターネットの普及で個人が国境を越えて容易に結びつく。国境という殻で仕切られた国家のみからなる国際社会という世界の成り立ちは、根底から変化しつつある。国家は国益の最大化を、企業は利潤の最大化をめざして行動してきたが、世界

コメント [Tt1]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、P142

の成り立ちの変化や地球的問題に対処するためにも、国境や利潤を越える秩序づくりが模索される。

日本の役割

変化の激しい国際社会にあって、日本の役割はきわめて大きい。日本国民は平和憲法をもち、広島・長崎への原爆投下によって世界唯一の被爆国の国民となり、戦後一貫して国際平和のメッセージを世界に発信してきた。軍事費をGNPの1%以内に抑える政策も長期間追求され、平和憲法に基づく経済政策のもとで、日本は世界でも屈指の経済大国になった。日本は、世界からその持てる力を世界の平和的発展のために活用しなければならないのである。

国際的批判に 応える

しかし現在の日本は、国際的な舞台では決して模範的な存在とはなっていない。次の世代を担う若者はこのことを重く受け止めてほしい。

たとえば日本は、「子どもの権利条約」の実施状況を監督している**子どもの権利委員会**や、国際人権規約の実施状況を監督している**国連自由権規約委員会**から、繰り返し国内の人権状況について「改善すべき」との勧告を受けている。【①】

競争の功罪

例えば私たちは「競争」の功罪を考えてみるべきである。確かに資本主義経済においては、企業が自由に競争することによって、より良い商品が多数生産され、社会は豊かになるという面がある。しかし競争が過度に進行し、競争に勝つためと称して最低限度の倫理や規則さえも守られなくなってしまうと（例：粗悪品の偽装など）、それは市場そのものの破壊につながる。

また、企業で働く従業員の賃金が、その成果によって差をつけるようになってしまうと（成果主義賃金）、従業員間の協力関係は失われ、職場は殺伐としたものになってしまう。学校でも成績で競争させられるようになれば、学ぶ意欲はかえって失われてしまうだろう。

組織の論理

私たちが社会に参加する場合、組織の論理とどう折り合いをつけていくかは重要な課題である。組織においては、上司の命令に従って働き上司に一定の成果を返すことが求められる。しかし医師や教師など専門的な職業においては、仕事の中身は上司からの命令によって決まるのではなく、患者や生徒の状況に応じて変化する。では組織に属している医師や教師の場合はどうか。組織の論理が優先するのか、専門職業人としての立場が優先するのだろうか。

コメント [Tt2]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、P176

①現代では、国際法が定める人権保障の水準は高く、日本国憲法のそれを超えているという見解さえある。日本の人権状況は決して望ましい水準にあるとは言えない。

例えば国内の人権侵害について被害者が**国連自由権規約委員会**に通報できる制度（**個人通報制度**）を定めた国際人権規約第一議定書を日本は批准していない。